

平成 28 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016)年 6 月
松山東雲女子大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	16
基準 3 経営・管理と財務	69
基準 4 自己点検・評価	83
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	88
基準 A 地域連携	88
V. エビデンス集一覧	93
エビデンス集（データ編）一覧	93
エビデンス集（資料編）一覧	94

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

学校法人松山東雲学園（以下「本学園」という。）は、明治 19(1886)年、松山第一基督教会（現日本キリスト教団松山教会）の初代牧師であった二宮邦次郎によって開設された「私立松山女学校」を源流とする。爾来今日に至るまで、キリスト教精神を建学の精神とし、それに基づく女子教育を使命として、学園の歴史を貫いて継承してきた。「学校法人松山東雲学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条には、この法人が、キリスト教の精神により学校教育を行うことを目的とする旨が明記されている。

本学園が、長い教育の歴史を通じて特に重視してきたのが、『新約聖書』の「コリントの信徒への手紙 I」第 13 章に説かれた、信仰と希望と愛に生きることの大切さ、なかでも愛に生きることの大切さを説くキリストの教えである。本学園はそこに建学の精神を見だし、スクールモットーとして「信仰・希望・愛」を掲げ、チャペルアワーを始めとする機会の折々にとりあげるとともに学歌、学章などにあらわし、共有してきた。

また、平成 20(2008)年度には、この建学の精神を以下のような簡明な文章によって表現することを、学園宗教教育委員会および理事会において決定した。

松山東雲学園の建学の精神は、「信仰・希望・愛」であらわされるキリスト教精神です。本学園は、この精神にもとづき、神を畏れ、神による希望に生き、神と隣人を愛する、自立した女性を育成する教育を目指します。

2. 大学の基本理念

平成 27(2015)年 4 月に、教授会において学長より、建学の精神から導き出される松山東雲女子大学（以下「本学」という。）のミッション・行動指針体系が示された。そこに掲げられた次の 3 つが、建学の精神から導き出される本学の基本理念として位置付けられ、教育・研究活動の指針として教職員で共有されている。

① 個を尊重し育てる

本学では、学生一人ひとりを個として尊重することを教育活動の指針とし、また、他者の個を尊重し育てる感性と能力を備えた人材を育成することを教育活動の目標としている。本学のさまざまな教育的実践の根底にあるものは、この理念である。小規模大学であるという特徴と相俟って、本学がモットーとしている「一人ひとりの顔の見える教育」を実現している。同時に、本学は、保護や配慮に依存的な学生を生み出さないよう、学生を自立・自律的な学習者と位置付けて、主体的な存在として尊重・育成することも方針としている。

② 共同の業^{わざ}へ結ぶ

人の個を尊重することのできる感性や能力は、具体的には、多様な人とかかわり、互いに連携・協力し、役割と責任を果たすことによって生まれ、様々な教育活動の成果に結びついていく。特に、職場や地域社会で多様な人々と共に活動する力が求められている今日、

学生が学びの中で身に付けた専門性を共同のなかで活かす力を育てることは、重要な教育的課題である。本学は、様々な学びの機会の創出や教育方法の工夫を通じて、専門的な学びの成果を共同の中で活かす力の育成を、第2の方針としている。

③ 明日の社会に仕える

本学園は、キリスト教精神に基づいて、「奉仕の精神」を培うことを伝統的に重視してきた。そのことは、「学則」の人文科学部の目標にある「時代と社会に仕え」の一句に（また、高校の五訓の「私心なき奉仕」にも）あらわされている。本学では、教育課程はもとより、ボランティア活動や研修活動など、学内外のさまざまな機会を通じて、他者を尊重し、社会に献身的に寄与することのできる人の育成を教育指針としている。

3. 本学の使命・目的

本学の使命・目的は、建学の精神から導き出される教育理念を、女子教育において実現することにある。

本学園の源流にある松山女学校は、男女の教育機会の格差が大きく、高等教育が女性に門戸を閉ざしていた明治中期、「学びたい」という一人の少女の願いに応えるために開かれた。松山女学校の二宮初代校長の遺稿に「女性独特の技芸を身につけさせることが女子教育なのではなく、まず女性自身が、女性である前に人間として価値ある存在である事実に関眼して、人間の尊厳の認識と自覚を持つことができる人に教育するのが女子教育なのだ」とあるように、本学園は、当初から開明的な女子教育観にたち、地域における女子教育の拠点としての役割を担って、多くの卒業生を輩出してきた（『松山東雲学園創立 120 周年記念誌』）。

男女共同参画が謳われる今日、女性のエンパワーメントはますます重要な教育的課題であり、学園に継承されてきた建学の精神・教育理念に立って地域の女子教育を担っていくことが、本学の担う使命・目的である。

4. 本学の個性・特色

今日、本学を特徴付け、また教育理念を実現するための条件を与えている個性として、次の点が挙げられる。

① キリスト教主義の大学であること

本学は、併設短期大学、中学・高等学校等とともに、長い伝統をもつキリスト教主義学校として地域社会に広く認知されている。二宮邦次郎が初代牧師を務めた日本キリスト教団松山教会を始めとして、全国の教会およびキリスト教学校との間にネットワークをもち、またキャンパスには本学の象徴となる壮大なチャペルを有する。チャペルで営まれる週 1 回のチャペルアワーや行事、ネットワークを活かしたボランティア活動や学生・教職員の研修などは、本学での教育を強く特色付けるものである。

② 四国で唯一の四年制女子大学であること

本学園は松山の地に 130 年の歴史をもつ女子教育機関であり、本学は現在、四国で唯一

の四年制女子大学である。学びの機会や学生活動等のなかで学生が主体性やリーダーシップを培うよう努め、また今日的課題である男女共同参画あるいはジェンダーなどの視点を取り入れ、さらには女性の生涯設計支援を充実させるなど、女子大学という教育環境を活かした教育活動を推進することができる。

③ 地域密着型の大学であること

本学園の女子教育機関としての歩みをふり返ると、キリスト教精神に基づきつつ、常に地域社会との強い結びつきのうちに教育を実践してきた。平成 28(2016)年度入学生（留学生を除く）のうち愛媛県出身者が 90%（うち松山市出身者が 56%）、また平成 28(2016)年 3 月卒業生のうち県内就職者は 92%であり、その意味でも、地域社会とつながりがきわめて強いことが本学の特徴である。この特徴を活かして、地域社会・諸機関と連携し、学生の社会的・体験的学習機会の拡充を図り、地域との交流の中で人材を育成することができる。同時に、大学の教育研究活動、学生活動などを地域に還元することによって、積極的に地域への発信、協力・貢献を果たすことができる。

④ 小規模大学であること

本学は、一学部一学科のきわめて小規模な大学である。このことは、近隣他大学と比べても本学の個性というべき大きな特徴である。教職員と学生の距離が近い教育環境は、「個を尊重し育てる」という教育理念と相まって、日常的に、きめ細かな「一人ひとりの顔の見える教育」を実現するための条件となっている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学園は、同志社に学び、松山第一基督教会（現日本キリスト教団松山教会）の初代牧師であった二宮邦次郎によって明治 19(1886)年 9 月 16 日に開設された、四国最初の女学校である「私立松山女学校」を前身としている。二宮牧師は、聖書に基づき、人間の尊厳を女性自らが自覚し、敬虔な信仰をもった賢明で自立的な、更には国際的な視野をもった人物を育てる女子教育の必要性を確信し、学園の基礎を築くこととなった。当初、教師 3 人、生徒 2 人でスタートした同校は、昭和 7(1932)年、高等女学校令によって松山東雲高等女学校と改称し、昭和 10(1935)年には財団法人組織となった。

第 2 次世界大戦後、新たに公布された教育基本法のもとで昭和 22(1947)年に松山東雲中学校、昭和 23(1948)年に松山東雲高等学校を開設し、昭和 39(1964)年には松山東雲短期大学を開学、さらに短期大学附属幼稚園を昭和 43(1968)年に開設した。このようにして地域における女子教育のパイオニア的存在として歩んできた本学園は、女子高等教育を通してさらに地域社会に貢献するため、平成 4(1992)年、人文学部の下に 2 学科を置く女子四年制大学「松山東雲女子大学」を開学した。すでに昭和 31(1956)年に学校法人松山東雲学園と名称変更していた本学園は、ここに小学校を除いて幼稚園から四年制大学を擁する総合学園となったのである。

松山東雲女子大学は、開学以来、社会情勢の変化や教育・人材育成ニーズの変容に対応するため、学部・学科編成の変更や教育課程の改訂を行ってきた。特に、平成 11(1999)

年には、当時の人間文化学科に含まれていた心理学・教育学分野の科目群を拡充・再編して、人間心理学科を新設し、同時に、人間文化学科には、社会福祉士国家試験受験資格取得課程を含む社会福祉分野の教育課程を加えた。これは、現代社会における人間の心や心理学、および社会福祉領域に対する社会的関心とニーズの高まりをふまえたものであり、同時に、資格志向が強まる社会や入学者のニーズに応えるものであった。また、大学入学者層の多様化が進みつつあることをふまえて、導入教育の必要性や学生支援の一層の重要性を認識し、ゼミナール科目開始年次の早期化や教員の連携による教育プログラムの工夫、正課内外のキャリア支援プログラムの導入など、教育内容・方法の充実化を行った。

平成 19(2007)年には、子育て支援に対する社会的関心の高まりを受け、人間文化学科と人間心理学科が実践してきた心理学・教育学・社会福祉学分野の教育課程を、「こころ」と「子ども」という現代社会の教育研究課題に焦点をあてて再構成することによって、心理子ども学科を新設した(人間文化学科と人間心理学科は平成 18(2006)年度をもって募集停止とした)。心理子ども学科は、子ども福祉専攻(定員 50 人)と心理専攻(定員 60 人)の 2 専攻とし、子ども福祉専攻には保育士資格と幼稚園教諭一種免許の取得課程を置いて、保育・幼児教育分野の人材育成ニーズに応えるものとした。また社会福祉士国家試験受験資格は、子ども福祉専攻、心理専攻それぞれの専門性を活かせる資格として、両専攻から養成課程を履修できるものとした。一方、本学で開学以来継承してきた地域性・国際性を重視した文化・コミュニケーション領域の専門教育は、国際文化学科に集約して継続することとした。また、初年次教育科目「学びの基礎」をはじめとした全学共有の教育プログラムを導入し、全学的に知的基盤の構築と総合力育成の取り組みを行った。

しかし、学生募集面では 18 歳人口の減少や教育ニーズの変化などを背景として困難な状況が続いた。そのため、本学の培った教育研究活動の実績を、より効果的かつ現代社会の教育・人材育成ニーズに適した形でより効果的に展開していくため、平成 23(2011)年、心理子ども学科 1 学科体制に改め、子ども専攻(定員 50 人)と心理福祉専攻(定員 60 人)の 2 専攻に改組した。国際文化学科は募集停止とし、文化・コミュニケーション領域を心理福祉専攻に統合することによって、「人を理解し、支え、つなぐ」ための多領域的な学びのできる教育課程を編成した。

現在、学園がさらに女子教育に対する地域の要請に応え続けていくため、平成 27(2015)年度の理事会において平成 32(2020)年までの 6 年間にわたる「松山東雲女子大学・短期大学 中長期計画」が議決され、この行動計画に沿って、改革・改組をも視野に入れた検討を進めているところである。

以下に、創立から現在に至る略年表を示す。

年号	西暦	事項
明治 19	1886	四国最初の女学校として松山女学校を設立。
明治 39	1906	米国伝道局の管理に移されミッション・スクールとなる。
昭和 7	1932	高等女学校令により校名を松山東雲高等女学校と改称。
昭和 22	1947	松山東雲中学校開学。

松山東雲女子大学

昭和 23	1948	松山東雲高等学校開学。
昭和 27	1952	松山東雲カレッジを設立。
昭和 32	1957	松山東雲栄養学院を設立。
昭和 39	1964	松山東雲短期大学開学。
昭和 43	1968	松山東雲短期大学に附属幼稚園を設置。
平成 3	1991	松山東雲学園オープンカレッジを開設。
平成 4	1992	松山東雲女子大学人文学部（人間文化学科・言語文化学科）開学。
平成 10	1998	松山東雲女子大学人文学部言語文化学科を国際文化学科に名称変更。
平成 11	1999	松山東雲女子大学人文学部に人間心理学科を新設。
平成 13	2001	オープンカレッジを発展的に解消し、松山東雲エクステンションセンターを開設。
平成 19	2007	松山東雲女子大学人文学部を人文科学部とし、心理子ども学科（子ども福祉専攻、心理専攻）・国際文化学科を新設。
平成 23	2011	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科の2専攻を、子ども専攻と心理福祉専攻に改編。国際文化学科を募集停止。

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 松山東雲女子大学
- ・ **所在地** 愛媛県松山市桑原3丁目2番1号
- ・ **学部構成**
 人文科学部 心理子ども学科
 子ども専攻
 心理福祉専攻
- ・ **学生数、教員数、職員数**
 学生数 393人
 教員数 75人（専任22人、兼担・非常勤53人）
 職員数 56人（正職員30人、嘱託8人、パート18人、派遣0人）

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1. 使命・目的

松山東雲学園（以下「本学園」という。）は、「学校法人松山東雲学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条に「この法人は、キリスト教の精神により、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」との文言で目的を明記し、同第 4 条で、目的達成のために設置する学校として松山東雲女子大学（以下「本学」という。）を定めている【資料 1-1-1】。

この建学の精神ならびに本学の使命・目的に則り、本学は、「松山東雲女子大学学則」（以下「学則」という。）第 1 条に、次のように大学の目的を明示している【資料 1-1-2】。

（目 的）

第 1 条 本学は、キリスト教精神にもとづく建学の理想実現をめざし、教育基本法・学校教育法にしたがって、深く専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養および国際性を備え、公共の福祉と文化の向上に貢献できる女性を育成することを目的とする。

また、先に「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」において述べた通り、本学園では、キリスト教の教えのなかでも特に「コリントの信徒への手紙Ⅰ」第 13 章に説かれた「信仰・希望・愛」を重んじ、これを本学のスクールモットーとして掲げてきた。平成 20(2008)年度には、10 月の学園宗教教育委員会および 12 月開催の理事会によって、このスクールモットーにこめられた精神と使命・目的とを平明に表現した「松山東雲学園 建学の精神」が定められた。この文章は、本学の教育研究活動の折々に、その指針とし、研鑽の礎としているものである。

以上の通り、本学は、建学の精神に基づく使命・目的を明確に示している。また、それを日々の教育研究活動において実践できるよう、具体的な表現・共有にも努めている。

2. 教育目的

本学では、「寄附行為」ならびに「学則」第 1 条に明記された建学の精神および使命・目的をふまえて、学部・学科・専攻の教育目的を定め、次の通り、「学則」第 3 条の 2 に

明記している。

(学部・学科等の目的)

第3条の2 学部および学科等の教育研究・人材養成上の目的は次の通りとする。

人文科学部

人間と社会の本質およびその文化的所産について科学的探究を行い、時代と社会に仕え、その課題を深く理解して実践的に取り組む有為な人材を育成することを目的とする。

心理子ども学科

現代社会の重要課題である「こころ」と「子ども」を中心的な教育研究課題とし、人の理解と支援に関する専門的・実践的教育を行い、もって地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

(1)子ども専攻 子どもの育ちと教育・福祉の諸課題に対する深い理解と対人関係能力を
培い、複雑、高度化する子育て支援ニーズに応えることのできる高度な専門性を備えた
保育者を育成することを目的とする。

(2)心理福祉専攻 心理・福祉に関わる専門的知識と対人関係能力を養成し、現代社会が
抱える大きな課題である「こころ」と「福祉」を探究し、専門的観点と高いコミュニ
ケーション能力をもって社会に貢献できる実践力を備えた人材の育成を目的とする。

以上の通り、本学は、学部・学科・専攻の教育目的を、それぞれ具体的かつ明確に示している。

1-1-② 簡潔な文章化

前項で示したように、本学の使命・目的、および教育目的は、「学則」において明確かつ簡潔に文章化されている。また、これらの基本的事項は、学生に向けては「履修要覧」などの配布資料に「学則」を載せることによって周知し、ホームページにおける建学の精神および教育目的の説明も、簡潔で平明な表現を用いて分かりやすく記述している【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、使命・目的および教育目的を明確に定め、「寄附行為」「学則」の中に明示している。また、それをスクールモットーの形で分かりやすく表現することによって共有した上で、学生の学びや教職員の活動の中に具現化し、達成していくよう図っている。今後も、使命・目的および教育目的を具体的かつ明確に表現し、その達成に結びつけていく努力を継続する。また、保護者、就職進路先企業など、さらに周知を拡大できる先と周知方法を検討した上で、平成 28(2016)年度以降継続して対応をはかる。

【資料 1-1-1】 学校法人松山東雲学園寄附行為 第3条、第4条 【資料 F-1】 該当ページ

【資料 1-1-2】 松山東雲女子大学学則 第1条、第3条 【資料 F-3】 該当ページ

- 【資料 1-1-3】 「履修要覧」(平成 28(2016)年度) 【資料 F-12】 と同じ
【資料 1-1-4】 松山東雲女子大学ホームページ「建学の精神」「教育の目的」

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

1. キリスト教主義教育

本学の第一の個性・特色であるキリスト教教育については、さまざまな形で学内外に明示している。毎年の大学案内(「松山東雲女子大学 松山東雲短期大学 Campus Guide」以下「大学案内」という。)には、本学の教育が「聖書に基づくキリスト教の人間理解」に基づくことを大きく掲げている【資料 1-2-1】。また、本学園の使命・目的を簡潔に示す「松山東雲学園 建学の精神」の文を「学生募集要項」や、入学時に学生および保護者に配布される「キャンパス・ガイド」「キャンパスガイド(保護者版)」の冒頭に掲げ、本学の使命・目的について理解の浸透を図っている【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】。

本学の学章は本学園のスクールモットー「信仰・希望・愛」を象徴する三つ葉のクローバーと松葉をもって図案化され、ロゴマークとして使用されている。学歌は、「信仰・希望・愛」と本学の務めである「真理の探究」の節で構成されている。

教育課程においては、「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」を全学必修科目とし、これらの科目の中で本学の歴史や建学の精神等についても理解を深めるよう工夫している【資料 1-2-5】。また、毎週 1 回、全学向けに「チャペルアワー」を持ち、礼拝および、本学教職員、地域諸教会の牧師などによる講話を通じて建学の精神の共有化が図られている【資料 1-2-6】。キャンパスに擁する大規模なチャペルは本学の象徴となっており、「チャペルアワー」ほかさまざまな式典等はここで行われている。

教職員については、初任者研修において、本学の建学の精神と使命・目的について説明を行い、さらに、毎年学園創立記念日には、全教職員参加による教職員研修会を行い、本学のキリスト教主義教育について研鑽を重ねている【資料 1-2-7】。

さらに本学は、日本キリスト教会やキリスト教学校同盟などを通じて全国のキリスト教会やキリスト教系学校とのネットワークを有しており、このことは、学生・教職員の研修、学外活動、ボランティア活動などを展開していく上で貴重な財産となっている。

2. 女性の視点に立った教育および学生生活支援

本学の「大学案内」の冒頭に、本学が四国最初の女学校として創立され、「自由な発想に基づく創造性、自主性、自立心を磨き、新しい時代に必要とされる力を育てること。いか

なる環境でも学び続ける志を持ちしなやかに未来へ歩む女性を世の中へ羽ばたかせること」を目標として掲げ、女子教育機関としての本学の教育方針について明示している。

教育課程においては、基盤科目に配置された「現代社会の女性学」等の科目を始めとして、女性学・ジェンダー学的視点に立った教育を行っている。また、基盤科目 E 群「ライフデザイン」の枠には、経済学的分野や心身の健康などの領域も含め、学生が将来にわたって自ら人生を設計する力を身に付けられるよう工夫している。

また本学では、女子大学の特性を活かし、日常的な活動において学生が主体性、意思決定力、自己管理能力、リーダーシップ、協働力などを高めていけるよう図っている。基準 2・7 で示すように、本学はクラブ活動や学生会活動、ボランティア活動など、課外活動に多様な支援を行っているが、それも、諸活動が学生の主体的成長の場となることをねらいとしている。その他、キャリア支援部による進路支援、保健室やカウンセリングルームによる心身の健康支援、図書館からの情報発信など、学内各部署において、女性の視点や支援ニーズを重視した取り組みを行っている。

3. 地域との連携

本学は、130 年にわたる松山市域での女子教育の伝統をふまえ、地域に密着した教育を実践している。保育、幼児教育、社会福祉の分野では、地域の園や施設との連携のもとで実習や体験学習を行っているだけでなく、併設短期大学と共同で開催している「幼児教育講演会」「東雲夏の保育ゼミナール」などを通じて、継続的に地域貢献・情報発信を行っている。また、松山市ひろば型地域子育て支援事業の委託を受け、キャンパス内に子育て広場「たんぽぽ」を開設し、子育て中の親と子どもが集う場の提供を行うとともに、子育てについての相談支援、情報提供、子育て講習会の開催などを行っている。

また本学は、愛媛県中予地方局、松山市などの自治体や地元企業との間に連携協定を結んでいる。これらの連携によって、「産・官・学」地域連携型授業科目や基盤科目 E 群「ライフデザイン」のキャリア関連科目が実現している。また、本学学生が地域自治体のプロジェクトに参画するなど、本学学生の地域貢献の機会にもなっている。

4. 小規模大学の特性を生かした学修環境・学生生活支援

本学は 1 学科 2 専攻から成る小規模な大学であり、教員と学生の距離がきわめて近いことが特色の一つである。ゼミナール科目を除く 1 授業科目あたりの受講生数は平均 34 人、最大でも 120 人程度であり、これによって学生一人ひとりの顔の見える、きめ細かい対面的・双方向的な授業が実践できている【資料 1-2-8】。また、本学の学修・学生生活支援の柱である「アドバイザー制」も、小規模大学の特性を生かした取り組みである【資料 1-2-9】。

本学は、大学としての個性・特色を明確に把握し、これをホームページや「大学案内」によって学内外に明示しているほか、学生・教職員、保護者にも配布冊子等によって周知した上で、諸々の教育活動において実現している。

1-2-② 法令への適合

本学は、「学則」第 1 条に本学の目的を明確に定めており、これは学校教育法第 83 条が定める大学の目的に適合している。また、本学の設置する学部、学科、専攻について、そ

それぞれ「学則」第3条の2に定めており、大学設置基準第2条に適合している。また、大学、学部、学科、専攻の名称は、大学として適切かつ教育研究上の目的とも合致しており、大学設置基準第40条の4を満たしている【資料1-2-10】。

教員免許（幼稚園教諭一種免許状）については教育職員免許法および同法施行細則、また資格（保育士資格、社会福祉士国家試験受験資格）については厚生労働省告示の定めるところにより、「松山東雲女子大学履修規程」および各資格に関する「履修細則」を定め、指定規則を遵守して教育課程編成を行い、授業を運営している【資料1-2-11】。

1-2-③ 変化への対応

本学は、開学以来の建学の精神を堅持しながらも、それを時代や社会の変化のなかで教育的使命・目的に具現化し遂行するため、さまざまな見直しと工夫を行ってきた。

1. 学科・教育課程の再編

本学は、平成4(1992)年に人文学部に人間文化学科、言語文化学科を置いた1学部2学科体制で開学して以降、近年の社会や産業の構造的な変化、18歳人口の減少に伴う志願者の減少や多様化など、さまざまな変化に対応して、教育目標・人材育成の目標を見直し、学科編成や教育課程の改革を行ってきた。

平成11(1999)年には人間心理学科を新設して3学科体制とし、さらに平成19(2007)年には、人間文化学科と人間心理学科を合併再編して心理子ども学科（子ども福祉専攻、心理専攻）を新設、学部名も、より内容に即して人文科学部と改めた上で、心理子ども学科（2専攻、定員計100人）と国際文化学科（定員60人）の2学科体制とした。この心理子ども学科の開設は、本学の建学の精神と使命・目的を、現代社会の教育環境・教育ニーズにより合致した形で実現することを目指したものである。具体的には、人間文化学科が行ってきた、地域社会・地域文化への理解に立つ人の育成と、人間心理学科の擁する心理学、教育学を柱とする専門教育課程を活用し、すでに幼児教育・保育者養成の分野で長い実績を積み重ねてきた併設短期大学との連携協力の上に立って、四年制大学としての新たな役割を担うことを目指したものである。平成21(2009)年の「学則」改定において、以上のことを学部・学科および専攻の教育目的として明記した。

この学科再編により、学生募集面でも好転することができたものの、教育ニーズの変化・多様化や18歳人口の減少等を受け、学生の安定的確保は引き続き困難な状況が続いた。一方で、資格関連科目を含む設置科目数の増加・複雑化、きめ細かい教育ニーズへの対応、学務の増大など、教学の運営における負担が重くなり、大学の規模に見合った教育課程の精選と、運営方法の検討、教員組織の再整備が課題となった。

そこで、本学では、この検討に平成21(2009)年より着手し、「改組検討委員会」での検討を経て、平成23(2011)年より、人文科学部に心理子ども学科（子ども専攻、心理福祉専攻）を置く1学科体制とし、国際文化学科を募集停止とした。これは、心理子ども学科2専攻の教育課程の再編により、教育目的や特色の明確化を図り、教育力・募集力を強化すること、国際文化学科が取り組んできたコミュニケーション領域の科目群を、両専攻の教育課程に再配置することによって、両専攻の教育課程の強化・特色付けを図ること、教育課程を精選することにより運営の合理化、効率化を実現し、教育目的のより高い達成を図

ることを目指したものである。平成 21(2009)年の「学則」改定において、以上のことをふまえて、学部・学科および専攻の教育目的を改定した【資料 1-2-12】。

2. 多様な教育方法の開発・導入

社会の急速な変容を背景に、平成 20(2008)年の中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」、平成 24(2012)年の同「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」等、大学には新たな教育的課題と、そのための授業方法の開発・導入が強く要請されている。本学においては、大学の今日的責務を自覚して、基準 2 で詳細に述べるように、さまざまな方策を早期から検討、実施し、使命・目的の実現に努めてきた。具体的には、1 年次ゼミ開設（平成 16(2004)年）から始まる初年次教育の充実、体験型学修・能動的学修の積極的導入、進路支援の充実、少規模型学習環境や IT 環境を活用した学習支援および学生生活支援、多様な個性・能力を評価する入学者選抜の実施、地域連携活動等である。

3. 組織改革

使命・目的を実現し、社会的責務を果たすため、大学には、迅速かつ実効的に意思決定が可能な機関編成、教育研究資源を最大限に活用しうる組織体制、点検・改善のための情報収集・活用、対社会的な説明責任の履行等が強く求められている。本学および学園では、基準 3 で述べるように組織改革、情報収集・活用に係る組織やシステムの改善、「倫理綱領」およびその関連諸規程や「個人情報保護に関する規程」等の規程整備、関連組織の整備を進めている。またホームページ等によって対外的な説明責任を履行している【資料 1-2-13】。

以上の通り、本学は、個性・特色についての明確な自己認識の上にたち、それを学内外に明示するとともに、法令に基づいて、教育活動の中で適正かつ具体的に実践している。また、変容する社会状況や教育ニーズに対応して使命・目的を有効に果たすことができるよう、教育内容・方法を恒常的に見直し、改革を行っている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

変容する社会環境や大学教育への社会的期待、教育的ニーズなどに対応し、本学の個性・特色を活かして使命・目的を実現するため、今後も中長期的な視野に立って、学科・教育課程、教育方法、組織面の改善を計画的に行っていく。そのために、後述する「中長期計画」の履行とそれに基づく PDCA の実行、さらにそれを踏まえた年度ごとの修正を続けるとともに、その点検にあたる毎年の「業務実施報告」の都度、各部署の取り組みが建学の精神、使命・目的、教育目的に照らして整合的であるかを確認していく。

【資料 1-2-1】 2017 年度大学案内 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-2-2】 「松山東雲女子大学学生募集要項」（平成 29(2017)年度） 【資料 F-4】と同じ

【資料 1-2-3】 「Shinonome キャンパス・ガイド 2016」 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-4】 「キャンパスガイド（保護者版）」（平成 28(2016)年度）

- 【資料 1-2-5】 教育課程表（平成 28(2016)年度） 【資料 F-12】 該当ページ
- 【資料 1-2-6】 チャペルアワー行事表（平成 27(2015)年度）
- 【資料 1-2-7】 教職員研修会次第および配布資料（平成 27(2015)年度）
- 【資料 1-2-8】 授業科目受講生数一覧表（平成 27(2015)年度）
- 【資料 1-2-9】 「学生支援の手引き」（平成 28(2016)年度）
- 【資料 1-2-10】 松山東雲女子大学学則 第 3 条 【資料 F-3】 該当ページ
- 【資料 1-2-11】 松山東雲女子大学履修規程（平成 28(2016)年度） 【資料 F-12】 該当ページ
- 【資料 1-2-12】 松山東雲女子大学学則（平成 23(2011)年度）第 3 条
- 【資料 1-2-13】 松山東雲学園ホームページ「情報公開」

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的、学部・学科等の教育目的は、「寄附行為」および「学則」に明記されている。「寄附行為」の制定・改訂は理事会の議決により、また「学則」の制定・改訂は教授会の協議を経て、最終的に理事会の承認によって決する。平成 23(2011)年度の改組に伴う教育目的（「学則」第 3 条の 2）の改訂についてもこの手続きにしたがって検討を行っており、その過程で役員、教職員の理解と支持を得ている。

1-3-② 学内外への周知

本学では、教授会の開会にあたっては必ず祈祷を行い、建学の精神および使命・目的を想起・共有している。また毎年創立記念日においては、記念礼拝とあわせて教職員研修会を行い、講演やワークショップなどを通じて建学の精神と使命・目的について再確認し、その実現に向けて研鑽を重ねている【資料 1-3-1】。

新任教職員の募集に際しては、公募要領に「クリスチャンまたはキリスト教に理解がある者」であることを必ず要件に加え、また「新任教職員オリエンテーション」において建学の精神、使命・目的、個性・特色を説明の上、理解・協力を求めている【資料 1-3-2】。非常勤講師に対しても、毎年「非常勤講師懇談会」を実施し、本学の教育目的および個性・特色について説明の上で理解・協力を求め、意見・情報交換を行っている【資料 1-3-3】。

学生に対しても、様々な機会を通じて周知を図っている。本学の入学式や卒業式は礼拝の形式をとり、そこで必ずスクールモットーである「信仰・希望・愛」について述べられ、

また学長式辞を通じて、建学の精神、および教育理念、使命・目的が伝えられる。学生は、必修の「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」およびチャペルアワーを通じて、建学の精神および使命・目的を学ぶ。チャペルアワーの講話（チャペル・トーク）は、冊子「黎明」（しのめ）として、学内外に配布している【資料 1-3-4】。また、キリスト教センターは様々な活動や研修の機会を提供しており、学生はそれらを通じて建学の精神および使命・目的を体験的に学ぶことができる【資料 1-3-5】。その他、学生に配布する「履修要覧」「キャンパス・ガイド」等の印刷物によっても、建学の精神、教育目的等を周知している。

地域の高校および高校生等に向けては、「募集要項」「大学案内」等の印刷物や、入学者選抜説明会、高校訪問、オープンキャンパスなどの機会を通じて、建学の精神、教育目的等の周知に努めている【資料 1-3-6】。広く地域社会に向けても、ホームページのほか、建学の精神や理念に相応しい講師を招いての講演会等の開催【資料 1-3-7】、保護者向けの「教育振興会報告」【資料 1-3-8】、同窓会紙「雪びら」【資料 1-3-9】、学園創立記念日に掲出する新聞全面広告【資料 1-3-10】など、多様な方法によって建学の精神、および教育理念、使命・目的を伝えている。

ただし、学生については、毎年卒業時に実施しているアンケートの結果によると「キリスト教への理解が深まった」という評価は他の項目と比較すると低く、この点は今後に向けての改善課題といえる【資料 1-3-11】。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学では、平成 24(2012)年～平成 25(2013)年に、併設短期大学を含む全学教員の参加によって、中長期的な将来構想検討プロジェクト（「Vision2020+」）を実施した。「女子大学再編」「短期大学再編」「建学の精神」「大学・短大一体化」「特色ある教育」の5つのワーキンググループによって進めた検討の内容は、平成 25(2013)年 7月に全学教職員に向けて報告された。その報告会資料に示されている通り、大学・短期大学の点検と将来構想の策定にあたって、まず「ビジョン・ミッション体系」の整備を行い、その実現のための構想という位置付けを明確にしている【資料 1-3-12】。

平成 27(2015)年には、平成 32(2020)年度までの6年間を視野に入れた「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学中長期計画」を策定、同8月の理事会承認を経て、現在改革が進行中である。この中長期計画は、先述のプロジェクトの成果を土台としたものであり、建学の精神を基礎とした使命・目的および教育目的が明確に反映されたものである。

また、本学のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーおよびアドミッションポリシーを策定し、ホームページに公表しているほか、アドミッションポリシーは「募集要項」、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーは「履修要覧」「キャンパス・ガイド」等の印刷物に掲載して周知している。その内容は、「学則」に明記した教育目的を反映しており、建学の精神および使命・目的を反映したものといえる【資料 1-3-13】。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は、以上に述べた使命・目的および教育目的を達成するため、「人文科学部」に「心理子ども学科」を置き、さらにその下に、使命・目的を幼児教育と保育の分野において実現することを目指す「子ども専攻」と、心理・福祉領域において実現することを目指す「心

理福祉専攻」を設置している。両専攻には、それぞれの教育目的に照らした教育課程を定め、その担当者として適正な専任教員を置いて、教育研究組織を配置している【資料 1-3-14】。また、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、社会福祉士国家試験受験資格の取得課程を運営するために、適正な資格および人数の専任教員を配置している【資料 1-3-15】【資料 1-3-16】【資料 1-3-17】。

教育研究を推進する教職員組織は、図 1-3-1 の通りである。教授会、学科会および専攻会、各種委員会・部会・センター会から構成されており、使命・目的の達成のための組織体制が確立されている。また、本学は同一キャンパス内に併設する短期大学との一体化を進めることによって教育研究力の一層の向上を図っているところであり、多くの部門で合同組織、もしくは密接な連携・協力体制をとっている（図 1-3-2）。これにより、建学の精神の実現、使命・目的の達成をより有効なかたちで行うことができている。

以上の通り、本学の組織構成は、使命・目的に照らして適切であり、整合性を確保している。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、使命・目的および教育目的の策定においては適正な手続きに基づいて決し、また中長期計画の策定に際しても、常に建学の精神および使命・目的の再確認を行っており、使命・目的の有効性は保たれている。ただし、学生における理解と支持はまだ十分とはいえない状況にある。今後、キリスト教センターを中心に現状を把握・共有し、平成 28(2016)年度中に改善方策を講じることとする。

- 【資料 1-3-1】 教職員研修会次第および配布資料（平成 27(2015)年度） 【資料 1-2-7】と同じ
- 【資料 1-3-2】 新任教職員オリエンテーション次第（平成 28(2016)年度）
- 【資料 1-3-3】 非常勤講師懇談会案内（平成 27(2015)年度）
- 【資料 1-3-4】 「黎明」（平成 27(2015)年度）
- 【資料 1-3-5】 キリスト教センター行事関連資料（平成 27(2015)年度）
- 【資料 1-3-6】 「入学者選抜説明会」資料（平成 28(2016)年度）
- 【資料 1-3-7】 講演会・演奏会等広報チラシ（平成 24(2012)～平成 27(2015)年度）
- 【資料 1-3-8】 「教育振興会報告」 vol.8
- 【資料 1-3-9】 「雪びら」（平成 27(2015)年度）
- 【資料 1-3-10】 新聞掲載全面広告（平成 25(2013)～平成 27(2015)年度）
- 【資料 1-3-11】 卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査・報告書（2009～2011）、（2012～2014）
- 【資料 1-3-12】 「Vision2020+」最終報告書
- 【資料 1-3-13】 松山東雲女子大学ホームページ「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「ディプロマポリシー」
- 【資料 1-3-14】 松山東雲女子大学 教員数 データ編【表 F-6】
- 【資料 1-3-15】 教職に関する科目の変更届新旧対照表（幼）、教科に関する科目の変更届新旧対照表

【資料 1-3-16】 指定保育士養成施設業務報告書 新学年度における職員の状況

【資料 1-3-17】 社会福祉士養成施設業務報告書 新学年度における職員の状況

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神、使命・目的および教育目的を明確に定め、学内外に適正に周知するよう努めている。教育課程と教育研究組織の構成も、教育目的と整合的に反映したものであり、また社会や教育ニーズの変化に対応して、建学の精神の具現化に努めている。現在、中長期計画の実行中であるが、社会の変化は急速であり、常に PDCA サイクルを機能させて、建学の精神の実現に向けての努力を継続的に行っていく必要がある。

図 1-3-1 本学の教学組織図

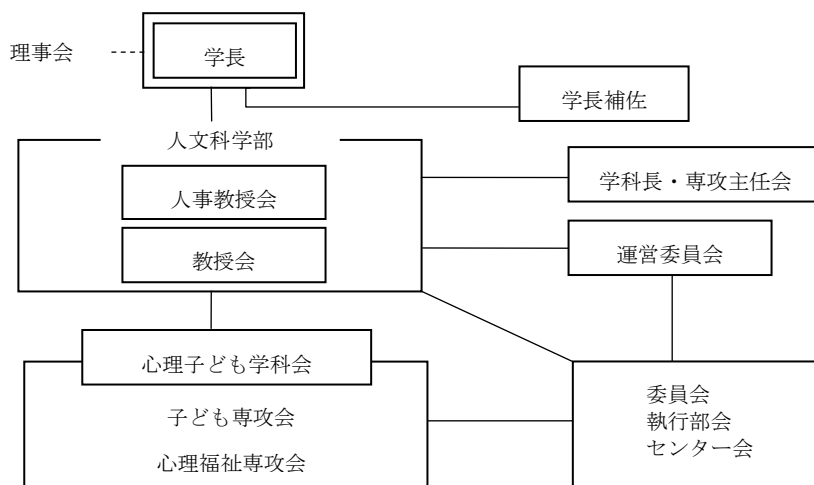
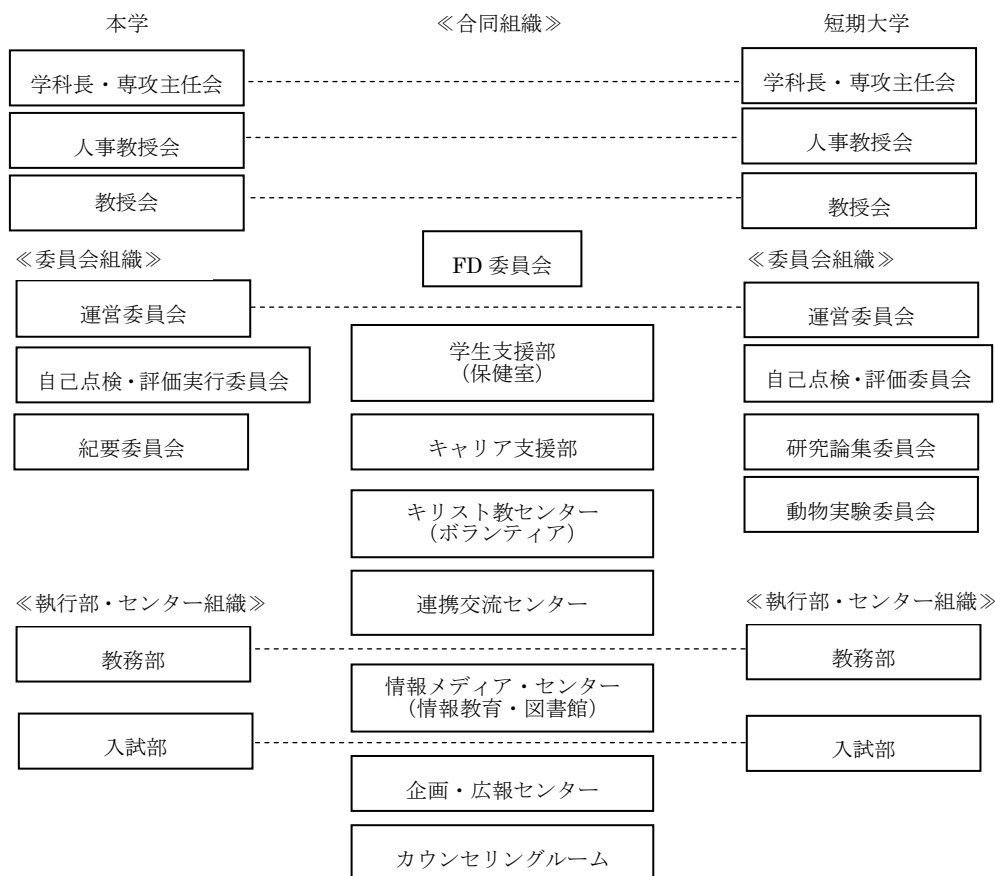


図 1-3-2 松山東雲女子大学・短期大学組織関係図



基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学人文科学部心理子ども学科の両専攻は、優秀な保育者を養成することと、心理や福祉の視点を併せ持ち、来るべきグローバル社会に順応しながら、明日の社会に仕える人材を養成していくことを教育上の使命としている。本学は、この教育的使命の実現を図るため、大学、学部、学科および専攻のアドミッションポリシーを策定し、さまざまな機会に周知をしている。

アドミッションポリシーについては、より簡潔・平明な記述にすることにより、本学の学びの領域とそれに基づいた受入れ方針が受験生および地域社会に明確に伝わるよう、平成 27(2015)年度に内容改訂に向けた検討を行った。この検討を経て、平成 29(2017)年度入試に向けて公開されているアドミッションポリシーは、次の通りである。

子ども専攻の求める入学生像

子ども専攻では、多様化する社会の子育て支援に応えるために、保育や福祉に関する専門性の理解と人間関係力を備えた保育者の養成を目指します。そのために次のような人を求めます。

- ・子どもが好きで、子どものために働きたいと思っている人
- ・相手の立場を理解し、良い人間関係を築こうとする人
- ・子どもの成長にかかわる人間として、自らの人格を磨こうとする人
- ・福祉や子育て支援に関心があり、その理解を深めたい人
- ・幼稚園教諭や保育士、社会福祉士として働くための知識や技能、実践力を身につけたい人

心理福祉専攻の求める入学生像

心理福祉専攻では、心理・福祉に関わる専門的知識と対人支援能力を身につけ、現代社会が抱える大きな課題である「こころ」と「福祉」を探求し、専門的観点と高いコミュニケーション能力をもって社会に貢献できる人を求めます。

- ・社会を広い視野で観察したい人
- ・人間のこころを専門的に学び、対人支援能力を身につけたい人
- ・福祉に興味があり、地域社会に貢献する社会福祉士になりたい人
- ・問題を解決するための思考力を高め、人と協力して問題の解決をしたい人

- ・コミュニケーション力を磨き、社会人基礎力を高めたい人

このアドミッションポリシーは、「学生募集要項」に明記し、ホームページでも公開している【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】。また本学の大学案内（「松山東雲女子大学 松山東雲短期大学 Campus Guide」。以下「大学案内」という。）は、建学の精神であるキリスト教主義について明示した上で、「松山東雲女子大学学則」（以下「学則」という。）で定めた大学および学部・学科等の教育目的を反映した内容となっている【資料 2-1-3】。

アドミッションポリシーについては、様々な機会に周知を図っている。具体的には、入学者選抜説明会、オープンキャンパス、ホームページでの資料公開、「大学案内」を始めとする印刷物の配布、受験情報誌への資料提供、各種進学相談会への参加などである。

このうち最も重点を置いて取り組んでいるのがオープンキャンパスである。後述するように、例年、年4回開催してきた定例のオープンキャンパスに加え、近年は多様な対象者に向けたオープンキャンパスを開催しており、これらの機会に、保護者も含めたより効果的なアドミッションポリシーの周知に努めている。

以上述べたように、本学ではアドミッションポリシーを明確に定め、これに基づいて、明確な志向性、学習に対する強い意欲、個性豊かで多様な能力・背景を持った学生の受け入れに努めている。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では、学生を受け入れるにあたり、アドミッションポリシーにしたがって以下の7つの多様な入試形態によって公正に入学者を選抜している【資料 2-1-1】。

① 推薦入試

- 指定校推薦入試…指定校の学校長からの推薦を重視して、本学学生の中核となるような資質を持った者を選抜する。面接と出願書類により審査する。指定校は、同一学校法人の松山東雲高等学校をはじめ、愛媛県内、近隣県ならびに沖縄県の高等学校、キリスト教学校教育同盟校の中から本学が指定する【資料 2-1-4】。
- 公募推薦入試…学力・人物がともに優れ、評定平均値が 3.0 以上で卒業または在籍学校長の推薦を受けた者に対して、小論文と面接、出願書類により審査する。
- スポーツ推薦入試…特定の競技の活動において顕著な実績を残し、学校長の特別推薦を受けた者に対して、面接と出願書類により審査する。
- 生徒会活動推薦入試…生徒会活動で中心的なメンバーとして活躍し、学校長の特別推薦を受けた者に対して、面接と出願書類により審査する。

② 一般入試 A 日程・B 日程

本学の学科専攻の専門性を探求するにふさわしい基礎学力を判定する試験である。いずれも国語と英語の2科目を試験科目として課し、これら2科目の得点と出願書類により審査する。

③ 大学入試センター試験利用入試 A 日程～C 日程

本学の学科専攻の専門性を探求するにふさわしい基礎学力を判定する試験である。いずれも、受験科目のうち2科目の得点と出願書類により審査する。

④ 特別選抜（社会人・帰国生）入試

社会人の区分は、社会経験などを有し、勉学意欲や大学教育にふさわしい能力を有する者を対象とする試験である。また、帰国生の区分は、日本国籍を有し、海外で所定の期間、教育を受けたものを対象とする試験である。いずれも所定の基準を満たす者に対して、小論文と面接、出願書類により審査する。

⑤ AO 入試

口頭試問や実技試験、課題提出や発表などの過程で、受験生の知識だけではなく、面談や実技の発表等の過程で受験生が主体的に見出した課題をいかに表現し、伝えることができるかを問う試験である。一般の入試では測りがたい受験生の特性や志向性をみるのが目的である。エントリーした受験生に対し、2回の面談等により本人の意欲、適性、能力を審査する。課題や試問の内容は、両専攻で異なる。

（子ども専攻）

1回目では、オリエンテーションを行う。第一次面接と、小論文という内容である。また、受験生は、第二次面接で行う実技等の課題を3種類から2つ選択し、大学側に申告する。2回目では、申告した2つの実技等の課題を受験し、その結果をふまえ第二次面接を行う。

（心理福祉専攻）

1回目では、オリエンテーションを行う。第一次面接と、2回目に提出する課題の説明を受けるという内容である。2回目では、その課題を提出し、それに関する内容を5分程度で口頭発表する。また、それらの結果をふまえ第二次面接を行う。

両専攻とも、2回の面談等の結果に基づいて、専攻会において内定の可否を審査する。内定が決まれば、受験生はそれぞれの時期の入試に出願する。最終的な合否の決定は、入試の後開かれるアドミッションズオフィス(AO)会議において、各専攻から提出された内定の原案が審議されて合格が決定する【資料 2-1-5】。選考にあたっては、専攻会で情報を共有することで公平性・透明性を確保している。

⑥ 外国人留学生選抜入試

所定の基準を満たす者に対して、日本語試験（語彙・読解・作文）とインターネットテレビ電話システムによる面接、出願書類により審査する。

⑦ 編入学入試

所定の基準を満たす者に対して、小論文と面接、出願書類により審査する。

これらの入試区分別の募集人数は、教授会審議を経て適正に定めている【資料 2-1-6】。入学者の入試区分別割合（平成 28(2016)年度入学者）をみると、指定校推薦が 32.4%、スポーツおよび生徒会活動推薦が 9.8%、公募推薦が 7.8%、AO 入試が 11.8%、一般入試が 15.7%、センター試験利用入試が 21.6%となっている。指定校推薦よりも、一般とセンター利用の合計の方が上回っている状況である【資料 2-1-7】。

なお、上記区分のうち、スポーツ推薦・生徒会活動推薦による入試受験者、大学入試センター試験利用入試 A 日程の受験者を対象とした「特待生」制度【資料 2-1-8】、および学長長の推薦を得た一般入試受験者を対象とした「学長推薦特待生」制度【資料 2-1-9】

がある（基準 2-7 で述べる）。また、A 日程合格者のうち成績優秀者 1 名に対し、松山東雲学園同窓会が入学金相当額を助成する制度を設けている。

これらの多様な入試制度について、「大学募集要項」「大学案内」およびホームページで告知しているほか、様々な経路で周知に努めている。その主なものは次の通りである。

① 入学者選抜説明会

近隣の高等学校に対し、毎年 5 月に本学において「入学者選抜説明会（併設短期大学と合同開催）」を開催している【資料 2-1-10】。この説明会には各高等学校に対し、入試区分およびアドミッションポリシーの説明に加え、大学の基本情報としての建学の精神、各学科専攻の学びの特徴や就職状況等、ならびに在学生の状況を伝えている。また、高校現場が高い関心を持つ、教育や子どもの発達等のテーマについて、専門の本学教員による講演を同時開催するなど、高大連携にも資するように努めている。

② 高校訪問

入試広報活動として、適切な時期に各高等学校を訪問し、大学の説明、入試情報の提供に努めている。各高等学校への訪問は、教職員協働で行っている。訪問時には、本学の提供する学びや学生指導に対する姿勢を詳細に説明し、本学に対する理解を深めてもらうこと、ひいては本学を積極的に選択してもらい入学者の獲得につなげることを主眼に置いている。そのために、教員と職員それぞれが職分に応じて高等学校側の要請を考慮した訪問を行い、一方的な情報伝達に終わらない、高等学校との信頼関係の構築に努めている。さらに、平成 32(2020)年度に大きく変化する大学入試制度を現段階から見据え、今後の高大連携の在り方を模索するため、高等学校側の意見聴取を行う貴重な機会として対話を重ねるよう努力している【資料 2-1-11】。

以上に示したように、本学は、学生の受け入れに際して、多様な入試形態を整え、公正かつ妥当な方法により、明確な志向性、学習に対する強い意欲、個性豊かで多様な能力を持った学生を受け入れることに努めている。選考にあたっては入試問題の作成を大学が自ら行い、厳重な問題管理の上で試験の運営を行っている。入試問題の作成委員は年毎に順番で担当する体制として、入試業務は教員すべてが公平にかかわって実施している【資料 1-2-12】。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学心理子ども学科の入学者数は、両専攻合計 110 人の定員に対して、最近 5 カ年は毎年、100 人前後という状況で推移している【資料 2-1-13】。オープンキャンパス、大学見学会、出張講義、各種進学説明会などを精力的に実施してきたが、現状では依然として定員充足を達成できていない。この状況の改善のため、学生募集活動の面からは、次のような取り組みを行っている。

① オープンキャンパスおよびガイダンスの拡充

本学では例年、年 4 回の定例のオープンキャンパスを実施してきた。内容は毎年工夫を重ねており、大学教育に対する保護者の関心が高まっていることを考慮して、保護者も対

象として想定した説明会や講演等のプログラムも実施している。

平成 28(2016)年 4 月の心理子ども学科入学者 102 人のうち、オープンキャンパス参加者は 62 人(60.8%)であった。このようにオープンキャンパス参加者の出願率が高いことに加え、併設短期大学と比較すると、オープンキャンパス参加者数は低いものの、オープンキャンパス参加者の出願・入学率は併設短期大学よりも若干高くなっており【資料 2-1-14】、本学の学生募集戦略上、オープンキャンパスは非常に重要であるといえる。

定例のオープンキャンパスに加え、平成 19(2007)年より、毎年 3 月に高校 1、2 年生を対象とした春のオープンキャンパスを、平成 20(2008)年度より高校生の保護者を対象としたガイダンスを、さらに平成 27(2015)年より、部活動で忙しく通常のオープンキャンパスへの参加が困難な高校生や社会人のために「ナイトオープンキャンパス」を実施している【資料 2-1-15】。

② 入学前準備プログラムの実施

一般入試 A 日程とセンター試験利用入試 A 日程の合格発表後、この時点で合格している受験生（推薦合格者を含む）を対象として、本学キャンパスを会場とした「入学前準備プログラム」を実施している。高校生がグループワークでパワーポイントの資料作成を行い、本学学生がピアサポーターとして助言を行う形で、大学での学びや本学の雰囲気を経験し、理解を深めてもらう試みである。大学での学びを先取り体験することで、大学生活への円滑な移行を支援するねらいがあるが、本学のアットホームな雰囲気を伝えることでアイスブレイクの効果が発揮され、合格者の歩留まりを高め入学者を獲得する上でも重要である。平成 28(2016)年度入試では 34 人（実施対象者の 49.3%）の高校生がこの入学前プログラムに参加した【資料 2-1-16】。

③ 高校との信頼関係の構築と、戦略的な学生募集活動

本学は、小規模大学の強みを活かした教育を個性・特色の一つとしており、少人数教育や学生支援の丁寧さの点でも評価を得ている。この信頼に応えることによって、一定数の進学者を確保し、適切な学生受け入れ数を維持していくことが期待できる。

なお、本学の教育や学生支援の丁寧さを効果的に伝える目的で、本学では高校訪問用の資料「学生名鑑」を作成し、活用している【資料 2-1-17】。これは、当該高校出身学生の近況やこれまでの成長を、学生本人の言葉も添えてまとめた資料であり、各高校出身学生の入学後の様子を伝えることで、高校との双方向的信頼関係を形成する一翼を担っている。

また、各高校の特徴や進学傾向、本学への期待内容などは多様である。高校との信頼関係を構築するためには、そうした多様性をきめ細かくとらえ、それに応えることを考慮した戦略的な学生募集活動が必要である。そのための情報収集・分析を進めている【資料 2-1-18】。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、アドミッションポリシーの改訂を行い、明確化してこれを周知することに努めている。また、学生数を安定的に維持するとともに、多様な学生の入学を促すため、多様な入試区分を設け、適正に運営している。

受入れ学生数の現状をみると、前回（平成 21(2009)年）の自己点検・評価時よりは回復

しているものの、まだ定員充足には至っておらず、依然としてこの点が緊急に対応を要する解決課題である。これについての改善・向上方策は次の通りである。

① 他大学と差別化できる教育内容・方法の確立

四国でも、高等学校現場において四年制大学に対する期待と要求が次第に高まりつつある。近年、指定校推薦よりも一般入試やセンター試験利用入試で入学する学生が上回ることが示すように、高等学校側の受験指導体制においても、最後まで受験を継続させた後に最終的な進路決定をさせたいとする傾向が強まりつつある。また、本学の持つ「ブランド力」である歴史と伝統に対する評価も、それだけでは若い世代に訴える力は弱いのが現状であり、市場における本学のポジショニングを明確化していくことが求められる。学生獲得のための本質的な方策として、学科専攻の中身（教育課程、教育環境、施設設備、人的環境など）を学生視点の考え方で整備・改善する。

② 専攻別の学生募集戦略の明確化と強化

1 学科ではあるが、子ども専攻と心理福祉専攻では、受験生の入試における行動が異なる。オープンキャンパス参加者の入学率が、心理福祉専攻よりも子ども専攻の方が高いことから示唆されるように、資格・免許に特化した子ども専攻では、オープンキャンパスでの専門性に関するアピールは比較的效果があるとみてよいのに対し、心理福祉専攻は常に他大学との競合にさらされており、かなりの学生を奪われていることがわかる。したがって、心理福祉専攻では特に、独自の教育課程や教育サービスをアピールしていくことにより、競合校との差別化を図ることが不可欠である。こうした違いも踏まえ、以下のように、専攻ごとの学生募集戦略を明確にし、それぞれの特徴に応じた強化を図っていく。

ア. 子ども専攻

併設短期大学に保育科をおき、四年制の女子大に子ども専攻を擁する本学においては、四年制の学びの特徴と意義を明確に伝えていくことが重要である。子ども専攻では幼稚園教諭免許状一種の取得が可能である。幼保一体化の進行に伴い、将来的に保育者の採用において本学で取得できる幼稚園教諭一種免許が有用であるなど、一種免許を取得することの意義を明らかに示していく。さらに、四年制大学でしか取得できない社会福祉士国家試験受験資格を有することが、保育士の専門性をさらに高めることを伝えていく。

イ. 心理福祉専攻

開設当初から定員未充足が続く心理福祉専攻では、完成年度を迎え、専攻の学びの内容をより明確にすべく、専門教育科目群を改編するなどの教学面での改革を行った（2-2-②参照）。平成 28(2016)年度には、さらに、多様な学生ニーズを考慮し、取得可能な資格増設の検討に着手する。

本専攻の主要領域である心理学については、高校生の関心度は依然高いが、カウンセラー以外に将来の就職・進路をイメージしにくい現実がある。また福祉においても、介護のイメージが先行し、相談・支援業務としての社会福祉士の仕事がまだ高校生に認知されていない。こうした現状認識から、平成 27(2015)年度より、本専攻の学びの内容・卒業後の進路などについて分かりやすく図解した説明資料を作成し、オープンキャンパスや高校で

のガイダンスの際の配布資料として活用している。また、これまでも積極的な情報伝達に努め、専攻独自の SNS を開設して、授業や学生の活動などを発信してきた。こうしたきめ細かい発信を今後も継続、強化するとともに、高校訪問等の対面的な活動においても活用するなど、教職員が共通の認識のもと、諸活動を遂行することになっている【資料 2-1-19】。

③ 戦略的で焦点の明確な募集活動

1) 本学の強みである少人数教育の良さを発信していくためのより効果的な方法を検討し、実行する。具体的には、a) 学生の学修成果を目に見えるデータで示し、高校生、保護者および高校等に対して実証的な伝達を行う。b) 前述した資料「学生名鑑」の充実化を図り、高校との対話においてそれを活用することにより、本学のきめ細かい教育についての認知と信頼を高める。2) 学生募集における高校訪問活動では、重点校の捉え直しを行い、効果的、戦略的な立案のもとに実行する。3) 入試部員の役割分担を適材適所で行う。また入試部以外の教員が高校訪問を行うことなど、教員間連携を進める。4) 受験生向けだけではなく、広く一般に向けて、本学の特色についての認知度を高める取り組みを行う。5) 必要な情報に的確にアクセスできるようホームページの内容や構成を改善し、受験生や保護者への訴求力を高める。

④ 高大連携と系列校からの入学者の増加

高大連携を視野に入れつつ、高校訪問の戦略の見直しを行う。具体的には、ア) 高校現場が抱える課題やニーズを正確に把握し、問題点を共に考えながら、連携して学生を育てることを実践し、そのことについての認知を高める。イ) 高校ごとの特性や本学に対する期待にきめ細かく対応し、それぞれのニーズに特化した発信の方策を模索する。また、系列校である松山東雲高等学校からの入学者を平成 28(2016)年度入試の 16 人から 30 人に増やすことを目標として連携強化を進める。

⑤ 入試改革

系列校を中心に新しい入試形態を模索し、いずれ導入される「新テスト」への対応に備える。

⑥ 新しい入学生層の開拓

今後、地域の 18 歳人口の減少は明らかであり、受験生が全入の状態になることは避けられないものの、様々な施策により、入学者数の回復を目指す。18 歳人口だけにとらわれず、より積極的に社会人の「学びなおし」としての入学を増やしていくと同時に、長期的には外国人枠の入学者を増やすことを検討する。

【資料 2-1-1】 「松山東雲女子大学学生募集要項」(平成 29(2017)年度版) 【資料 F-4】
と同じ

【資料 2-1-2】 松山東雲女子大学ホームページ「アドミッションポリシー」 【資料
1-3-13】 と同じ

【資料 2-1-3】 2017 年度大学案内 【資料 F-2】 と同じ

- 【資料 2-1-4】 高等学校向け指定校枠説明資料（平成 28(2016)年度）
- 【資料 2-1-5】 松山東雲女子大学アドミッションズオフィス(AO)規程
- 【資料 2-1-6】 入試区分別募集人数一覧（平成 28(2016)年度） 【資料 F-4】 該当ページ
- 【資料 2-1-7】 入試区分別の入学者割合（平成 28(2016)年度）
- 【資料 2-1-8】 松山東雲女子大学特待生選考規程
- 【資料 2-1-9】 学校長推薦特待生募集要項（平成 28(2016)年度）
- 【資料 2-1-10】 「入学者選抜説明会」資料（平成 28(2016)年度） 【資料 1-3-6】 と同じ
- 【資料 2-1-11】 高校訪問記録サンプル（平成 27(2015)年度）
- 【資料 2-1-12】 入試実施要領（平成 27(2015)年度）
- 【資料 2-1-13】 入学者数推移
- 【資料 2-1-14】 平成 23(2011)～平成 28(2016)年度のオープンキャンパス参加者の入学状況
- 【資料 2-1-15】 オープンキャンパス資料（平成 27(2015)年度）
- 【資料 2-1-16】 入学前準備プログラム案内および資料（平成 28(2016)年度）
- 【資料 2-1-17】 「学生名鑑」サンプル（平成 28(2016)年度）
- 【資料 2-1-18】 本学への進学ヒートマップ（入試部会資料）
- 【資料 2-1-19】 心理福祉専攻サブパンフレット（平成 28(2016)年度）

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、建学の精神、使命・目的に基づいて、大学、学部・学科および専攻の教育研究・人材育成上の目的を「学則」に定めており、その目的の達成のため、次の通りカリキュラムポリシー（教育課程編成方針）を定めている。

人間と社会の本質およびその文化的所産について科学的な探求を行い、時代と社会に仕え、その課題を深く理解して実践的に取り組む有為な人材を育成することを目的として、カリキュラムを編成しています。

1. 幅広く多様な基礎的知識とアカデミックスキルを獲得し、専門科目で得た知識を多角的・総合的に理解し深めるために基盤科目（生きる礎、探求する力、コミュニケーション、知性の創造、ライフデザインの 5 領域）を置き、「キリスト教学 I」、「キリスト教学 II」、「学びの基礎 I」、「学びの基礎 II」、および「キャリア論」を必修科目としています。

2. 専門的な知識と技能を体系的に習得するために専門科目（コア科目、こころを科学す

る、知識・方法を学ぶ、実践力を身につける、社会につなげる、の5領域)を設置し、知識獲得型の授業に加えて、体験学習型の授業やゼミ・少人数クラスによる教育機会を提供します。

3. 専門分野を超えて科目を履修し、幅広い関心や視点を養うことを奨励します。
4. 対人関係能力、ソーシャルスキル、表現能力、コミュニケーション能力、課題設定・問題解決能力を育成するために、1年次の「学びの基礎」から2年次以降のゼミナールへと発展的に積み上げていきます。
5. キャリアを形成する力と、専門職に従事し、それぞれの場で実践し活用する力を育成するために、正課科目と正課外の学習を有機的に連結させて提供します。

このカリキュラムポリシーは「履修要覧」に明記することにより学生に周知している【資料 2-2-1】。またホームページに掲載することによって学外に公表している【資料 2-2-2】。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1. 教育課程の体系的編成

教育課程の編成にあたっては、学科全体の教育目的に照らして共通に基礎的、中核的な位置付けをもつ科目群を収めた「基盤科目」を置き、さらに各専攻の教育目的達成のための専門科目群を「専門教育科目」(「子ども専攻専門教育科目」および「心理福祉専攻専門教育科目」として開設している。「基盤科目」および「専門教育科目」には、さらに領域区分を設け、分かりやすい見出しで趣旨を示すとともに、領域ごとの卒業要件単位数を配分することによって、設置目的に沿った履修が行われるように配慮している。その他に、両専攻共通の科目群として「特別開講科目」「グローバル・コミュニケーション科目」を開設している(図 2-2-1)【資料 2-2-3】。

なお、「履修要覧」に掲載する教育課程表は、平成 26(2014)年度まで、基盤科目および両専攻の専門教育科目が一体の表で表記されていたが、平成 27(2015)年度よりそれぞれ別の表に改めることで、よりわかりやすく改善した。

① 基盤科目

「基盤科目」は、「A 生きる礎」「B 探求する力」「C コミュニケーション」「D 知性の創造」「E ライフデザイン」の5群から成り、大学での学びの基礎となる思考力・判断力の涵養、および学びの成果をより広い観点から活かしようとする多面的・総合的視点の育成に資する科目を置いている。A群には、建学の精神について学ぶ必修科目「キリスト教学

図 2-2-1 教育課程の編成 (2016 年度より)



I」「キリスト教学Ⅱ」および「哲学」「倫理学」「ジェンダー論」など、倫理観・人間観・総合的思考力や判断力を培うことによって、大学での学びの成果を実践的に活用しうる人格の陶冶を図るための科目、B群には本学独自の初年次教育プログラムである「学びの基礎Ⅰ」「学びの基礎Ⅱ」（以下合わせて「学びの基礎」と略記する）を始めとして、専門的探究を行うためのアカデミック・リテラシーを身につけるための科目、C群は語学を中心とするコミュニケーション関連基礎科目、D群は幅広い領域にわたって理解と関心を涵養するための科目を置いている。またE群には、進路形成、心身の健康、ボランティア、余暇活動等に関する学びを通して、生きることへの自覚と知識を培い、自立・自律的に自らの人生を設計する力を涵養するための科目が配置されている。基準5で述べるように、この領域に収められたキャリア支援関連科目は、正課外のキャリアプログラムと連携することにより、教育効果の向上が図られている。

それぞれの群に卒業に要する単位（卒業要件単位）が設定されており、5群合計の卒業要件単位は32単位（うち必修8単位）である。

② 専門教育科目

「専門教育科目」は、各専攻の教育目的に基づいて、専門的な知識と技能を体系的に習得する科目で構成されている。教育課程表の構成は学科共通で、「コア科目」「こころを科学する」「知識・方法を学ぶ」「実践力を身につける」「社会につなげる」の5領域から成る。このうち「コア科目」には、『こころ』と『子ども』を中心的な課題とし、人の理解と支援に関する専門的・実践的教育によって地域社会の創造に貢献できる有為な人材の育成」という本学科の教育目的に沿って、教育課程を構成する主要専門分野の基礎科目7科目を配置している。また、「こころを科学する」には、両専攻の専門教育において共通の基盤として位置付けている心理学の基礎科目を配置している。

「知識・方法を学ぶ」「実践力を身につける」「社会につなげる」では、各領域の専門科目の内容・順序性にしたがって、専門知識獲得型の科目から応用力・実践力を高める科目まで体系的に配列されている。特に「社会につなげる」には、近年の大学教育において強く求められている「社会人基礎力」や「汎用的能力」を養う目的で、PBL(Project Based Learning、課題解決型学習)の科目(「PBL研修Ⅰ」、「PBL研修Ⅱ」、「PBL研修Ⅲ」)を平成27(2015)年度から導入し、うち「PBL研修Ⅰ」を1年次必修科目としている。

また、専門教育科目の「ゼミナール」には、「心理子ども基礎演習Ⅰ」「心理子ども基礎演習Ⅱ」(2年次)、「心理子ども演習」(3年次)、「卒業研究」(4年次)を必修科目として設置しており、これらのゼミナール科目を修めた上で4年間の学びの集大成として「卒業研究」を執筆・提出し、単位取得することを卒業要件としている。

卒業要件単位はそれぞれの領域ごとに設定されており、「自由単位」(卒業要件単位のうち、各領域に設定された要件単位を超えて、他専攻の専門教育科目を含むいずれかの領域から取得した単位)を合わせて、92単位が卒業要件単位となっている【資料2-2-4】。基盤科目に設定された卒業要件単位32単位と合わせ、124単位が卒業に要する総修得単位数である。

③ 特別開講科目

学生の学びの意欲、教員の教育意欲に応え、また時宜に適った内容の教育を提供することを目的として、平成27(2015)年度に新設した枠であり、学生・教員の開講希望に基づい

て、単年度の科目開講を可能とするものである。開講の前年度、学生と教員に対して受講・開講希望調査を実施し、学生もしくは教員から提出された開講希望について学科会で検討し、開講を決定する【資料 2-2-5】。開講科目名は授業形態に応じて「心理子ども特講」「心理子ども特別演習」「心理子ども講読」のいずれかであり、履修により取得された単位は「自由単位」として卒業要件単位に算入される。

④ グローバル・コミュニケーション科目

平成 28(2016)年度から、教育課程表に「グローバル・コミュニケーション科目」を新たに設け、英語および多文化理解に関する科目をここに集約することとした。これは、平成 27(2015)年度まで主に心理福祉専攻の専門教育科目であったこれらの科目を、両専攻共通の科目群として独立させることによって、両専攻に所属する学生が、各自の興味や関心に応じて授業選択が可能なることを明確にしたものである。この枠に収められた科目も「自由単位」として卒業要件単位に算入される。

2. 教育目的に沿った科目の教育内容の編成と実践

本学心理子ども学科子ども専攻および心理福祉専攻は、大学の使命・目的および教育目的、学部・学科の教育目的を、さらに現代社会の要請に照らしながら各専門領域において具現化するため、適切な科目を開設し、学科のカリキュラムポリシーに基づいて教育課程を編成、運営している。

① 子ども専攻専門教育科目

現代は女性の社会進出が急速に進んでおり、あらゆる分野において活躍できる男女共同参画社会の実現に向かっている。そうした現代社会にあって保育や福祉は、特に女性を支える重要な領域ともいえる。子ども専攻ではこうした社会的責務も踏まえつつ、保育者養成を目指して専門教育を展開している。

また、現代の子育てが直面する課題が多様化し、保育者に求められる専門性も高度化・多様化していることから、子ども専攻の教育課程では、幼稚園教諭一種免許と保育士資格の同時取得とともに、社会福祉士国家試験受験資格を目指すことも可能となるように編成している。

教育課程表の「知識・方法を学ぶ」には、「保育学」「保育内容総論」「児童家庭福祉」などの理論科目および保育内容の各領域に関する演習科目群等を中心として構成している。「実践力を身につける」は、実習および実習指導に関する科目と、保育表現技術に関する科目群を中心として構成し、「社会につなげる」には、保育者としての実践を支えるため、先述の PBL 型科目のほか、「教育社会学」「家族社会学」「家族心理学」「地域福祉論 I」等、隣接領域の専門科目を収めている。

このうち、本専攻の教育課程の中軸をなしているのが実習科目である。実習では学生にできるだけ具体的な目標をもって主体的に臨むよう指導しており、この実習において最も効果的な学びが得られるよう、4 年間を通して、段階を追って継続的に学べるように配置や内容設定を工夫している。

なお、実習科目の受講には、それまでに取得していなければならない科目や既修得単位数など、いくつかの履修条件を定め、履修ガイダンスで周知しているほか、授業等におい

でも指導を行っている【資料 2-2-6】。このようにして、学生に保育専門職を目指す者としての自覚と、真摯な取り組みを求めている。

② 心理福祉専攻専門教育科目

現代は、地域社会の変容や情報化の進展などによって生活環境や生活内容が急速に変貌し、また少子高齢化などを背景として新たな生活課題も出現している。心理福祉専攻の教育課程は、「大学案内」の「人を理解し、人を支え、人をつなぐ」という言葉に表されるように、現代社会の多様な場において、人間関係の創出・維持・発展に寄与し、また対人支援の役割を担うことのできる人の育成を目指して専門教育を展開している【資料 2-2-7】。

専門教育科目は、心理学、社会福祉学、コミュニケーション学の3つの専門領域を柱として構成されている。入学した学生が、この3領域の入門的科目で学びながら目的・関心を明確化し、主体的に学びの領域を選択し組み合わせながら履修計画を立てて専門的な学びができる点が、本専攻の特徴である。

本専攻の柱となる上記3領域については、それぞれ中心となる科目群を「コア科目」に配置している。特に、3つの学問領域の共通テーマである「共生」をキーワードに、3領域の視点をトータルかつ有機的に関連付けて学ぶ科目「現代社会と共生」を置き、本専攻の1年次必修科目としている。

「こころを科学する」の科目群には、心理学の主要な基礎理論や、心理学実験、心理統計法等に関する科目、「知識・方法を学ぶ」では、主に福祉分野における対人支援ならびにコミュニケーションに関わる知識・方法に関する科目、「実践力を身につける」では、カウンセリングやソーシャルワークの実践的な科目を配置している。「ソーシャルワーク実習」「心理検査法実習」等の実習科目もここに収められている。また、「社会につなげる」の科目群では、心理、福祉、コミュニケーションに関連する社会的事象をより広い視点から学ぶことができるよう、隣接領域の専門科目を配置している。各科目群に卒業要件単位数を設定しているが、一方で、卒業要件に占める自由単位の割合を大きくすることによって、学生個々の履修計画の自由度を高めている。また、年次に合わせて段階を踏んで知識や実践力が身につくよう開講年次が設定されており、知識獲得型授業（主に講義科目）と実践力・応用力を養う授業（主に演習科目）がバランスよくかつ系統的に配置されている。

また、本専攻では、一般企業への就職を希望する学生も多いことから、コミュニケーション能力や課題設定・問題解決能力を始めとする「社会人基礎力」や「汎用的能力」の涵養に力を入れている。「社会につなげる」に開設しているPBL型科目のうち、「PBL研修Ⅰ」（1年次必修）だけでなく、2年次以上を対象とした「PBL研修Ⅱ」と「PBL研修Ⅲ」のうち1科目を選択必修としている。また、「PBL研修Ⅰ」についても、学習目的の理解の徹底化を図るため、平成28(2016)年度より専攻教員が独自のテキストを作成し活用することとした【資料 2-2-8】。

③ 資格・免許の開設と運営

資格・免許取得について、子ども専攻では、幼稚園教諭一種免許と保育士資格の取得を柱とし、加えて社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指すこともできるよう、教育課程および時間割を編成している。3資格を同時に目指す場合、授業や時間外学習が過密となりがちであり履修上注意が必要であるが、履修計画の策定なども含めて、教員が親身に指導を行っている。心理福祉専攻では、心理学領域においては認定心理士資格、社会福祉領

域においては社会福祉士国家試験受験資格の取得を柱とし、教育課程および時間割の編成、履修指導等を行っている。

また、国や学外機関による公的な資格・免許とは別に、目的に添って系統的な履修を促すための履修プログラム(「通訳・翻訳プログラム」「児童英語指導者養成プログラム」「ビジネス能力養成プログラム」)を設置している。それぞれ所定の科目を履修し単位取得することによって、プログラム修了証明書を取得できる【資料 2-2-9】。

資格・免許取得のための履修指導は計画的に実施しており、年度当初に「資格等ガイダンス」を行うほか、学期開始時の専攻別オリエンテーション等で、年次に合わせた情報提供・指導を行っている。

3. 教授方法の工夫・開発

本学では、教育目的の達成のため、以下のような取り組みを行っている。

① 体系的学修の促進のための取り組み

各科目の授業概要には、該当するカリキュラムポリシー、およびその科目が特に強く関連するディプロマポリシーを明記し、当該科目の開設のねらい、教育目的との関連、カリキュラム体系における位置付けをわかりやすく周知している。授業概要は、次年度の授業計画として教員から所定の期日までに提出され、学科長・専攻主任によるチェックが行われている。これにより、カリキュラムポリシーとの整合性が確認され、また科目間の有機的なつながりに立った体系的な教育課程が担保されている。

また、平成 26(2014)年度より、「履修系統図」を作成し、掲示により学生に提示している【資料 2-2-10】。ただし、現在のところ、科目間の体系的性や順序性を明確に示すものになっておらず、検討課題として取り組んでいる【資料 2-2-11】。また周知方法も掲示のみである点は改善が必要である。

② 単位の実質化のための取り組み

学生が在学期間を通してバランスよく科目を履修し、かつ十分に時間外学習時間を確保できるよう、履修登録単位数の上限設定(「キャップ制」)を設けている(年間 49 単位を上限としている)【資料 2-2-12】。さらに、学生が学習時間を活用できるよう、授業概要に「事前・事後学習」に関する情報を明記し、時間外学習を促進している。

③ e ポートフォリオ

平成 27(2015)年度より e ポートフォリオを導入し、学生の振り返りと履修計画作成に活用している。これは、平成 27(2015)年度に文部科学省の「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」に採択されたことにより、「e ポートフォリオシステム」「教職履修カルテシステム」「授業評価アンケート」「LMS(Moodle)」の統合システムとして導入したものである。

e ポートフォリオでは、入学時に将来の希望などを記録させ、各学期末の成績通知時に前の学期の振り返り、自己評価、次の学期に対する目標を記入する。アドバイザー(基準 2-3 で述べる)の教員が、学生の記入内容を確認し、コメントを入力して応援や指導を行う。これにより、学生が PDCA サイクルによって大学生活を主体的に構築できるようになり、また「主体性」「計画性」「自己管理力」という社会人に不可欠な力を培うことができる。e ポートフォリオには、正課内科目の履修に関する項目以外に、キャリアプログラムへの参加を始めとするキャリア形成活動、ボランティアやクラブ・サークル等の課外活動

に関する項目も設けられており、学生生活の全般的な記録や振り返りが行えるよう設計されている【資料 2-2-13】。

④ 独自の初年次教育プログラムの開発・実施

4年間の教育効果を高めるため、本学では、初年次における導入教育を特に重視し、プログラムを独自に開発、実施している。

1年次に開設している必修科目「学びの基礎」は、全学共通の導入教育プログラムとして、全教員の協働作業によって内容と方法を検討して組み立て、平成19(2007)年度に開設したものである。テキストも独自に開発・作成しており、本学の「教養教育」から「専門教育」にわたる学びの土台づくりに位置するものといえる。

課題解決型授業である「PBL研修Ⅰ」は、グループワークを主体にした授業運営がなされており、本学のアクティブ・ラーニングの中心的役割を担うものである。本科目の開設に当たっても、学生に伸ばしてほしい様々な力の重要度と緊急度に関する教員の意見の集約・分析を行い、その結果に基づいて、関心をもつ力、傾聴力、共感・協働する力、他者受容力などが涵養されるよう科目内容を設計した。またその際、GP事業（基準 2-5 で述べる）による汎用的能力に関する調査結果も参考にした。科目内容は、導入年度の平成27(2015)年度においては両専攻が同一内容で実施したが、平成28(2016)年度からは、各専攻の専門性や学生の特性に合わせた形で内容を修正し、授業運営に当たっている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

本学では、カリキュラムポリシーを明確に定めて周知し、それに沿って、各専攻の教育目的を達成するための科目を体系的に配置して運用し、教育効果向上をはかる取り組みを実施している。今後も、学生の状況や現代社会の教育ニーズなどを見据えながら、教育目的を見直し、教育課程を改善する取り組みを継続的に進める。

また上述のように、すでに検討中の取り組みや、整備・改善の必要が認められる項目もある。その主な改善・向上項目は以下の通りである。

① 初年次教育の効果検証と改善

本学は、初年次教育科目や課題解決型授業など、独自の教育プログラムの開発や新しい教育方法の導入などを積極的に進めてきた。

しかし、学生の状況や教育ニーズ、大学教育への社会的要請は常に変化する。また、新たな教育内容や方法の導入や改善を重ねるにつれて、授業科目間の関連性や学生の受講負担状況などに課題が生じる可能性もある。特に1年次は必修科目が増加しており、それらの内容の整理と科目間関係の再確認が必要な時期にある。今後、検証に基づいて、俯瞰的な視点に立って教育課程を見直していく必要がある。

これについて、すでに「学びの基礎」については独自の「受講生アンケート」を実施して学生の意見を聴取し【資料 2-2-14】、「PBL研修Ⅰ」についても初年度の実施状況と成果・課題の検証を行っている【資料 2-2-15】。また学生の状況の把握等については、平成28(2016)年度より、新入生に対して基礎学力テストとして国語テストを実施し、入学時の学生の学力を把握して、入学後の指導に活かす取り組みに着手する【資料 2-2-16】。今後も引き続き全体的な検証と改善の取り組みを行う。

② 専攻専門教育科目の配置の調整

子ども専攻では教育実習および保育実習、心理福祉専攻においてはソーシャルワーク実習が、学生の履修計画上の長期的目標となっているが、それぞれ、実習の教育的効果を高めるため、関連領域の科目について、開講年次や開講期間等の調整の必要性が指摘されている。両専攻において、科目の配置について検討し、実施する。その他の科目についても、開講年次や学期配置などを検討、修正することで、より学生が修得しやすい教育課程の編成を行う。

③ 履修系統図の完成と活用

履修系統図の改善に着手しているところであるが、同時に各科目のナンバリングも行う予定である。これらについて、平成 30(2018)年度実施を目標として作業を進める。また、学生がカリキュラムの体系性を認識できるよう、履修系統図のホームページへの掲載、配布資料の作成など周知方法を工夫し、活用を図る。

④ 実施済の取り組みに関する情報発信

学生への学修支援の取り組みとして平成 27(2015)年度より eポートフォリオを導入したが、学生によって活用状況に相当のばらつきがあり、有効な活用の方策が求められている。また、平成 26(2014)年度に導入した「特別開講科目」についても、学生からの希望調査の提出が活発とはいえない。そこで、導入された諸制度に関する説明や情報発信を丁寧に行うとともに、できるだけ制度を利用しやすいよう改善を行い、活用を図る。

- 【資料 2-2-1】 「履修要覧」(平成 28(2016)年度) 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 2-2-2】 松山東雲女子大学ホームページ「カリキュラムポリシー」 【資料 1-3-13】 と同じ
- 【資料 2-2-3】 教育課程表(平成 28(2016)年度) 【資料 1-2-5】 と同じ
- 【資料 2-2-4】 松山東雲女子大学履修規程第 7 条、第 8 条 【資料 F-12】 該当ページ
- 【資料 2-2-5】 特講科目希望調査票(学生用・教員用)
- 【資料 2-2-6】 履修ガイダンス配布資料(平成 27(2015)年度)
- 【資料 2-2-7】 2017 年度大学案内 【資料 F-2】 と同じ
- 【資料 2-2-8】 「PBL 研修 I」(心理福祉専攻)テキスト(平成 28(2016)年度)
- 【資料 2-2-9】 松山東雲女子大学 ビジネス能力養成プログラム修了証取得履修細則
松山東雲女子大学 通訳・翻訳プログラム修了証取得履修細則
松山東雲女子大学 児童英語指導者養成プログラム修了証取得履修細則
- 【資料 2-2-10】 履修系統図(平成 28(2016)年度)
- 【資料 2-2-11】 松山東雲女子大学教務部会議事録(平成 27(2015)年度第 11 回)
- 【資料 2-2-12】 松山東雲女子大学履修規程 第 5 条 【資料 F-12】 該当ページ
- 【資料 2-2-13】 eポートフォリオ資料
- 【資料 2-2-14】 「学びの基礎 I」「学びの基礎 II」受講生アンケート結果(平成 27(2015)年度)
- 【資料 2-2-15】 『松山東雲女子大学人文科学部紀要』第 24 巻(抜刷)

【資料 2-2-16】 「国語テスト」実施要領

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1. 学修支援のための制度的取り組み

本学では、大学、学部、学科および専攻の目的に従いつつ、学生各々がその興味関心・志向性にしたがって学修が進められるよう、以下のような指導・支援を行っている。指導・支援については、専攻会・学科会での審議や情報共有を経たうえで、教務部会において教員と職員の連携体制を取って立案、実施している。

① アドバイザー制

本学では「アドバイザー制」を置いている。アドバイザーの任に当たるのは、1年次は「学びの基礎」の担当者、2年次以上はゼミナール科目の担当者である。

アドバイザーは、アドバイザー（アドバイザーとして担当する学生）の履修計画や学修活動などの相談に応じて、最も身近な立場から助言・指導を行う。また、eポートフォリオへの定期的なコメント入力、成績通知に際しての学修状況の確認と助言、成績不振学生に対する面談（後述）も担当する。

アドバイザーが交替する場合には、必要に応じて申し送りを行い、指導上必要と認められる場合には、アドバイザーから専攻会・学科会に向けて情報の共有を図った上で、組織的に支援を行う。「個を尊重し育てる」ことを基本理念に掲げる本学において、アドバイザー制は、入学直後から卒業時に至るまでの学修活動を支える、最も基本的な支援制度として機能している。なお、基準2-5、基準2-7等で述べるように、アドバイザーは、学修支援にとどまらず、キャリア支援や学生生活支援においても重要な役割を果たしている。

以上に述べたアドバイザーの役割や支援体制について、十分な理解共有がなされるよう、本学では教員向けの手引きを作成している。平成27(2015)年度まで本学と併設短期大学では別々の手引きを作成、運用していたが、同一キャンパス内において、制度の一体化がより充実した支援につながることから、平成28(2016)年度より両大学共通の「学生支援の手引き」として改訂することとした【資料2-3-1】。

② オフィスアワー

授業等に関する学生の質問、相談、アドバイザーからの相談等に対応する体制として、教員が週1回以上のオフィスアワーを設け、その時間帯には必ず研究室に在室することとしている。また各教員は、研究室扉に、オフィスアワーを含めた週間スケジュールを掲示

し、学生にもオフィスアワーに関する周知を行っている【資料 2-3-2】。

③ 成績通知

毎学期の成績通知表は、アドバイザーから本人に直接渡し、必要な助言を行う。成績通知表は、成績確定後に保護者にも送付することとなっている（学生本人が情報開示を拒否した場合を除く）。必要な場合には、成績通知表送付にアドバイザーが保護者宛のコメントを添える。学生の修学状況や成績を把握できるよう保護者と情報共有することにより、協力して学修支援ができる体制をとっている。

④ 学科・専攻等による履修指導

オリエンテーション期間中に、学年・学科専攻別の「教育課程ガイダンス」、「資格等ガイダンス」、「単位互換制度に関するガイダンス」等を行い、履修に関する情報提供を十分に行うよう努めている。特に1年次においては、教育課程や単位制度の仕組み、履修登録の手続き、時間割作成等について、専攻別ガイダンス等の機会を活用して、丁寧な指導を行っている【資料 2-3-3】。また、資格・免許、海外研修、他大学との単位互換制度等、必要に応じてガイダンスを実施し情報提供・指導を行っている【資料 2-3-4】。

オリエンテーション期間は、従来学年当初に設定していたが、平成 27(2015)年度からは、後学期開始前日もオリエンテーション日とし、成績通知やガイダンス等を実施している【資料 2-3-5】。

⑤ 修学困難な学生に対する学修支援

進路変更、経済的事情や修学意欲の変化等、修学継続に関わる課題について、アドバイザーを中心とした支援体制のもとできめ細かく対応を行い、必要に応じて学生支援部やカウンセリングルーム等と連携しながら助言を行っている。中途退学や休学等に関する相談や申し出があった場合には、アドバイザーが中心となって、保護者も交えた助言を行い、修学継続に向けた支援に努めている。

入学後に志向性や進路希望などが変わった学生に対して、転専攻の制度も設けている【資料 2-3-6】。転専攻を希望する学生に対しては、専攻会・学科会の審議を経て学長が学籍異動を認める。受入れ可能人数は、毎年度、定員充足状況に合わせて設定している。

平成 27(2015)年度における退学率（在籍者数に対する退学者の割合）は 2.8%で、ほぼ全国平均値（平成 25(2013)年度の文部科学省調査で 2.6%）に近い数字であるが、近年微増傾向にある（表 2-3-1）。過去 5 年間の退学者 37 人の退学理由内訳をみると、「経済的困窮」は 6 人(16.2%)にとどまり、最も多いのは「就学意欲低下」で 11 人(30.0%)、次いで「進路変更（就職）」が 9 人(24.3%)、「進路変更（教育機関）」が 5 人(13.5%)等となっている【資料 2-3-7】。大学での学修に対する不適応が大きな割合を占めていると考えられるので、この点に重点を置いて、退学率を下げる取り組みを行う必要がある。

他方、卒業延期についてみると、平成 27(2015)年度における卒業延期者は 6 人、卒業学年在籍者に対して占める割合は 6.6%である。平成 25(2013)年ごろは 10%台とやや高めであったが、最近 3 カ年は 4%~6%台で推移している【資料 2-3-8】。また、この卒業延期者には留学や卒業延期願（基準 2-4 で述べる）によるものも含まれているので、総じて現状に大きな問題はないと考えられる。

その背景の一つに、アドバイザーを中心として、単位修得状況に不安のある学生を早期に発見し、指導する体制をとってきたことがある。平成 27(2015)年度より GPA(Grade

Point Average)制度を導入したことから、学修支援体制をさらに組織化して、年次ごとに定めた基準取得単位数と「学期 GPA1.0」を基準として、これを下回る学生については、成績通知時に該当学生との面談を行い、「学生面談記録」に記載し、専攻主任に提出することを義務化した【資料 2-3-9】。

なお、本学は進級制度をとっていないため、4年次の卒業延期以外の原級留置（留年）はない。

表 2-3-1 過去5カ年の退学者数・率の推移

(人文科学部) 学科・専攻	年度	2011	2012	2013	2014	2015	合計
心理子ども学科 子ども専攻	学生数	72	133	179	229	216	829
	退学者数	0	4	4	4	4	16
	退学率(%)	0.0	3.0	2.2	1.7	1.9	1.9
心理子ども学科 心理福祉専攻	学生数	34	63	106	157	176	536
	退学者数	1	5	3	8	7	24
	退学率(%)	2.9	7.9	2.8	5.1	4.0	4.5
心理子ども学科 心理専攻	学生数	98	64	39	-	-	201
	退学者数	3	2	2	-	-	7
	退学率(%)	3.1	3.1	5.1	-	-	3.5
心理子ども学科 子ども福祉専攻	学生数	156	110	58	2	-	326
	退学者数	3	3	2	0	-	8
	退学率(%)	1.9	2.7	3.4	0.0	-	2.5
国際文化学科	学生数	108	70	35	2	1	216
	退学者数	2	2	0	0	0	4
	退学率(%)	1.9	2.9	0.0	0.0	0.0	1.9
合計	学生数	468	440	417	390	393	2108
	退学者数	9	16	11	12	11	59
	退学率(%)	1.9	3.6	2.6	3.1	2.8	2.8

※学生数は、各年度の5月1日時点のものである

2. 教職員協働による学修支援

① 教職員協働の組織体制

本学では、教務部、学生支援部、キャリア支援部などの執行部、図書館委員会、キリスト教センター、情報メディア・センター、連携交流センターなど、学修支援に携わる多くの組織が教員と事務部職員によって構成されており、その合議によって各部門の活動方針、活動計画が立案されている。履修登録指導を始めとして、学修活動諸般に関する指導も事務部職員との協働で実施している。

また、基盤科目 E 群のキャリア支援関連科目（キャリア支援部）、基盤科目 C 群「海外語学・文化研修」（連携交流センター）、図書館職員による図書館利用・情報検索指導（情報メディア・センター）など、科目運営の協力や指導協力も行われている。

② 心理子ども学科の助手の配置

心理子ども学科では、常勤の助手 1 人が、本館南 4 階の共同研究室に常駐している。共同研究室は、多くの学生や教員が集い、実習の準備、自習、教員や友達との話し合いなど

自由に使える環境となっており、助手は、教員の授業運営の準備・補助を行うほか、身近で信頼できる存在として親身に学生の相談に乗り、実習準備や学修活動に対する補助、助言を行っている。

なお、本学は、TAの制度は設けていない。

3. 保護者との連携強化

本学では、建学の精神、教育の基本方針や教育目的を保護者とも共有し、連携して学修を支援できる環境づくりを図るため、下記の取り組みを行っている。

① 入学式後の顔合わせ

入学式終了後、新入生の保護者と学科教員との顔合わせを行い、学科長、専攻主任、各執行部長等から本学の建学の精神、教育の基本方針や主要な取り組みについて説明を行っている。また、「キャンパスガイド（保護者版）」を配布して、履修に関する必要事項について周知を図っている【資料 2-3-10】。

② 成績通知

前述したように、各学期の成績確定後に、保護者宛に成績通知表を郵送している。学生の履修状況により必要に応じてアドバイザーコメントを封入することにより、保護者とも情報を共有し、問題がある場合に早めの対応ができるよう配慮している。

③ 保護者向けメールマガジン

毎月1回、登録した保護者に電子メールで大学での行事、学生生活・就職支援に関する情報を配信し、大学の活動や学生生活についての理解を深めるよう配慮している。

④ 保護者懇談

学期ごとに保護者懇談の時期を設定し、保護者からの申し込みに応じてアドバイザーが面談を行う。アドバイザーは懇談記録を作成し、学科長・専攻主任に提出する【資料 2-3-11】。

また、本学は、併設短期大学と合同で、学生の保護者からなる「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学教育振興会」（以下「教育振興会」という。）を置いている。教育振興会は、本学の教育活動に対する支援・協力を目的とし、学生指導等に対する補助事業等を行っている。年1回、会報「教育振興会報告」を発行し、事業報告を行うとともに、大学の現況や学生の活動状況等について、大学の各部署から詳細な報告を行っている【資料 2-3-12】。

4. 学生の意見をくみ上げる仕組み

学修支援に関して学生の意見をくみ上げる仕組みとしては、まず「授業評価アンケート」がある。アンケート質問項目に「この授業では、授業外学習の助け（参考文献の紹介、練習問題の出題など）になることを教えてもらえる」「担当教員は、学生が質問や相談をしやすいうように配慮している」「この授業は、事前学習・事後学習に必要な時間またはその学修内容が明確である」等学修支援に関わる項目を設けており、集計結果は各科目担当者にフィードバックして授業改善に活用している。また、前述した「特別開講科目」も、学生の学びの意欲をくみ上げ教育活動に反映することをねらいとして開設したものである。

卒業時に実施する「卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査」の尺度項目および自由記述も、学修支援に対する学生の意見・感想をくみ上げるものとして重要であり、

結果を集約の上、改善に活用している（基準 2-6 で述べる）。

以上の通り、本学では、小規模大学の特性を最大限に生かしつつ、きめ細かな学修支援を行っている。これらの取り組みは、学生の学修や教育の充実・向上に適切に機能していると考えられる。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、アドバイザーを中心として、小規模大学ならではのきめ細かい学修支援を実践し、教育効果を上げてきた。しかし、近年学生の状況や支援ニーズは多様化し、アドバイザーが困難に直面する場合もある。

退学者数・率は近年比較的落ち着いているものの、全国平均をわずかながら上回っている状況である。修学困難な学生は、同時に心身や生活習慣に問題を抱えている場合も多く（基準 2-7 で述べる）、組織的対応力を高めることが急務であることから、学生支援部、保健室、カウンセリングルーム等とも協力して、連携した組織作りを検討し、実施する。

- 【資料 2-3-1】 「学生支援の手引き」（平成 28(2016)年度） 【資料 1-2-9】 と同じ
- 【資料 2-3-2】 「Shinonome キャンパス・ガイド 2016」 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 2-3-3】 「オリエンテーションガイド」（平成 28(2016)年度）
- 【資料 2-3-4】 オリエンテーション配布資料（平成 28(2016)年度）
- 【資料 2-3-5】 オリエンテーション日程表（平成 27(2015)年度前学期、後学期）
- 【資料 2-3-6】 松山東雲女子大学学則 第 14 条 【資料 F-3】 該当ページ
- 【資料 2-3-7】 退学理由から見た各学科・専攻における過去 5 年間の退学者の状況
- 【資料 2-3-8】 過去 5 年間の卒業決定状況
- 【資料 2-3-9】 「教務の手引」（平成 28(2016)年度）
- 【資料 2-3-10】 「キャンパスガイド（保護者版）」（平成 28(2016)年度） 【資料 1-2-4】 と同じ
- 【資料 2-3-11】 保護者懇談案内、保護者懇談報告書（様式）
- 【資料 2-3-12】 「教育振興会報告」 vol.8 【資料 1-3-8】 と同じ

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1. ディプロマポリシーの制定と明示

本学は、次の通り、ディプロマポリシーを制定し、履修要覧および本学ホームページ等に明示している【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】。

松山東雲女子大学は、次のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

I. 卒業時に備えるべき能力

- 1.人間、社会、文化などに関する幅広い知識と、専門領域に関する知識・技能を習得している。
- 2.知識や技能を応用して、多角的、総合的、体系的なものごとをとらえ、理論的、批判的に思考し、問題の発見や解決にその力を活用する姿勢と能力を身につけている。
- 3.他者を尊重し、共感的に理解し、協働しようとする姿勢をもち、それを支えるための対人関係能力、コミュニケーション能力等を身につけている。
- 4.自らの知識・能力を活かして社会に積極的に寄与するとともに、自己の人生を主体的に設計し、自立的・自律的に開拓する意欲と能力を身につけている。

II. 能力の判定手段

提出および発表された卒業研究（論文・作品など）について、その内容と作成過程を担当教員が総合的に審査する。

本学では、このようにディプロマポリシーを明示し、単位認定および卒業認定要件の基準に関する規程を定め、学生に適正に明示するとともに、個々の単位認定、卒業認定にあたって厳正に適用している。

2. 単位認定、成績評価基準の明確化と厳正な適用

単位認定基準については、「学則」第 5 章（教育課程および履修方法等）に明確に規定し、「履修要覧」に掲載する「履修ガイド」冒頭にも記載して学生に周知している【資料 2-4-3】。また授業概要に「授業時間外学習にかかわる情報」を記載しており、「学則」が定める単位当たり学習時間の実質化を促している。

各授業の成績評価方法も、授業概要に具体的に記載している。授業概要には授業回数および回ごとの授業内容も明記されている【資料 2-4-4】。

成績判定は、「松山東雲女子大学 試験および学業成績判定規程」（以下「成績判定規程」という。）に定めた方法により行っている。その結果に基づき、「秀」（90 点以上）、「優」（80 点以上）、「良」（70 点以上）もしくは「可」（60 点以上）と評価している。59 点以下は「不可」（不合格）とする【資料 2-4-5】。

「成績判定規程」第 2 条に該当する場合は「失格」としている。特に、不正行為の扱いについては、「成績判定規程」第 2 条(5)に明記すると同時に、「履修ガイド」に「受験者心得」「レポート等に関する心得」として示し、学生への注意喚起を行っている【資料 2-4-6】。

成績は、成績認定会議（教授会）において審議の上認定している【資料 2-4-7】。また成績認定会議においては、当該学期の成績評価状況および所見が教務部長より報告される（基準 2-6 で述べる）。平成 27(2015)年度後学期の成績評価状況は、表 2-4-1 の通りであり、成績評価の高止まり傾向に関しては、今後検討が必要である【資料 2-4-8】。

表 2-4-1 成績評価状況 (2015 年度後学期)

	学生数	秀	優	良	可	不可	失格	平均点
子ども専攻	204	20.4%	36.1%	24.8%	12.3%	1.1%	5.3%	80.91
心理福祉専攻	163	26.7%	34.2%	20.8%	11.9%	2.3%	4.2%	81.46
国際文化学科	1	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	66.50
全体	368	23.0%	35.3%	23.1%	12.2%	1.6%	4.9%	81.11

なお、成績判定に訂正などがあつた場合も、教授会審議を経て厳格に行っている。

成績通知は、前学期成績については後学期オリエンテーション時、後学期成績については2月末に成績通知日を定めて行われる。成績通知表はアドバイザーから直接交付し、指導・助言を行っている。成績判定に疑義がある場合は、成績通知から1週間以内の申し出に対して照合を行うこととなっており、全体として成績評価の厳正な取扱いを徹底している【資料 2-4-9】。

他の大学または短期大学において履修し修得した授業科目、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の扱いについても「学則」第 25～26 条に適切に定めており、大学設置基準第 28～30 条に適合している【資料 2-4-10】。

3. 卒業認定

卒業の要件は「学則」および「松山東雲女子大学履修規程」（以下「履修規程」という）第6～8条に定められている【資料2-4-11】。本学に4年以上在学し、学科・専攻ごとに定められた卒業要件単位を修得した者に卒業が認定されることとなっている。

ただし、修業年限と卒業要件単位を満たしたにもかかわらず、資格・免許取得に要する科目が未修得で、引き続き在籍して当該科目の履修を希望する等の場合、願い出によって特例的に在籍が許可される制度がある【資料2-4-12】。願い出が提出された場合は、教授会において慎重審議を行う。平成27(2015)年度までこの制度が適用されたのは4例である。

卒業の判定については、4年次に「卒業研究」を必修科目として開講し、卒業研究の提出を義務付けている。卒業研究提出までの手順として、3年次後学期末の1月に「卒業研究計画書」の提出を義務付けている。また、4年次の7月に「卒業研究中間報告会」にて途中時点での発表と質疑応答を行い、1月末には「卒業研究最終報告会」を実施している。ディプロマポリシーに明記の通り、卒業研究の内容ならびにこれらの作成過程によって、卒業時に備えるべき能力を総合的に審査する。

「卒業研究計画書」は提出後とりまとめて4月に学内に開示し、「中間報告会」「最終報告会」も学内公開としている。これによって、他学年生も含めた学生相互の研鑽の機会とするとともに、公開性、透明性を担保している。

4. 年間学事予定等

年間学事予定は、各部署からの情報を集約・調整の上、教授会の議を経て決定されており、策定過程・審議手続きは適切である。またその内容に沿って忠実に運用されている。1学期の授業週は16週が設定されており、授業実施回数（試験を除き15回）は正しく守られている【資料 2-4-13】。

また年間学事予定については、学生、教職員に対して「時間割表」および掲示等による周知が行われており、問題なく運用されている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、卒業生の質の保証は、卒業研究によっている。卒業研究作成の手順・日程が整備され、指導は密に行われているが、卒業研究の評価は基本的に指導教員の範囲内で行っている。他大学のように、主査・副査の複数名による第三者評価を加えた成績評価の必要性がある。今後、この改善策を具体的に検討する。

- 【資料 2-4-1】 「履修要覧」（平成 28(2016)年度）「ディプロマポリシー」 【資料 F-12】 該当ページ
- 【資料 2-4-2】 松山東雲女子大学ホームページ「ディプロマポリシー」 【資料 1-3-13】 と同じ
- 【資料 2-4-3】 履修ガイド 「1.単位について」 【資料 F-12】 該当ページ
- 【資料 2-4-4】 「授業概要」（平成 28(2016)年度） 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 2-4-5】 松山東雲女子大学試験および学業成績判定規程 【資料 F-12】 該当ページ
- 【資料 2-4-6】 履修ガイド 「7.学業成績の判定について」 【資料 F-12】 該当ページ
- 【資料 2-4-7】 松山東雲女子大学教授会 2015 年度第 15 回資料
- 【資料 2-4-8】 成績評価状況（平成 27(2015)年度後学期）
- 【資料 2-4-9】 成績確認手続資料
- 【資料 2-4-10】 松山東雲女子大学学則 第 25 条、第 26 条 【資料 F-3】 該当ページ
- 【資料 2-4-11】 松山東雲女子大学学則 第 6～7 条 【資料 F-3】 該当ページ
- 【資料 2-4-12】 松山東雲女子大学卒業認定時期の延期に関する内規、および教授会議事録（平成 24(2012)年度第 16 回）
- 【資料 2-4-13】 平成 28(2016)年度授業日程表

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1. キャリア教育のための支援体制の整備

(1) 正課内の取り組み

本学の教育課程において、キャリア教育に関連する科目は、主に「基盤科目」E 群「ライフデザイン」に収められている。そのうち「キャリア論」（1 年次後学期）を、キャリア形成に関わる基幹科目と位置付けて 1 年次必修とし、早期から就労についての意識付けを行うとともに、「ビジネスコミュニケーション」（1 年次後学期）、「自己理解と表現研究」（2 年次前学期）「ビジネス情報処理」（2 年次後学期）などと連携させて履修を進められ

るよう配慮している。他に E 群には「くらしの経済学」「現代社会の女性学」「現代のメンタルヘルス」等も関連科目として配置されている【資料 2-5-1】。

また、同枠に 1 年次から履修できる「インターンシップ研修」(1 単位)、「インターンシップ事前・事後指導」(2 単位) を開設し、早期から学生の職場体験を促し、就労への興味関心を高める取り組みを行っている。「インターンシップ研修」は、就労体験として平成 15(2003)年度まで正課外のプログラムとして実施していた「インターンシップ研修」を平成 16(2004)年度から正課内に組み入れて単位化したものである。平成 28(2016)年度からは開講学年を 1 年次からとし、履修機会を拡大することとした。また、これまで正課からは独立していた「インターンシップ事前・事後指導」についても、平成 27(2015)年度より通年集中科目として正課内に組み入れた。なお、「インターンシップ研修」は、一度履修したのちも単位取得とは別に卒業年度まで何度でも自由に参加できるシステムとし、研修の機会を多く提供できるように配慮した。ただし、初めて「インターンシップ研修」を受ける際は必ず「インターンシップ事前・事後指導」と同時受講することを義務付けている。年度ごとのインターンシップ研修参加者数の推移は、表 2-5-1 の通りである。

表 2-5-1 インターンシップ研修参加者数推移

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
子ども	0	6	0	2	4	0	8	18
心理	5	6	17	5	9	3	18	19
国際文化	2	20	9	7	2	0	0	0
人間文化	4	0	0	0	0			
計	11	32	26	11	15	3	26	37

※「子ども」は「子ども福祉専攻」(~2010 年度)と「子ども専攻」(2011 年度~)、「心理」は「心理専攻」(~2010 年度)と「心理福祉専攻」(2011 年度~)を含む。

この他、両専攻の専門教育科目に開設されている「PBL 研修 I」(1 年次、必修)と「PBL 研修 II」「PBL 研修 III」(2 年次、心理福祉専攻はどちらか 1 科目を選択必修)は、大学での専門的学びの分野を越えて社会で通用する「汎用的能力」を育成することを目的としている。「PBL 研修 I」は、両専攻でそれぞれの専門領域・進路に合わせて工夫された内容で行っているが、基準 2-2 で述べたように、特に一般就職の希望の多い心理福祉専攻では、履修の目的や意義を丁寧に指導している【資料 2-5-2】。

なお、本学で開設している履修プログラムのうち、特にキャリア形成に関するものとして「ビジネス能力養成プログラム」がある。このプログラムは、3 領域(「ビジネスと現代社会」「ビジネスと情報」「ビジネスとコミュニケーション」)にわたる 22 科目で構成されており、うち必修 8 科目(15 単位)を含む 33 単位を取得することにより、ビジネス能力養成プログラム修了証を取得できる。その他、「通訳・翻訳プログラム」「児童英語指導者養成プログラム」も、学びの到達目標を明確に定め、計画的に履修することができるよう提供されている【資料 2-5-3】。

幼稚園教諭、保育士を目指す学生の多い子ども専攻においては、専門教育科目「教育実習 I」「教育実習 II」、「保育実習 I」「保育実習 II」「保育実習 III」およびその事前事後指導を丁寧に行って職務内容や業務の理解を深め、専門職としての心構えや実践力の形成を

図っている。社会福祉士を目指す学生が履修する「ソーシャルワーク実習」および事前事後指導においても同様の指導をしている。これらも、社会的・職業的自立に関する指導の一環といえる。

(2) 正課外の取り組み

① オリエンテーション、ガイダンス

本学では、キャリア支援部・キャリア支援課が中心となって、学生のキャリア形成を支援する様々なガイダンス・オリエンテーションおよびキャリアプログラムを立案し、正課外の取り組みとして実施している。

まず、前学期・後学期開始時のオリエンテーション期間に、学年・専攻に即した内容のキャリア支援ガイダンスを実施し、特に学期当初に進路形成への意識付けを行っている

【資料 2-5-4】。また、3年次4月から4年次後学期まで、定期的に「就職ガイダンス」を実施し、就労や職業選択に関する指導を行っている。その他、公務員、医療事務、編入学、大学院進学など、目的に特化した「キャリアガイダンス」も実施している。

② キャリアプログラム

一方、入学直後から始まるキャリアプログラムは、年間を通じて開催され、業界研究、就職活動準備、就職試験・資格試験対策などの多様な内容のプログラムによって、学生に研鑽の機会を提供し、広く学生のキャリア形成を支援している。このうち、インターンシップに関連するプログラムは、前述の正課内科目「インターンシップ研修」「インターンシップ事前・事後指導」と深く連携している。また、「ディズニーおもてなし研修」は、後述するGPプロジェクトの成果の一貫として平成26(2014)年度より導入した取り組みであり、キャリア支援に関する特色ある支援プログラムのひとつといえる【資料 2-5-5】。この他、必要に応じて、公務員模擬試験、就労適性検査や卒業生によるOGガイダンスなど、多様なアプローチによって、学生達への就労意欲の涵養を行っている(表 2-5-2)。

また、毎週木曜4限は原則として授業を行わず、就職ガイダンスやキャリアプログラムの時間として設定することにより、学生の参加を強く促している。

以上に述べたガイダンスおよびプログラムについては、オリエンテーションで説明するとともに、概要と年間スケジュールを掲載した「キャリアデザインガイド」を配布して周知を行い、参加を促している【資料 2-5-6】。

2. 就職・進学に対する相談・助言体制の整備・運営

就職・進学に対する学生への相談・助言は、キャリア支援課で行っている。キャリア支援課は課長以下事務職員4人で構成され、就職・進路に関する指導・助言、求人情報の提供、就職・キャリアガイダンスおよびキャリアプログラムの企画・実施、企業訪問・開拓および調査等を行っている。A館にあるキャリア支援課では、求人情報の閲覧や相談・助言が行われている。また、学生が3年次に「キャリア支援登録票」をキャリア支援課に提出することにより、メーリングリストを通してキャリア支援課から学生個々の特性に合わせた情報提供が可能になっている(なお、子ども専攻の学生向け「保育士」「幼稚園教諭」の求人情報については、キャリア支援課のほか、本館南4階の共同研究室においても掲示・提供を行っている)。

表 2-5-2 キャリアプログラムカレンダー

月	内容	月	内容
4	キャリアプログラムについて	7	大学院ガイダンス
	インターンシップとは 1		筆記試験対策講座 6 (講座)
	好感度 UP 講座		就職適性検査 (3年生全員、結果説明)
	公務員ガイダンス (愛媛県・愛媛県警)		筆記試験対策講座 7 (講座)
	公務員 (保育士・初級) 就職対策模擬試験 (教養・専門)		筆記試験対策講座 8 (テスト)
	公務員 (保育士・初級) 就職対策模擬試験 (作文)		筆記試験対策講座 9 (解説)
	インターンシップ事前研修 2		9
5	筆記試験対策講座 1 (模試)	10	インターンシップ研修報告会 7
	筆記試験対策講座 2 (解説)		業界研究 1 (人事担当者の話を聴こう)
	編入学ガイダンス		就職情報サイトを有効に活用しよう
	インターンシップ事前研修 3	11	ビジネスマナー講座 1
	筆記試験対策講座 3 (講座)		ビジネスマナー講座 2
6	就職活動のための電話のかけ方講座	11	しごと研究 (卒業生のやってよかったこんなこと)
	インターンシップ事前研修 4		ビジネスマナー講座 3
	インターンシップ事前研修 5	12	ビジネスマナー講座 4
	筆記試験対策講座 4 (講座)		内定した先輩の話を聴こう 1 (一般)
	インターンシップ学内面接 6	1	業界研究 2 (人事担当者の話を聴こう)
	就職適性検査 (3年生全員)		内定した先輩の話を聴こう 2 (専門)
	筆記試験対策講座 5 (講座)		公務員必勝講座
企業セミナー・合同説明会のまわり方			

図 2-5-1 学年別キャリア支援課利用
延べ人数の推移

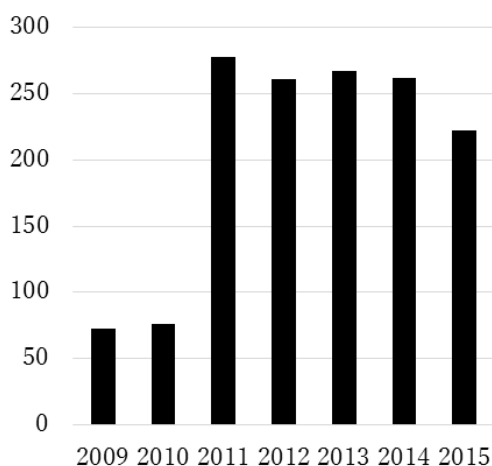
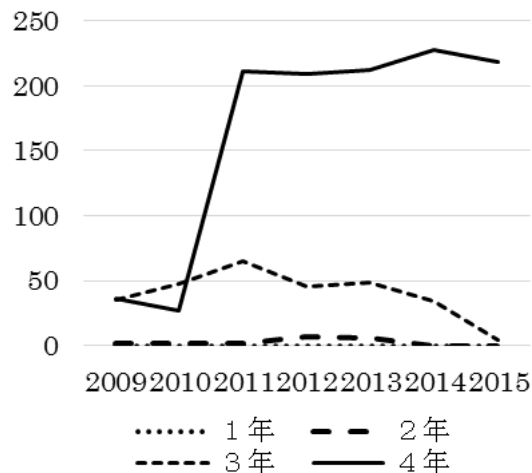


図 2-5-2 年度別学年別キャリア支援課利用
延べ人数の推移



年度別のキャリア支援課延べ利用者数は、平成 23(2011)年度より飛躍的に利用が増加し

ている（図 2-5-1）。これは、キャリア支援課職員の増員と共に外部コンサルタント等を活用したことにより、キャリアに関する相談支援のキャパシティー増が大きく奏効したものと見える。ただし、利用者の学年別内訳をみると、就労を目前にした 4 年次の個別対応としての相談利用が圧倒的に多い。今後、1 年次より安定した支援が継続できるよう工夫が必要である（図 2-5-2）。

また、基準 2-3 で述べたように、本学では 1 年次よりそれぞれの学生にアドバイザーを配置している。このアドバイザー制は、学生の進路支援に関しても、常に学生と近い距離で日常的で直接的な助言が可能となるようシステムとして機能している。また、アドバイザーは、キャリア支援課と連携してキャリアプログラム・ガイダンス等に関する情報提供、進路決定状況の確認や指導などを行う。また、キャリア支援課と連携して、ゼミ単位でのキャリア支援課訪問なども実施し、意識付けの徹底を図っている。

3. 大学間連携による支援体制の整備・運営

本学は、GP 事業等での愛媛県内外の大学との連携により、学生の就労意識の向上やキャリア支援プログラム開発などに取り組んでいる。

① 「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」

高知大学を幹事校とする中四国の 14 の大学・短期大学による「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業（略称 CoHRD 事業）」が、平成 24(2012)年度の文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された。本学は、その連携校として、併設短期大学とも協力して事業を行った。具体的事業内容は、次の 4 分野である。

- 1.産業界のニーズに応える「汎用的能力」に関する調査分析
- 2.在学生と卒業生の実態把握
- 3.キャリアポートフォリオの作成と活用
- 4.一歩踏み出すためのプログラムの開発

その主な成果は以下の通りである。

- 1.地元産業界の求める資質・能力は、「社会人としての基礎力（マナーや意識）」「コミュニケーション力」などの基礎力であることを明らかにした。
- 2.本学学生に必要な能力は「主体性」「課題発見力」「課題解決力」「チームワーク力」であり、その育成には「適度な負荷のある課題」「チームでの取り組み」「振り返り」「気づきを促す」「再チャレンジの機会提供」が必要であることを明らかにした。
- 3.高知大学・梅光女学院大学との連携かつ企業でのインターンシップと振り返りを組み合わせたオリジナルプログラム「ディズニーおもてなし研修」を開発した。本プログラムは事業終了後もキャリア支援課により継続している。
- 4.大学生協との連携により、「自己理解と表現研究」という授業内で、学生がチャレンジ企画として菓子販売活動を行い、その前後で SEQ(Student Emotional Quantity) の変化を測定し、学生の成長を可視化できる取り組みを実施した【資料 2-5-7】。

② 「知（地）の拠点大学による地方創成推進事業（COC+）」

平成 27(2015)年度 12 月より、「知（地）の拠点大学による地方創成推進事業(COC+)」として、愛媛大学を主幹校とする「地域の未来創生に向けた“愛”ある愛媛の魅力発見プロジェクト」が採択され、本学も愛媛県内の 5 大学と連携協定を締結した。本学は、その参加校として独自プロジェクト「地方における女性ワークライフバランス」をテーマとする事業を実施している。また、企業・大学・子育て家庭をつなぐ役割の地域コーディネータ養成も行い、平成 27(2015)年度は、そのコーディネータ養成講座を開催した【資料 2-5-8】。

4. 進路決定状況

卒業生全体について、卒業年次の就職希望者数を分母とした就職率(卒業年の 5 月時点)の推移は、図 2-5-3 の通りである。就職率は 95%を超え、かなり高率を維持している。

図 2-5-3 就職希望者の就職率

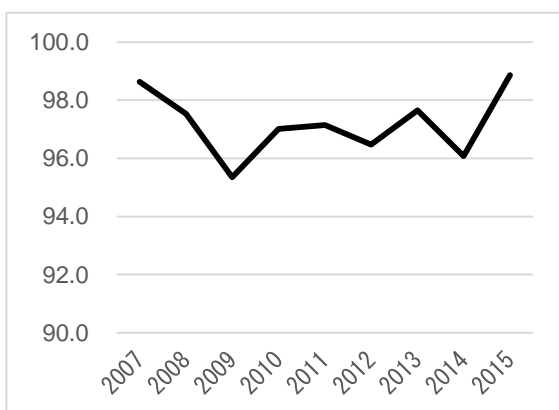
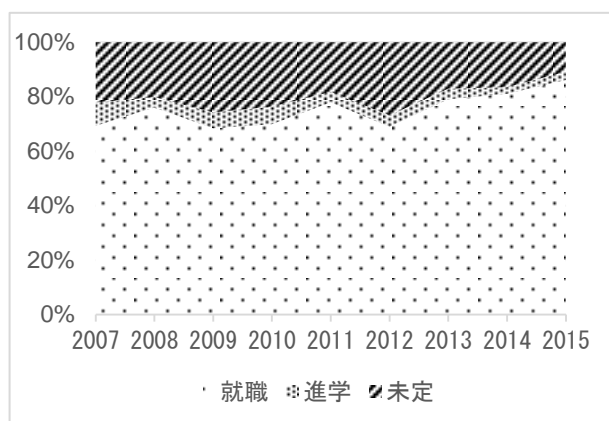


図 2-5-4 卒業生の進路



また、過去数年間の卒業生の進路内訳をみると、平成 23(2011)年度卒業生までは進学を含めた進路決定率は 80%弱で横ばい状態であった。しかし、平成 24(2012)年度卒業生以降、進路決定率が徐々に上昇してきている（図 2-5-4）。これはキャリア支援課による近年のキャリアガイダンスや相談支援の充実が学生に対して働くことへの意欲や動機付けに対して奏功しているものと思われる。

しかしながら、進路形成への意欲や関心が低い学生も、徐々に割合は低下してきているとはいえ、依然として存在している。いわゆる NEET(Not in Education Employment or Training)予備軍といえる。これらの学生に対して働くことへの興味を喚起し、就労意欲を高めることが、これからのキャリア支援の課題となる。

平成 27(2015)年度卒業生の就職・進路決定状況は、表 2-5-3 に示す通りである(平成 28(2016)年 5 月 1 日現在)。両専攻とも、就職希望者に対する就職率は 100%であり、また全体の進路決定率は 90%を下回ることなく高い数値を維持している。小規模な大学であることの特質として教員と学生の距離が近く、アドバイザー制により常に学生の進路に対する不安の受け皿が用意されていることがその要因として考えられる。この数値が示すように、就職を希望すればキャリア支援課あるいは教員組織のキャリア支援部が強力に学生の希望をバックアップする体制は整っているといえよう。

表 2-5-3 就職・進路決定状況（平成 27(2015)年度卒業生、卒業年 5 月 1 日現在）

	卒業生数	就職 希望者数	就職 決定者数	就職率 (%)	進学者数	未決定者 数	決定率 (%)
子ども	52	51	51(5)	100.0	0	1	98.1
心理福祉	33	22	22(1)	100.0	4	7	78.8
合計	85	73	73(6)	100.0	4	8	90.6

()内の数字は、県外就職者数（内数）

就職率＝就職決定者数÷就職希望者数×100

決定率＝（就職決定者数+進学者数）÷卒業生数×100

未決定者数＝卒業生数－（就職決定者数+進学者数）

しかし、就職を希望しない者が一定数あり、特に心理福祉専攻にその割合が高いことが懸念される。先にも述べた NEET 予備軍の学生に対してどのように支援するかがこれからの大きな課題である。

5. 企業訪問・開拓および情報の収集・活用

キャリア支援課では、企業訪問、企業向けリーフレットの作成・配布などを通じて、就職先開拓に努め【資料 2-5-9】、また、会社の人事担当者から新規採用者に求められる人材像についての調査を行うなど、努めて企業からのフィードバックを収集している【資料 2-5-10】。また前述の通り、GP 事業においても、現代の学生に求められる汎用的能力についての分析研究を行うなど、地域社会の人材ニーズの把握に努めている【資料 2-5-11】。

人事担当者対象の調査からは、新規採用者に企業が求める重要な要件として、①自主性・積極性・主体性、②課題発見能力、③課題解決能力、④コミュニケーション能力、⑤好奇心、⑥明るさ・素直さ・前向きさ、⑦社会人マナーの 7 点が挙げられており、これは、前述の GP 事業が指摘した「主体性」「課題発見能力」「課題解決能力」「チームワーク力」と大きくオーバーラップする。さらに GP 事業では、これら 4 つの能力の熟成を目的とする場合、プログラムに次の要素を含む必要があると結論付けた。すなわち、①様々な場面で適度な負荷の課題を与えること、②チームで取り組みをさせること、③振り返りをさせること、④気付きを促すこと、⑤うまくいかなかった場合、再挑戦の機会を作ること、⑥取り組みを見守ることである。

本学の教育課程においては、①②の要素は「学びの基礎」あるいは PBL 型科目の中に組み込まれている。また各資格関連の実習を始めとして、振り返り学習を重視している点は③に関連しているといえるが、今後、資格関連の実習機会のない学生に対しても、そうした振り返り学習の機会を多く設定することが課題である。

加えて、キャリア支援の充実のためには、上述の GP 事業の提言にある④（気付きを活用）、⑤（再チャレンジの機会）、⑥（見守る支援）に関するカリキュラム上の創意工夫が必要である。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

① 早い学年からの意識付け

キャリア支援課の利用者数は上昇してきたとはいえ、4 年次になってから実質的な就職

活動を開始する傾向が目立つことについて、早い学年からの意識付けを課題ととらえ、対応策を検討し、実施する。

② 有機的な連携と体制作り

教育課程全般を通じてキャリア支援に望まれることは、大学設置基準第 42 条の 2 に照らした、大学内の有機的な連携と体制作りである。現在のキャリア支援の取り組みは、本学・併設短期大学のキャリア支援部の教員およびキャリア支援課の事務職員を柱とし、そこにアドバイザー制も連携している。しかし、現状のところ、「インターンシップ研修」やキャリアプログラムなどの情報がすべての学生に周知され、その意義について理解が浸透しているとは言い難い。したがって、学内の学生用ホームページの活用なども含め、学内の有機的な連携と体制づくりを進め、必要な情報が迅速かつ効果的に学生に周知される方策を検討し、実施する。

また、キャリア支援課は、メーリングリストなどによる情報提供に努めているが、一方的な情報提供は奏功しないことも多いので、双方向的でしかもキャリアに関する情報をお互いが共有できる戦略が別途必要である。今後、e ポートフォリオの活用を視野に、有効な方策と、それを可能とするシステムの構築を図る。

学生の e ポートフォリオ利用状況には、現在のところかなりばらつきがあり、本学のキャリア支援活動における活用方法もまだ検討の途上にある。また、子ども専攻ですでに運用されている教職履修カルテとの整理調整も必要である。今後、学生の負担を少なくしつつ、効果的な運用方法を構築する。

③ 主体的なキャリア形成活動の支援

様々な支援を行い、有力な情報を発信したとしても、学生の主体的な受信が無ければ支援の効果は期待できない。また、学生を強い管理下におくような支援は、本学の自立・自律した女性の育成という目的に違背するともいえる。したがって、主体性の形成は、キャリア支援そのものにとってもきわめて重要な課題である。

そこで、上述したように、特に正課内で各種実習を経験することのない学生に対して、PBL 型学習、あるいは「インターンシップ研修」等で社会との接点を持ち、得られるものを経験知として身につけるよう促していく。また、前述した GP 事業の提言によるカリキュラム上の課題、すなわち④（気付きを活用）、⑤（再チャレンジの機会）、⑥（見守る支援）についても、教育課程の中に具現化していく方策を講じる。そのために、現在すでに取り組まれているアクティブ・ラーニングや PBL 型学習等との有機的な連携を視野に入れて検討し、実施する。

【資料 2-5-1】 教育課程表（平成 28(2016)年度） 【資料 1-2-5】 と同じ

【資料 2-5-2】 「PBL 研修 I」（心理福祉専攻）テキスト（平成 28(2016)年度） 【資料 2-2-8】 と同じ

【資料 2-5-3】 松山東雲女子大学 ビジネス能力養成プログラム修了証取得履修細則、
松山東雲女子大学 通訳・翻訳プログラム修了証取得履修細則、松山東雲女子大学 児童英語指導者養成プログラム修了証取得履修細則 【資

- 料 2-2-9】と同じ
- 【資料 2-5-4】 オリエンテーション日程表（平成 27(2015)年度前学期、後学期） 【資料 2-3-5】と同じ
- 【資料 2-5-5】 「ディズニーおもてなし研修」資料
- 【資料 2-5-6】 「キャリアデザインガイド 2016」
- 【資料 2-5-7】 2012-2014 年度仕事力玉成プロジェクト報告書
- 【資料 2-5-8】 COC+ブログ
学内通信 COCORO+
- 【資料 2-5-9】 企業向けリーフレット（平成 27(2015)年度）
- 【資料 2-5-10】 外部企業調査結果
- 【資料 2-5-11】 玉成プロジェクトによる分析結果 【資料 2-5-7】 該当ページ

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学では、教務部、ならびに併設短期大学との合同組織である FD 委員会が主体となり、学生の学修状況の把握と教育目的の達成状況の点検・評価に取り組んできた。具体的には以下の取り組みが挙げられる。

① GPA 制度の導入

本学では、平成 27(2015)年度より、GPA 制度の実施を開始し、その仕組みを履修要覧等に明記して学生にも周知した【資料 2-6-1】。導入にあたり、平成 27(2015)年度以降の入学生に対しては学期 GPA と累積 GPA を成績通知表に記載することとし、平成 26(2014)年度以前の入学生に対しては学期 GPA のみ記載することとした。従来の個人平均点および学年平均点に加えて新たに GPA が導入されたことによって、より多角的に教育目的の達成状況が把握でき、また密接な学生指導が可能となった。

また、基準 2-3 で述べたように、学生の成績不振状況の把握と指導にも GPA を活用した。すなわち、年次ごとに定めた基準取得単位数と「学期 GPA1.0」を基準として、これを下回る学生を「成績不振学生」として学修支援を行うこととした。これにより、専攻ごとに成績不振状況が把握、共有されるようになった。この他、平成 28(2016)年度以降、特待生継続審査の基準としても GPA を活用することが検討されている【資料 2-6-2】。

② e ポートフォリオの活用

基準 2-2 で述べたように、平成 27(2015)年度より e ポートフォリオを導入し、学生の振

り返りと履修計画作成に活用している。アドバイザーの教員は、担当学生の記入内容を確認の上、コメントを入力して応援や指導を行う。これにより、学生の主体的な学修活動を支援できると同時に、アドバイザー教員においても、学生の学修状況や目標達成状況を把握することができるようになった。

③ 「卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査」の実施

平成 20(2008)年度より、卒業予定者を対象として、「卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査」を実施している。この調査は、大学 4 年間で自分の力が高まったかどうかの評価、開講科目に関する取り組み状況や満足度、全体的満足度などを問う評価尺度項目および自由記述からなる満足度調査である。特に自由記述部分は、「大学の 4 年間で自分がどのように成長したか」「大学がさらに良い学びの場となるための取り組み」について長めの文章で記述するよう求めており、4 年間の学びを丁寧に振り返って記入してもらうよう配慮している【資料 2-6-3】。

④ 「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」の実施

平成 26(2014)年度より、学生の学修時間・学修行動に関するアンケートを全学生対象に行っており、学生の授業外での学修時間とキャンパス内での学修場所の現状把握に努めている【資料 2-6-4】。

⑤ 学期末の「学生による授業評価アンケート」の実施

本学では、毎学期終了時に「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートでは、教員の授業方法に関する質問項目だけではなく、当該科目に対する興味・関心が増したかどうか、また、予習・復習などの授業外学習が促されたかどうか等を聞く質問項目も設け、学生の主体的な学びが促されたかどうか点検・評価できるようになっている【資料 2-6-5】。

アンケート対象科目数は、導入当初、授業担当者が自由に設定していたが、平成 27(2015)年度には、全授業科目について実施することとした。

実施方法は、平成 26(2014)年度まで、授業時などに質問紙を配布、その場で記入して回収する方法を取っていたが、e ポートフォリオの導入と併せて、Web 上で回答を入力できるように回答方法を改めた。決められた時間外での回答が可能になり、また回収の手間も大幅に減少したが、回収率は大幅に低下しており、前学期は 53.0%（子ども専攻 54.8%、心理福祉専攻 50.6%）、後学期には 38.1%（子ども専攻 27.6%、心理福祉専攻 52.9%）となった。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

① 成績認定状況、資格取得状況、進路決定状況等の周知・共有

基準 2-4 で述べたように、毎学期の成績認定会議では、成績認定の判定動向についても集約・報告が行われる【資料 2-6-6】。これにより、全体的な教育目的達成状況が確認・共有されるとともに、成績認定の全体的傾向や問題点などについても提起、共有される。

また、免許・資格の取得状況、さらには進路決定状況からも、教育目的の達成状況の点

検・評価が可能である。これらの情報については、全教員に対して教授会で共有され、各分野（保育、社会福祉、英語等）の担当教員において改善を図っている。また、学生向けの資格等ガイダンスでは、先輩からの話を聞く機会も設け、学生の意欲喚起を行っている。これについても、毎年、教授会で報告されている【資料 2-6-7】。

② 「学生による授業評価アンケート」結果のフィードバックと活用

「学生による授業評価アンケート」の結果は、担当者、科目ごとに集計を行い、集計結果は授業担当者に返却している【資料 2-6-8】。集計結果に対しては、各教員が所見と改善点等をコメントすることになっている。コメント提出率はおおむね 90%以上と高い【資料 2-6-9】。教員コメントは学内イントラにアップされ、学生および教職員が閲覧できるようになっている。また、アンケート集計結果は、学生が学内で閲覧できるよう、プリントアウトしたものを教務課の窓口に設置している。学生にもアンケート結果が閲覧できる旨、掲示等で周知している。

また、平成 27(2015)年度からは、アンケートの集計結果において評価の高い教員を顕彰し、評価の低い教員に対しては改善計画の提出を義務化するなど、授業内容・方法の改善に向けての制度的な取り組みの強化に着手した【資料 2-6-10】。さらに、教員評価制度の導入に向けて、「授業評価アンケート」の更なる活用のあり方についての検討も開始している【資料 2-6-11】。

③ 「各種アンケート結果のフィードバックなど

「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」の結果は、学科全体、ならびに専攻ごとで集計が行われ、学修指導等の改善のために活用されるべく、結果は冊子にして全教員に配布されている。また、集計の分析も各専攻主任が行い、FD 委員会で取りまとめている【資料 2-6-12】。

「卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査」は、教務部において集計を行い、平成 23(2011)年度までは単年度分、平成 24(2012)年度からは過去 3 年間の推移を取りまとめて教授会で報告することにより、教員に周知され、教育効果測定の資料として使用されている。卒業生の在学中の体験コメントや施設・設備・制度に関する要望も寄せられており、これまでに、図書館開館時間の改善や教育課程改定などに反映されてきた【資料 2-6-13】。

なお、保育および社会福祉分野では、実習園・施設との間で毎年度、連絡会を実施して、実習成果のフィードバックを受けており、実習における教育目標の達成状況を把握して改善に役立てることができている【資料 2-6-14】。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

① アンケート調査項目・実施方法の改善

「学生による授業評価アンケート」に関しては、現行のアンケート項目に改訂されたのが平成 20(2008)年度である。この間に、大学での授業方法・学生の学修態度に求められるものも大きく変容したが、アンケートの質問項目については、事前・事後学習に関する項目の追加など、小規模な改変しか行っていない。また、実施方法の変更に伴って生じた回

答率低下などの問題にも早急な対応が必要である。

こうしたことを背景として、今後は、マークシート方式なども視野に入れて実施方法を改善することにより、できる限り回収率を高め、また、具体的な教育改善に活用できる設問項目に修正する。質問項目の見直しについては、FD 委員会で検討されることになっており、平成 28(2016)年度には新たな質問項目によるアンケートを作成・実施する予定である。

② 「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」結果の活用

「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」から、予習・復習を含めた自主的な学修時間が少ないこと、図書館を始め学内施設の利用率が極めて低いことが数値的に明らかにされた。現在、授業概要において、授業の事前・事後学習が促されているが、事前・事後学習の記述内容がより具体的なものになるよう努める。既に、学科長・専攻主任による授業概要のチェック制度を導入しているので、この機能を強化するなどして、各教員に指導していく。

③ 企業等を対象とした、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況の点検・評価には、卒業生の就職先企業等による評価の把握も不可欠である。本学では、キャリア支援部・キャリア支援課が企業訪問の際に聞き取り調査を行っている。また基準 2-5 で述べた GP 事業によって「産業界のニーズを把握するための事業所調査」が実施されている。ただし、現在のところ系統的・定期的なものとはなっていない。そこで、キャリア支援部が中心となって平成 28(2016)年度中に検討に着手し、平成 29(2017)年度までに調査内容・方法を立案する。

- 【資料 2-6-1】 「履修要覧」(平成 28(2016)年度) 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 2-6-2】 学生支援部会議事録 (平成 27(2015)年度第 10 回)
- 【資料 2-6-3】 「2015 年度卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査」
- 【資料 2-6-4】 「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」(平成 27(2015)年度)
- 【資料 2-6-5】 「学生による授業評価アンケート」質問項目 (平成 27(2015)年度)
- 【資料 2-6-6】 教授会議事録 (平成 27(2015)年度第 15 回)
- 【資料 2-6-7】 教授会議事録 (平成 27(2015)年度第 1 回・平成 26(2014)年度第 17 回)
- 【資料 2-6-8】 学生による授業評価アンケート集計結果表 (平成 27(2015)年度後学期)
- 【資料 2-6-9】 授業評価教員コメント (平成 27(2015)年度後学期)
- 【資料 2-6-10】 教授会議事録 (平成 27(2015)年度第 5 回)
- 【資料 2-6-11】 教授会議事録 (平成 27(2015)年度第 21 回)
- 【資料 2-6-12】 2014 年度「学生の学修時間・学修行動調査」集計結果と集計結果分析 (平成 26(2014)年度、平成 27(2015)年度)
- 【資料 2-6-13】 卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査・報告書(2009~2011)、(2012~2014) 【資料 1-3-11】 と同じ
- 【資料 2-6-14】 社会福祉、保育園、幼稚園実習反省会次第 (平成 27(2015)年度)

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1. 支援体制

本学では、学生サービス、厚生補導等を統括する組織として学生支援部を置いている。平成 20(2008)年まで本学と併設短期大学が別の組織を置いて運営していたが、同一キャンパスにあって一体的・連続的に学生生活が営まれていることに鑑み、学生支援活動の向上をはかるために平成 21(2009)年度より両大学の合同組織「学生生活支援部」とし、さらに平成 25(2013)年度より「学生支援部」と名称変更した。学生支援部は、学生支援部長、女子大学教員、短期大学教員、および事務職員をもって組織され、その業務は、学生生活全般にわたる支援活動や現状分析のほか、学生会および課外活動の指導助言、奨学金に関する検討や選考等も含む。原則として月 1 回、部会を開催している【資料 2-7-1】。その他、学生生活支援に特にかかわりの深い組織として「キリスト教センター」があり、各種式典の実施・運営、学生のキリスト教活動や社会貢献活動、賞の選考などを行っている【資料 2-7-2】。

また、本学が設置しているアドバイザー制は、学生生活の支援においても重要な役割を担っている。アドバイザーは「学生支援の手引き」（基準 2-3 に既述）に沿って、学生の最も身近な支援・相談窓口として日常的にきめ細かく学生に対応している。教員間の連携が学生支援に資する場合には、個人情報保護の範囲内において、学科会、専攻会等で情報共有をし、組織的に学生生活安定のための支援を図っている。

学生の人権保護に関しては、学園に「松山東雲学園人権問題委員会」を置き、同委員会規程に基づいて「松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る相談窓口に関する規則」を設けている。セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る相談窓口として、本学教員、短期大学教員、職員およびカウンセラーの計 7 人の相談員を置いて、学内に氏名等を公表し、チャペルアワー等を利用して学生への周知を行っている【資料 2-7-3】。

2. 支援状況

① 学生生活全般に関する支援

毎年度当初のオリエンテーション時に、学生支援部が担当して学年別の「学生生活ガイダンス」を実施し、学年に応じて必要な情報提供、手続き等の説明、登録情報の確認などを行っている。特に新入生については、学生生活ガイダンスや講話等を丁寧に行い、大学生活を始めるにあたって必要な情報の提供や、大学生としての意識付けを行っている【資料 2-7-4】【資料 2-7-5】。また、学生生活の手引きとして配布される「キャンパス・ガイド」

の内容は毎年点検の上で内容更新を行い、学生にとって有益な内容となるよう努めている。

また、新入生については、新入生同士や先輩、教員等との親睦を深め、大学生活に円滑に移行できるよう、4月上旬に、1年次生全員を対象とした「ウェルカムセミナー」を開催している。所轄は学生支援部であるが、セミナープログラムの運営はピア・サポーター（後述）としての学生会メンバーが行い、それを学科教員全員でバックアップしている。運営する学生たちにとっては、協働で他者に奉仕することを通じての成長の機会であり、新入生にとっては、先輩をモデルとして本学について理解を深める機会でもある【資料 2-7-6】。

その他、自転車、バイク通学が多く、交通事故やトラブルも発生していることから、「バイク・自転車講習会」などの交通安全・マナー教育を通じて、安全への取り組みを行っている【資料 2-7-7】。

② 心身の健康に関する支援

ア. 保健室

学生の健康管理については、保健室が中心となり、常勤看護師 1 人を中心に支援を行っている。毎年 4 月オリエンテーション期間中、学生全員の健康診断を実施している。診断項目は、計測（身長・体重）・血圧・聴力・視力・検尿・胸部 X 線・内科検診・心電図検査である。アドバイザーは、健康診断結果通知を学生本人に手渡すとともに、検査を必要とする学生に対して別途検査結果を保健室に提出するように指導している。保健室では、日常における学生からの健康相談対応を行っている（表 2-7-1）。

また、女性特有の健康上の悩みや問題に直面する学生を支援するため、年間 2 回の婦人科医師（女性）による相談日、年間 4 回の助産師による「からだの相談日」を設けている。女性の健康に関する特別な配慮を継続的に実施することは、女子大学の取り組みとして、学生の健康支援上重要な位置付けをなしている。

表 2-7-1 保健室利用状況
(2012～2015 年度)

年度	期間	女子大(人)
2012	前期	893
	後期	425
	合計	1,318
2013	前期	799
	後期	221
	合計	1,020
2014	前期	712
	後期	173
	合計	885
2015	前期	837
	後期	157
	合計	994

イ. カウンセリングルーム

心理的・精神的な悩みや問題を抱える学生の支援は、カウンセリングルームが中心となってその任務を担っている。平成 27(2015)年度、カウンセリングルームには本学および併設短期大学の専任教員 4 人（うち 1 人が臨床心理士、1 人が精神保健福祉士）、専任職員 1 人（臨床心理士）、兼任職員 2 人および非常勤カウンセラー（臨床心理士）3 人が配置されている【資料 2-7-8】。

表 2-7-2 カウンセリングルーム利用状況

	2014 年度	2015 年度
来室者数(実数)	9 人	69 人
来室者数(延べ数)	308 人	522 人
在籍者数	390 人	373 人
利用率(%)	2.31%	18.5%

カウンセリングルームの開室時間は 10:30～16:30 である。平成 26(2014)年度カウ

セリングルームの年間の延べ利用件数は 308 人であり、在籍者数に対する利用率は 2.31% であったが、平成 27(2015)年度は、年間延べ利用件数が 522 人、在籍者数に対する利用率が 18.5%とかなり増加した(表 2-7-2)。これは、広報活動を通じて来室する学生が増えたこと、相談に対応できる有資格者数が増員されたことで継続面接に繋がりがやすくなったことが要因として考えられる。加えて「校医による心の相談室」も、年間 6 回、実施されている。

なお本学では、従来、在籍者が個々の新入生等の履修上の相談に乗るなどして心的側面から支援する「ピアサポーター制度」を設け、学生が他者支援を行いながら自らも成長する機会としていた。その後、活動の停滞などの状況に鑑み、平成 26 (2014) 年度より方法を一新し、上述したウェルカムセミナーや、入学予定者を対象とした入学前準備プログラムに運営スタッフとしてピアサポーター的にかかわり、新入生同士の仲間づくりや学生生活への円滑な移行を手助けする活動を行うこととした。

③ 経済的支援

学生に対する経済的支援では、本学独自の経済的支援として、以下のものが挙げられる。

ア. 奨学金制度

第一の支援制度として、「しののめ給付奨学金」制度がある。これは、平成 27(2015)年度に従来の「松山東雲女子大学予約奨学金」制度から名称変更したもので、本学を志望する経済的に進学が困難な高校生に対し、選考の上、入学前に奨学金の給付を確約するものであり、年間 25 万円を支給している。「しののめ給付奨学金」については、成績、修学状況などに基づいて年次審査を行い、継続の可否を決定している【資料 2-7-9】。また、系列の松山東雲高等学校からの入学生に対しては「松山東雲高等学校特別奨学金」制度を設けている【資料 2-7-10】。

表 2-7-3 各種奨学金制度の受給者の推移

名 称	支給期間	年度				
		2011	2012	2013	2014	2015
しののめ給付奨学生	1 年間 (継続あり)	41	38	30	33	33
松山東雲高等学校特別奨学生	1 年間 (継続あり)	11	17	21	23	23
松山東雲高等学校特別奨学生	1 年間 (入学時)	5	—	—	—	—
特待生(スポーツ)	1 年間 (継続あり)	45	40	35	38	43
特待生(スポーツ)	1 年間 (入学時)	5	—	—	—	—
特待生(大学入試センター試験 利用入試)	1 年間 (継続あり)	1	1	—	—	1
特待生(学校長推薦)	1 年間 (継続あり)	3	2	4	7	16
特待生(生徒会推薦)	1 年間 (入学時)	—	—	1	—	—

イ. 特待生制度

第二の支援制度として、特待生制度があげられる。特待生制度には、まずスポーツ推薦・

生徒会活動推薦による入試受験者を対象としたもの（体育系クラブ・生徒会活動で顕著な成果を収めた者には成果別の待遇）、次に大学入試センター試験利用入試 A 日程の受験者を対象としたもの（合格者のうち特に成績優秀な者には授業料全額免除待遇）、さらに一般入試の受験者を対象としたもの（一般入試において評定平均 4.0 以上で学校長の推薦を得た者で入試成績の上位者は授業料全額免除待遇）がある（表 2-7-3）。いずれも年次ごとに特待生選考委員会において規程に基づき待遇の可否を審査している【資料 2-7-11】。

この他、本学独自の栄誉賞として「ジレット賞」（3,4 年次生対象、50,000 円）、「二宮邦次郎賞」（3 年次生対象、20,000 円）がある。いずれも人物・成績ともに優秀な学生に授与されるものである【資料 2-7-12】。

④ 学生の課外活動への支援

課外活動には、学生会活動とクラブ活動があり、いずれも併設短期大学と合同で運営されている。学生会には、学生総会、執行委員会、特別委員会（新入生歓迎行事・卒業記念パーティー実行委員会）、選挙管理委員会、会計監査委員会、クラブ活動委員会、大学祭実行委員会が置かれている。クラブ活動は、クラブ活動委員会がその運営にあっている【資料 2-7-13】。本学は、学生の課外活動の活性化のため、多様な支援を行っている。

ア. 人的支援

課外活動に対しては、すべての委員会、および 36 のクラブ・同好会ごとに本学および短期大学の教員が顧問として、指導・助言にあっている。また、円滑な活動を促進するために「クラブ活動ハンドブック」を作成している【資料 2-7-14】。さらに、学生からの要望に応じて学内・学外コーチを招聘し、クラブ・同好会のレベルアップを図る支援を行っている。加えて、クラブ・同好会の顧問、コーチと大学側の意思疎通を図るため、年 1 回、三者協議会(クラブコーチ懇談会)を設けている【資料 2-7-15】。

イ. 経済的支援

クラブ・同好会には、毎年学生会予算に加え教育振興会からの予算が配分されている。他に、学外試合遠征等に対して旅費、宿泊費、会場費に対して援助を行うほか、各クラブ等がそれぞれ所属する協会・連盟等への加盟・登録料等の 5 割の補助を行っている。高額な備品等で購入が困難な物品については、教育振興会および松山東雲学園後援会からの資金援助(クラブ活性費)がなされている。

本学は、ソフトテニス部、柔道部、バレーボール部を重点クラブとして特に強化を図ってきた。しかし、これら重点クラブについては、学生会支援としては支援規模が増大してきたため、平成 27(2015)年度より「特別強化指定クラブ」と名称変更した。これら 3 つのクラブへの経済的支援は、これまでの学生会支援からおおむね松山東雲学園の支援に委ねられることとなった。

ウ. 施設に関する支援

学生会の各委員会には活動場所が用意されている。同様に、クラブ・同好会にも部室専用棟として「清雅館クラブセンター」がある。ここには 26 の部屋と共同利用できる会議室・和室がある。体育館等にある部屋を併せて各団体が最低 1 室の部屋を利用できる体制

が整っている。

体育クラブの活動場所としては、これまで体育館・弓道場・テニスコート5面（うち2面は全天候型コート）・柔道場が解放されてきた。ただし、平成27(2015)年度末現在、校舎の耐震工事施工に伴い、テニスコートの一部は利用が困難となっている。

エ. 時間的支援

本学では時間割上週2コマ（月曜5限・木曜5限）を課外活動の時間に充てており、この時間帯には授業は開講しないことを基本としている。授業時間の確保上、やむをえず補講等が行われる場合もあるが、特に月曜の5限は会議も実施しないよう、徹底が図られている【資料2-7-16】。

オ. 学生表彰

学生会活動やクラブ・同好会活動で顕著な成果を収めた団体あるいは個人に対し「最高栄誉賞(全国大会レベルの成果)」、「栄誉賞（中四国大会レベルの成果）」の2種の栄誉賞を設け、卒業時に表彰しており、課外活動に対する学生の努力に報い奨励するための仕組みを整えている【資料2-7-17】。

⑤ 社会人学生への支援

社会人学生への経済的支援として、毎年の在籍料と履修登録単位数ごとの授業料を納入する制度(通称「学納金ユニット制度」)を設けている【資料2-7-18】。また、通学の便宜を考慮して、一般学生の自動車通学は全面禁止しているのに対し、社会人学生に対しては個々の特別の事由に応じて自動車通学を許可している。しかし、キャンパス内の駐車スペースに限りがある上、併設幼稚園や子育てひろば「たんぽぽ」利用者等も駐車するために、駐車台数は増える一途にあるのが課題である。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

年1回、学生代表と学長が懇談する日(学生会と学長との懇談会)を設定している。学生から収集された意見・要望事項について、学長、学生支援部教職員が回答し、学生の意見を可能な限り取り入れるよう応じてはいるものの、十分ではない。また、学生会の要望に応じて学長への伝言箱を設置している。伝達カードから得られた内容は情報開示している【資料2-7-19】。

また、心理子ども学科では、毎年、卒業時に卒業生に対する満足度調査を実施し、結果を学科で報告、共有している。この結果に基づいて、本学での学生生活について高い満足度を得て卒業していると分析している【資料2-7-20】。

(3) 2-7の改善・向上方策(将来計画)

本学は、併設短期大学教員、職員と密接に連携して、丁寧な学生支援活動を行っており、学生と教職員の距離が近いという点において学生の定評を得ている。今後も、学生の多様なニーズを把握し、可能な限りそのニーズに応え、支援していく取り組みを堅持したい。今後に向けての改善・向上方策として、次の点がある。

① 学生の意見の把握と分析

今後、卒業予定者だけでなく、在学生を対象に継続的な調査の導入が必要である。平成 27(2015)年度には、今後の導入に向けての予備調査として、インタビュー方式による在学意識調査を実施した。その結果、良い点として「教員との交流」を挙げ、教員との距離の近さを評価しており、要改善点としては、「キャンパス・施設・設備」、「生協・学食」、などについての要望が挙げられた。また、自らが専攻する分野のより高い専門性とそれに対する専門的学びを求めているという在学生の意識も明らかとなった【資料 2-7-21】。これをふまえて、今後、学生の意見・要望をできるだけ反映できる調査計画および調査方法・項目を設計し、実施する。

② 通学の安全の確保と駐車場問題の対策

上述したように、学生の交通安全対策は、対応を要する問題である。すでに、学内の通行ルールを決め、校門付近では職員による交通整理も実施しているが、学生の意識の向上も含め、継続的に取り組みを行う。

また、社会人学生への支援として、個々の特別の事由に応じて自動車通学を許可してきたが、駐車場利用者数の増加により、対応が必要な状況にある。平成 30(2018)年度の校舎の耐震工事完了時点を見据えて、社会人学生の自動車通学について対策を講じる。

③ 人権保護に関する周知と啓発

本学では、セクシュアル・ハラスメント等相談窓口を整備し、チャペルアワーや「キャンパス・ガイド」などでも周知に努めているが、セクシュアル・ハラスメント相談窓口についての認知度や関心は、必ずしも高いとはいえない。今日、携帯・スマートフォンなどの普及により自他の人権にかかわる問題も起きやすいことに鑑み、学生の意識啓発のねらいも合わせて、周知の取り組みを検討し、実施する。

④ 学生の意見を反映した学内厚生設備の改善

平成 27 (2015)年度に実施した学生インタビュー調査で、施設に関して高かった要望として Wi-Fi 環境の整備と大学生協食堂の混雑緩和があった。今後、学内 Wi-Fi 環境の整備を進める。また大学生協食堂の改善については生協と連携して解決を図る。。

【資料 2-7-1】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学学生支援部規程

【資料 2-7-2】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学キリスト教センター規程

【資料 2-7-3】 松山東雲学園人権問題委員会規程、松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る相談窓口に関する規則

【資料 2-7-4】 平成 28(2016)年度入学式・オリエンテーション日程表

【資料 2-7-5】 「オリエンテーションガイド」(平成 28(2016)年度) 【資料 2-3-3】と同じ

【資料 2-7-6】 ウェルカムセミナーのしおり、ウェルカムセミナー役割分担表

【資料 2-7-7】 バイク・自転車講習会実施要領(平成 28(2016)年度)

【資料 2-7-8】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学カウンセリングルーム規程

- 【資料 2-7-9】 松山東雲女子大学しなのめ給付奨学金規程
- 【資料 2-7-10】 松山東雲高等学校特別奨学金規程
- 【資料 2-7-11】 松山東雲女子大学特待生選考規程 【資料 2-1-8】 と同じ
- 【資料 2-7-12】 松山東雲学園二宮邦次郎賞授与規程、ジレット賞授与規程
- 【資料 2-7-13】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学学生会会則
- 【資料 2-7-14】 「クラブ活動ハンドブック」
- 【資料 2-7-15】 クラブコーチ懇談会記録
- 【資料 2-7-16】 時間割表(平成 28(2016)年度)
- 【資料 2-7-17】 学内教職員用ホームページ「学生表彰について」
- 【資料 2-7-18】 松山東雲女子大学社会人の学納金等に関する規程
- 【資料 2-7-19】 学長への伝言箱（伝達カードおよび返信）
- 【資料 2-7-20】 卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査・報告書(2009～2011)、
(2012～2014) 【資料 1-3-11】 と同じ
- 【資料 2-7-21】 在学生インタビュー結果まとめおよび分析

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

教員の確保ならびに配置は、教育目的および教育課程に基づき、これまで適正に行われてきた。

平成 27(2015)年度において、大学設置基準による必要専任教員数 20 人（うち教授 10 人）に対して、本学の専任教員は 21 人（学長含む。うち教授 10 人）であり、大学設置基準上必要な専任教員数を満たしている【資料 2-8-1】。また、幼稚園教諭の教職課程に必要な専任教員数についても、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」とともに 3 人ずつを配置しており、指定基準に適合している【資料 2-8-2】【資料 2-8-3】。

専任教員の性別構成をみると、平成 27(2015)年度で男性教員 10 人(47.6%)、女性教員 11 人(52.4%)である。このように性別割合が均衡している点は、女子教育を教育理念に掲げる本学の特徴として挙げられる。また専任教員の平均年齢は 51.0 歳で、全国平均の 48.9 歳と比べるとやや高い(平成 25(2013)年文科省調べ)。年齢構成は、26～35 歳が 2 人(9.5%)、36～45 歳が 5 人(23.8%)、46～55 歳が 5 人(23.8%)、56～65 歳が 8 人(38.1%)、66 歳以上の学長 1 人となっている。50 代後半以上の年齢層の割合がやや高いものの、それぞれの年齢層からの教員を確保し、おおむねバランスを保っている【資料 2-8-4】。

平成 27(2015)年度の専任教員一人当たりの在籍学生数は 18.1 人（1 学年あたり 4.5 人）であり、本学の特色でもある少人数教育によるきめ細かな指導を可能にしている。英語教育に必要なネイティブスピーカーも 1 人専任教員として配置している。

年間担当コマ数別でみた教員数は、表 2-8-1 の通りである【資料 2-8-5】。前回（平成 21(2009)年）の自己点検評価時には、73%の教員が 15 コマ未満であった【資料 2-8-6】。それと比較すると、教員一人当たりの担当コマ数について教員間の偏りが大きくなったことに加え、担当コマ数の増加傾向が著しい。

表 2-8-1 年間担当コマ数別教員数（2015 年度人）

10 コマ未満	10 コマ～13 コマ 未満	13 コマ～15 コマ 未満	15 コマ～17 コマ 未満	17 コマ以上	計
1	4	3	7	5	20

※特任教員 1 人については雇用契約が異なるため、本表から除外している。
※併設短期大学の兼担授業コマ数も含む。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1. 専任教員の採用・昇任

専任教員の採用・昇任に関しては、「松山東雲女子大学教員任用規程」（以下「教員任用規程」という。）、「松山東雲女子大学任用資格審査手続き規則」（以下「審査手続き規則」という。）、「松山東雲女子大学任用資格審査細則」、「松山東雲女子大学教員任用の資格基準」などの規程が整備されており、これらに基づいて人事教授会で厳正に審議・決定される【資料 2-8-7】【資料 2-8-8】【資料 2-8-9】【資料 2-8-10】。

専任教員の募集は、原則として大学設置基準の基準定員に基づいて行われ、すべて公募によって実施している。本学のホームページ、(独) 科学技術振興機構が運営する研究者データベース(JREC-IN)、キリスト教学校教育同盟等を通して、広く一般に告知している。応募の際の必要書類として、履歴書、教育研究業績書、教育研究業績 3 点、本学で教育研究に携わるに当たっての抱負の提出を求めている。

選考の手続きも、諸規程に則って適正に行われている。具体的には、「審査手続き規則」に基づいて、人事教授会において互選した 3 名の調査委員（うち学科長もしくは専攻主任を含む）が任用資格審査にあたり、書類審査の後、採用候補者に関して面接を行う。調査委員は結果を調査報告書に作成して人事教授会で審査結果報告を行い、総合的な判断のもとで採用が決定されている。なお、現在、採用は契約制を導入しており、これについても規程に従った運用がなされている【資料 2-8-11】。

専任教員の昇任に際しても、昇任候補者の選考基準、手続きともに明確に定められている。具体的には、「教員任用規程」に基づき、毎年、学科長が教員の勤続年数、研究・教育業績を確認し、所定の条件に該当する教員の有無を学長に報告する。該当する教員があったとき、学長は人事教授会に諮り、昇任候補者として認められた場合、審査に入る。審査手続きは新規採用の任用資格審査に準じ、調査委員による調査報告書に基づいて人事教授会で審議を行ったのち昇任を決定している。

2. 教員評価

本学では、現在のところ、全教員を対象とした総合的な観点からの教員評価制度の導入には至っていないが、基準 2-6 で述べたように、平成 27(2015)年度に、授業評価アンケート結果を活用した教員評価の制度的取り組みに着手した【資料 2-8-12】。

契約教員に対しては、年 1 回の評価制度が運用されている。契約教員は、毎年度末、「契約教員自己評価票」に示されているように、教育・研究業績、学生指導における取り組み、学内委員会組織等での役割、地域貢献等に関する自己評価を行い、専攻主任に提出する。専攻主任はそれを基に評価票を作成し、学長に提出している【資料 2-8-13】。

本学では、今後の課題として、全教員を対象とした教員評価制度の導入に向けて、検討に着手している。その基礎として、平成 27(2015)年度末に、「教員評価規程」が制定された【資料 2-8-14】。この規程に基づいて、平成 28(2016)年度には、全教員へと対象範囲を拡大させた教員評価制度の試行を行うこととしている。

3. FD 活動・研修等

併設短期大学との合同組織として FD 委員会が設置されている【資料 2-8-15】。FD 委員会の主催によって、年に 2 回程度、外部講師・ゲストを招いての講演やワークショップ等による FD（・SD）研修会を開催している。なお平成 26(2014)年度からは、FD・SD 研修会として、全教職員対象の研修会を開催している【資料 2-8-16】。過去 4 年間に学内で実施された FD（・SD）研修会は表 2-8-2 の通りである。

表 2-8-2 FD（・SD）研修会の実施状況

年度	回	テーマ	講師/ゲスト	女子大教員 出席者数
平成 24(2012) 年度	1 回	教育関係業界からの評価検証および意見交換	株式会社リクルート社員 2 人	15 人
	2 回	高校現場からの評価検証および意見交換	松山東雲中学・高等学校の副校長、教頭他	20 人
	3 回	Playful Learning: Making Thinking Visible!	上田信行（同志社女子大学教授）	19 人
平成 25(2013) 年度	1 回	今、大学教育に求められるジェネリックスキル～大学の事例から見えてくる育成と評価のポイント～	リアセック担当者	ND
	2 回	学ぶ意欲を引き出すための教育実践－ポートフォリオの活用とその効果－	藤本元啓（金沢工業大学教授）	17 人
平成 26(2014) 年度	1 回	ラーニング・コモンズをどう創り、活かすのか－学びの行動を変え、主体性を育む環境づくり－	井上真琴（同志社大学学習支援・教育開発センター事務長）	8 人
	2 回	SPOD 他研修プログラム等参加報告会－本学における現状と課題に向けて－	なし	11 人
平成 27(2015) 年度	1 回	事例から考えるハラスメント	吉田一恵（愛媛大学教育学生支援部長）・倉田千春（愛媛大学総務部）	19 人
	2 回	パフォーマンス評価導入の実際	沖 裕貴（立命館大学教育開発推進機構教授）	13 人

このような研修会に加えて、毎年4月に「新任教職員オリエンテーション」をFD委員会主催で行っている。

また、本学が加盟しているSPOD（「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」）の研修プログラムに、毎年最低1つは参加するようにFD委員会から教職員に呼びかけている【資料2-8-17】。

教員間の相互授業参観を促すべく、FD委員会は、毎年、各教員に参観可能な授業・日時の報告を求め、教員間に周知をしている【資料2-8-18】。しかし、現在のところ、実際の授業参観の実績は乏しい。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学において、教養教育は主として「基盤科目」として行われている。教養教育全般に関する検討は、教務部が行っている。個別の科目および科目群の実施・運営については、基準2-3でも述べたように、学内各機関との協力体制を構築している。

なお、本学独自の初年次教育科目「学びの基礎」については、科目内容や教材の選定、担当教員間の情報共有や協力体制を構築・強化するために、検討会を開催して、内容の充実と質的向上を図っている【資料2-8-19】。

本学と併設短期大学は、教育研究、学生支援など様々な側面で一体化を模索している。その中で、教養教育に関しても、大学の教育資源を最大限に活用して、学生にできるだけ多くの履修機会を提供することが望まれるが、本学と併設短期大学のそれぞれの科目体系における「基盤科目」と「教養教育」の位置付けの調整、各科目の学年配置、時間割運用上の問題などが、教務部の検討課題となっている。現在のところ、平成28(2016)年度には本学主導で基盤科目の整備を行い、併設短期大学から基盤科目の必要な科目を選択する形での開講を検討している【資料2-8-20】。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

① 教員評価制度の確立

教員評価に関しては、全教員を対象とした総合的な観点からの評価制度導入が急がれる。すでに基礎となる規程は制定されており、平成29(2017)年度の本格実施に向けて評価項目や評価手続きについての検討と試行を経て、制度の確立を図る。

② FD・SD活動のさらなる充実化

FD・SD研修会に関しては、研修会の内容をより効果的なものにする必要がある。また、研修会参加者率の向上を目指すための意見交換ならびにフィードバックがこれまで不十分であったと言える。本学の現状に即した教育改善を進めていくため、平成26(2014)年度の第2回FD・SD研修会のようなワークショップ（意見交換会）を今後も積極的に行っていく。

SPODの研修プログラムへの参加者増に向けての改善策のひとつとして、特定のSPODの研修プログラムへの参加を、本学の新任教員研修として位置付けるなどの取り組みを検討する。また、平成27(2015)年度の第1回FD・SD研修会のようなSPOD加盟校内への講師派遣プログラムを今後も積極的に活用していく。

また授業の相互参観に関しては、教員同士の参観を促すためにも、まずは、学科長・専攻主任、教務部長から構成されている FD 委員会の委員が率先して授業参観を行う必要がある。そのため、授業参観を委員の業務内容に組み入れていく。

③ 教員の年齢構成および担当コマ数の偏りの是正

教員の年齢構成については、学園の財政再建が進行しているなかでの早急な対応は困難であるが、人事計画の中に教員の年齢構成の視点を組み入れ、漸進的に是正を図っていく。教員の担当コマ数についても、適切な人事計画を立てたうえで、教員間の授業担当の負担のばらつきの是正と、負担の軽減に取り組んでいく。

④ 教養科目の実施運営体制の整備、および教育課程の整備・運営

上に述べたように、本学では、教養教育に関する検討、運営を教務部が担当しているが、現行の「教務部規程」に、教務部の担当業務として教養教育に関することは明記されていない。そこで、規程に担当業務として明記することにより、教養科目の実施運営体制を明確化する。

また、教養教育については、短期大学との一体化の方策について検討を継続する。また各科目のナンバリングや履修系統図についても、平成 28(2016)年度中に基礎的な作業を終え、その成果を履修計画の資料として学生に提供する。

- 【資料 2-8-1】 松山東雲女子大学 専任教員数 データ編【表 F-6】
- 【資料 2-8-2】 年齢別教員数
- 【資料 2-8-3】 教科に関する科目の変更届新旧対照表 【資料 1-3-15】 と同じ
- 【資料 2-8-4】 教職に関する科目の変更届新旧対照表 (幼) 【資料 1-3-15】 と同じ
- 【資料 2-8-5】 平成 27(2015)年度授業実績表
- 【資料 2-8-6】 『松山東雲女子大学自己評価報告書・本編』平成 21(2009)年、61 ページ
- 【資料 2-8-7】 松山東雲女子大学教員任用規程
- 【資料 2-8-8】 松山東雲女子大学任用資格審査手続き規則
- 【資料 2-8-9】 松山東雲女子大学任用資格審査細則
- 【資料 2-8-10】 松山東雲女子大学人事教授会規程
- 【資料 2-8-11】 松山東雲女子大学及び松山東雲短期大学契約教員に関する規程
- 【資料 2-8-12】 学生による授業評価に関する取り扱いについて
- 【資料 2-8-13】 契約教員の年次評価に関する資料
- 【資料 2-8-14】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学教員評価規程
- 【資料 2-8-15】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 FD 委員会規程
- 【資料 2-8-16】 FD・SD 研修会報告 (平成 26(2014)～平成 27(2015)年度)
- 【資料 2-8-17】 SPOD プログラム参加教員数 (平成 21(2009)～平成 27(2015)年度)
- 【資料 2-8-18】 参観可能授業に関する提出 (参加) 者一覧表 (平成 27(2015)年度)
- 【資料 2-8-19】 「学びの基礎担当者打ち合わせ会」(平成 27(2015)年度)
- 【資料 2-8-20】 松山東雲女子大学教務部会議事録 (平成 27(2015)年度第 11 回) 【資料 2-2-11】 と同じ

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1. 教育目的達成のための教育環境の整備・活用

松山市の南東部に位置する本学キャンパス（以下「桑原キャンパス」という。）には、教室、研究室、食堂、生協、管理関係施設等のある校舎（A館、B館、旧B館、C館、D館、本館北、本館南）があり、ほかに愛真館（チャペル、図書館等）、体育館、テニスコート、清雅館（クラブ・サークル室等）がある。これら校地・校舎および施設は、すべて併設短期大学と共用している。また、同一校地内に、松山東雲短期大学附属幼稚園がある【資料 2-9-1】。

本学の校舎・校地面積は表2-9-1の通りであり、大学設置基準上必要な面積を上回っている。なお、本学では現在平成30(2018)年までの計画により耐震対応工事が順次進行中であり、ここで記述する校地、校舎面積および教室数等は平成28(2016)年5月1日現在の状況に基づいている。

表2-9-1 校舎・校地面積

校地面積	設置基準上の面積	校舎面積	設置基準上の面積
35,646.3 m ²	10,000 m ²	19,897.6 m ²	9,003 m ²

① チャペル

チャペルおよび図書館のある「愛真館」は、建物入口にある「Veritas in Agape」（「真理は愛のうちに」）という聖書の言葉にちなみ、愛を基礎として真理を探ることを意図して名付けられたものである。本学の建学の精神を象徴する建物である。

チャペルは、この愛真館2階に置かれている。階上席も含めて座席数約1,500席を擁する壮大なチャペルであり、内部は自然の光が正面中央の十字架に当たるよう設計されている。ここで、毎週火曜日1限のチャペルアワーをはじめとする礼拝が守られており、その他式典、講演会やホームカミングデイ等の諸行事も行われている。

② 教室等

授業を行う講義室と演習室の数は、表2-9-2の通りである。演習室には、情報処理教室、視聴覚室、音楽室、図工室、調理実習室、介護実習室、心理学実習室など特別教室も含んでおり、幼稚園教諭一種免許、社会福祉士国家試験受験資格などを得させる課程に必要な施設上の基準も満たしている。この他、ピアノの授業および自習のため、D館6階と愛真館3階にピアノレッスン室を計16室設置している。

また本館南4階には、共同研究室を設置して助手（事務職員）1人を常駐させ、実習準備や自習等に必要な書籍、資料、文具などを整えている。

新しい教育・学修方法への対応として、平成27(2015)年度より、本館南4階に2室、B館3階に2室、可動式机・椅子、ホワイトボード等を備えたアクティブ・ラーニング用の教室を設置し、授業、学修活動に活用している。

本学は、すべての校地・校舎を併設短期大学と共用しているが、うち本学の授業は、主として本館南、本館北で行われている【資料2-9-2】。平成27(2015)年度の全校舎の全教室の平均稼働率は25.4%、うち本館北・本館南（平成27(2015)年度で計27室）の稼働状況は表2-9-3の通りで、ゆとりをもった運用ができています【資料2-9-3】。

教室のうち、C館を除く14教室にビデオ・DVDの視聴覚設備を備え、他の教室においても移動式装置で対応している。また、スライド使用による授業も増加していることから、プロジェクターは本館北・南の6教室に常設しており、それ以外の教室でも移動式プロジェクターの利用で使用可能となっている。

表2-9-2 講義室・演習室数
(平成28(2016)年5月現在)

	講義室	演習室
本館北	1	7
本館南	3	14
A館・B館・C館	8	11
D館	6	4
計	18	36

表2-9-3 教室の年間稼働状況
(平成27(2015)年度)

1週あたり 授業コマ数	教室数
10以上15未満	5
5以上10未満	10
1以上5未満	10
1以下	2

③ 研究室等

教員には、本館北、本館南に1人1室の研究室を確保している。また非常勤講師用には、本館南に短期大学と共用の非常勤講師控室を設置している。

④ 図書館

図書館は愛真館1階にあり、延面積1,196.53㎡である。平成28(2016)年5月1日現在、所蔵する図書は17万7,978冊、視聴覚資料は3,141点、雑誌は和雑誌・洋雑誌合計で1,473種である。メインの学生閲覧室の座席数は114、その他学習用キャレルデスク、新聞閲覧コーナー他各コーナーの座席数はあわせて60である。8台の視聴覚機器があり、また、Free Wi-Fiのポイント設置により、学生用貸出のパソコン(8台)が図書館内のどこでも使用可能になっている。

また、図書館管理用パソコン3台、事務用パソコン3台を備え、安定したネットワーク運用のためブレインテック社のサポートや国立情報学研究所図書目録システム(NACSIS-CAT)に加入して、情報の整備・登録をしている。Web検索により学内外から蔵書検索ができる環境となっている。また、本学研究紀要「松山東雲女子大学人文科学部紀要」をオープンアクセスで公開し、教育研究成果の発信に寄与している。

開館時間については、平成25(2013)年度まで、通常の日～金曜日8:50～17:50としていたが、授業終了時刻が17:50であるために学生からの開館時間延長の要望が多かったことから、平成26(2014)年度より通常の日～金曜日について8:50～19:00に変更した。図書の貸出冊数は5冊、貸出期間は2週間(期間延長可)である。禁帯出図書についても、卒業研究などの便宜を図り、一夜貸し出しのサービスを行っている。また、所定の手続きによ

り学外者も利用登録ができ、閲覧・貸出サービスを行っている。

新規受け入れ資料数の推移は表 2-9-4 の通りである。選定については、教員からの推薦図書、図書館の選定のほか、学生からの購入希望も受け付けている。また図書館の年間の利用状況は表 2-9-5 の通りである。

表 2-9-4 図書館の資料新規受け入れ数(2011～2015 年度)

年度	2011	2012	2013	2014	2015
図書	1,050	1,175	1,176	1,065	1,044
視聴覚資料	87	57	114	86	43

表 2-9-5 図書館の年間入館者数および貸出冊数(2011～2015 年度)

年度	2011	2012	2013	2014	2015
入館者数	36,964	33,990	34,465	31,232	-
貸出冊数	14,193	12,525	12,488	12,057	6,424

※学外利用者の利用分を含む。また、2015 年度は愛真館の耐震工事のため入館は行っていない。

図書館では、学生の図書館利用を促進するため、時宜に応じた内容の図書展示やベストリーダー表彰などを行い【資料 2-9-4】、また基準 2-3 で述べたように図書館利用教育などを通じて初年次教育にも寄与している【資料 2-9-5】。

また、学生の自主的な学修活動を支援するため、図書館内にラーニングコモンズ（学生テーブル40台、キャスター付チェア42台、ホワイトボード4台、ブルーレイプレイヤー2台、モニターテレビ2台等）を開設し、平成27(2015)年度より運用を開始した。

⑤ 情報関連施設

情報処理教室として、本館南3階に1室（学生用PC54台、教員用PC1台）、D館5階に2室（学生用PC合計74台、教員用PC1台）を整備し、授業等で活用している。またこれらの教室は、授業時間外は学生の自習にも開放されている。その他、本館南3階には学生自習室があり、12台のPCを設置して自由な利用に供している。

学生全員にアカウントを配布し、大学との連絡ほか公的連絡にはそのアカウントを使うように指導している。また教員用、学生用にそれぞれイントラを開設している。教員用イントラでは、学内情報公開・共有が行われ、その他に授業概要や成績Webの入力、学生情報の閲覧、eポートフォリオ・教職履修カルテの確認、書式類のダウンロードなどが可能で、業務上の重要なツールとして機能している。学生用イントラも、学生への情報提供、eポートフォリオ・教職履修カルテの入力などに活用されており、卒業研究提出書式のダウンロード、図書館蔵書検索、教員ホームページへのリンクなども可能となっている。

インターネット接続の回線速度は100Mbpsで、外部接続は愛媛CATVの回線を使用し、学術情報ネットワークSINETに接続している。

インターネット接続については、Firewallにより外部からの不正アクセス等に対処しており、フィルタリングソフトを稼働させたサーバを必ず経由させることで、有害情報へのアクセスを制限している。また、VPN(Virtual Private Network)装置を設置していないため、外部からのアクセスは許可していない。メールシステムはGmailを導入しているため、外部からの接続は可能である。

学内のネットワークは、物理的には同一のネットワークであるが、VLAN分割により「事務職員用」「教員用」「共用」「サーバ用」「情報教室用」「Free Wi-Fi用」に分割し、相互のアクセス制限を行っている。教務システムは専用のサーバと独自のシステムで管理しており、eポートフォリオ・教職履修カルテには、成績データをサーバへアップロードすることで連動させている。

学内Wi-Fi環境については、既述の通り、学生からの要望に基づいて平成28(2016)年度より図書館、食堂など一部のエリアにFree Wi-Fiを導入することとした【資料2-9-6】。

⑥ 保健・体育施設

体育施設としては体育館（1082,41㎡）があり、体育の授業や課外活動等に利用されている。他に、全天候型テニスコートと弓道場、柔道場を設置している。

学生および教職員の心身の健康管理・援助のため、保健室とカウンセリングルームが開設されている。保健室はB館1階にあり、救急車等の出入りにも配慮した場所に位置している。また、カウンセリングルームは本館北2階にあり、支援を必要とする相談者が赴きやすいように配慮した静かな場所にある。

⑦ 事務室等

事務室は、主に本館南1階とA館1階にある。本館南1階の事務室には、教務課、学生支援課および入試課があり、学生の諸手続や質問・相談等に応じている。本館南1階ロビーには、掲示板が設置され、学生への情報伝達に活用されている。また授業で制作された作品展示などがここで行われることもある。キャリア支援課はA館にあり、正門からもアクセスしやすい場所に配置されている。

⑧ アメニティ

本学のキャンパスは緑や花が多く、植木・芝生の手入れも行き届いて美しく保たれ、春の桜、秋の銀杏など季節感も豊かである。中庭にはベンチとテーブルが置かれた芝生の広場があり、学生・教職員のみならず、短期大学附属幼稚園の園児と保護者、子育て広場「たんぽぽ」利用者、および近隣住民などにとっても気持ちのよい憩いの場となっている。またクリスマスの際にイルミネートされる杉の大樹や、D館屋上給水塔に設置されている十字架などにより、キリスト教教育の大学にふさわしい雰囲気を作り出されている。

B館には「学生ホール」と生協ショップがある。「学生ホール」にはテーブルと椅子が備えられ、芝生の広場のベンチとともに学生たちのくつろぎの場となっている。生協ショップの営業時間は、授業期間中は8:30~17:00である。また生協食堂（ピア・ホール）はD館1階にある。面積は約592㎡、座席数363席で、平成26(2014)年に行われた改装により快適性が向上した。授業期間中の営業は10:30~14:00である。

2. 施設・設備の安全性・利便性

① 耐震対応

学生・教職員が一日の大半を過ごす校地・校舎の安全性確保は最重要課題である。本学では、平成 22(2010)年から平成 23(2011)年にかけて校舎の耐震調査を実施し、その結果、A 館、旧 B 館、C 館、E 館、愛真館および体育館で耐震対応工事が必要であることが確認された。また、同一キャンパス内に併設する松山東雲短期大学附属幼稚園についても、別途実施した耐震診断の結果に加え、将来的に見込まれている都市計画による校地減少にも対応する必要があることから、理事会は、キャンパス全体の総合的な将来構想を立案の上耐震工事を実施することとして検討に着手し、平成 27(2015)年に耐震工事計画を承認した。その第一期工事である愛真館の耐震改修は、平成 28(2016)年 3 月に完了した。なお、愛真館の耐震改修に合わせて、チャペルの音響板の設置、図書館へのラーニング commons の設置、外壁・内装およびトイレの美化等の工事も合わせて行い、快適性、利便性の向上を図った。平成 28(2016)年 4 月以降は、第二期工事として、E 館解体と幼稚園および実習棟(図工室)の新築を行う予定となっている。

② バリアフリーへの対応

バリアフリーについては、エレベーター、多目的トイレ、スロープの設置を行っている。今後、耐震改修工事に合わせて改善の機会があるが、現在のところは表 2-9-6 に示す通り、建物によってまだ対応にばらつきがある。

表 2-9-6 バリアフリーへの対応

名称・構造	対応状況	備考
A・B・旧B・C館 (鉄筋コンクリート5階建)	多目的トイレの設置 (B館1階)	B館を除き、平成29(2017)年度以降、順次耐震改修工事実施予定
D館 (鉄骨・鉄筋コンクリート6階建)	エレベーターの設置	
愛真館〔チャペル・図書館〕 (鉄筋コンクリート4階建)	多目的トイレの設置 (1、2階)	平成27(2015)年度耐震改修時に改善済
本館南・北 (鉄筋コンクリート6階建)	エレベーターの設置 (本館北) 多目的トイレの設置 (本館北2階) スロープの設置 (本館南・北出入口)	
体育館 (鉄骨・鉄筋コンクリート2階建)	なし	平成29(2017)年度以降、耐震改修工事実施予定

③ 施設設備の維持・管理等

桑原キャンパスにおける防火・防災管理については、「松山東雲女子大学、松山東雲短期大学および松山東雲短期大学附属幼稚園消防計画」を制定し、施設設備の管理責任者および管理体制、非常時の体制および対応などについて必要な事項を定めている【資料 2-9-7】。日常的な安全性維持活動は、本規程に基づいて選任された防火・防災管理者が統括して行っている。教室、研究室等施設設備については火元責任者を置き、各室の火元・戸締管理、安全管理等に関して必要な措置を講じている。また定期的に学生および教職員を対象とし

て各キャンパスにおいて、防火・防災訓練を行っている【資料2-9-8】。

本学は女子大学であり、加えて短期大学附属幼稚園や子育て広場「たんぼぼ」利用の幼児・保護者も多いことから、防犯については特に注意を払っている。保安業務を委託して24時間の警備体制を敷き、校門付近の交通整理、校地周辺を含む巡回を行い、防犯の徹底を図っている。

3. 学生の意見をくみ上げる仕組みと意見の反映

基準 2-7 で述べたように、本学では、学生の意見をくみ上げる主な取り組みとして、①学生会と学長との懇談会、②学長への伝言箱、③卒業生に対する満足度調査などを行っている。また平成 27(2015)年度には、インタビュー方式による在学意識調査も実施している。それらを通して出た学生の意見を反映したのものとして、図書館の利用時間延長、トイレの改装、学内 Free Wi-Fi の導入などがある。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学は1学年の定員 110 人の小規模大学であり、併設短期大学の学生が同時受講する科目（同時開講科目）を含めても、クラスサイズ（授業を行う学生数）は小さい。

本学開設科目の平成27(2015)年度のクラスサイズの状況は表2-9-7の通りである。受講生数10人～100人の科目が多数を占めており、100人を超えるものは4科目（最多は113人）にとどまっている。開講科目の1科目あたり平均受講生数は34人である。本学が特色に少人数教育を掲げている通り、授業の学生数はおおむね適正に管理されているといえる。

表 2-9-7 開設科目の受講生数および割合(%) (平成 27(2015)年度)

受講生数	基盤科目	子ども専攻 専門教育科目	心理福祉専攻 専門教育科目	特講科目
10 人未満	3.8(%)	14.2(%)	22.6(%)	0.0(%)
～25 人	13.5(%)	27.4(%)	36.3(%)	40.0(%)
～50 人	40.4(%)	39.6(%)	33.3(%)	0.0(%)
～100 人	32.7(%)	16.9(%)	3.9(%)	0.0(%)
～150 人	7.7(%)	0.0(%)	0.0(%)	0.0(%)
開講せず	1.9(%)	1.9(%)	3.9(%)	60.0(%)
計	100.0(%)	100.0(%)	100.0(%)	100.0(%)

①「平成27(2015)年度入学生用教育課程表」に基づき、人文科学部教育課程開設科目について作表（「学びの基礎Ⅰ」「学びの基礎Ⅱ」および各専攻専門教育のゼミナール科目を除く）。ただし受講生数には旧教育課程所属の学生数も含まれている。②現在、旧教育課程教育課程表に含まれる科目も開講されているが、本表には含まれていない。③「開講せず」には、受講希望学生なしの科目を含む。④複数の専攻・枠に属する「同時開講科目」は重複して計上されているため、実際の開講科目数は本表の「計」より少ない。

なお、資格関係の必修科目のうち人数上限が設定されている演習科目では、社会福祉士国家試験受験資格についてはすべて規定どおりであるが、保育士資格についてはそのいくつかの演習科目において50名以下という規定をわずかに上回っており、この点は課題である【資料2-9-9】。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

以上に述べたように本学は校地・校舎ともに設置基準上の面積を満たし、その維持・管理体制は適切に構築、運営されている。教育研究目的を達成するための教室、教育機器、情報環境などについても、今日の教育ニーズや水準に照らして改善され、適切に管理されている。今後の改善・向上方策としては次の点がある。

① 校舎の改修

現在進捗中である耐震対応工事を、安全かつ学生の学修環境への影響をできるだけ小さくなるように計画的に進め、遂行する。またそれに合わせて、バリアフリー化が不十分な校舎についてエレベーター設置等の対応を行う。

② 適正なクラスサイズの維持

クラスサイズには基本的には問題がなかったが、いくつかの資格関係の演習科目において規定を上回っていることについては改善を行い適正数を維持する。

③ 学生の意見をくみ取る仕組みの確立

現在行っている取り組みに加え、一般の学生から定期的に意見・要望のくみ取りができるよう、学生支援部等とも連携しながら調査方法を検討し、実施する。

【資料 2-9-1】 松山東雲女子大学・短期大学建物配置図（平成 27(2015)年 4 月）

【資料 2-9-2】 時間割表（平成 28(2016)年度） 【資料 2-7-16】 と同じ

【資料 2-9-3】 教室稼働状況（平成 27(2015)年度）

【資料 2-9-4】 図書館カレンダー等資料およびベストリーダー賞授賞式次第（平成 27(2015)年度）

【資料 2-9-5】 「学びの基礎 I」図書検索課題

【資料 2-9-6】 Free Wi-Fi 導入契約書

【資料 2-9-7】 松山東雲女子大学、松山東雲短期大学及び松山東雲短期大学附属幼稚園
消防計画

【資料 2-9-8】 防災訓練のエビデンス（学生支援部会資料など）

【資料 2-9-9】 授業科目受講生数一覧表（平成 27(2015)年度） 【資料 1-2-8】 と同じ

【基準 2 の自己評価】

本学は、建学の精神および学則に定める大学の使命・目的のもと、「アドミッションポリシー」「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」を明確に定めて周知し、それらに基づいて、学生の受け入れ、教育課程の編成、授業運営、単位認定および卒業認定を行っている。

学生の受入れにあたっては、多様な入試区分を設け、受入れ人数を適正に定めて運営することにより、学生数を安定的に維持し、また多様な能力や個性を持った学生の受入れに努めている。入学試験は厳格な体制のもと作問・管理が行われ公正に実施されている。

教育課程は、建学の精神、使命・目的を教育活動において体現すべく編成され、初年次

教育やキャリア教育も含めて、教養、専門教育の成果を生涯にわたり生かすための科目編成を行っている。合わせて、課外におけるキャリアプログラムや学生生活の充実化にも取り組み、本学の目指す自立・自律的な人の育成に多角的に取り組んでいる。新しい教育方法の導入、成績評価と学修支援体制の確立、教育環境の整備・改善などの取り組みも、精力的に進めている。

入学生数については、まだ定員充足に至っていない点が課題であるが、徐々に回復することができている。今後も、社会の教育ニーズの動向を見据えて教育課程や学生サービス等の見直し、また社会に効果的に周知することによって定員充足を目指す。

教員については、必要な数・分野の専任教員を確保し、任用、昇任などについても明確に規程を定めて適正に行っている。新たな教育的課題、学務上の課題への対応も積極的に進めている。小規模大学で教職員スタッフが限られる中で、授業、学務とも全体的に業務量が増加傾向にあるが、併設短期大学も含めた組織改革や教職員の連携などの努力によってそれら業務が達成可能な体制を作り出している。また、FD 活動や研修会など教員の資質向上のための取り組みを実施し、懸案であった全教員対象の教員評価制度については、基本的な規程の制定を終え、具体的な制度の検討に着手している。

教育環境については、大学設置基準が定める要件を満たしており、ゆとりをもった運用ができている。新しい教育方法に対応した学習環境や情報環境の整備を進めており、安全管理面でも十分に対策を講じている。

本学は、建学の精神、および使命・目的を明確に持ち、常にそこに立って教育課程の編成、教育活動、学生支援活動などに努めている。社会情勢の変化とともに学生募集や教育活動が直面する課題は大きいですが、教育活動を通して建学の精神を現代社会の中で具現化するための方途を常に模索してきている。以上に基づいて、本学は基準 2 をすべて満たしていると自己評価するものである。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学園は「学校法人松山東雲学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に基づき経営し、大学は「松山東雲女子大学学則」（以下「学則」という。）などの各種規程により学内の管理運営体制を整備して適切に運営されている【資料 3-1-1】。平成 27(2015)年度には、理事会のガバナンス強化を目的として、「寄附行為」および「寄附行為施行細則」の改正を行い、理事の任期の統一、高齢化解消、クリスチャンコードを必要とする人数の見直し、評議員会の議決機関から諮問機関への変更を実施した【資料 3-1-2】。また、学園全体の経営方針について審議する機関として、平成 27(2015)年度から理事長を委員長とする「経営企画委員会」を設置した【資料 3-1-3】。

このように、理事長は、建学の精神のもと、学園の改善策等について積極的に提言を行い学園の発展に寄与しており、法人を代表しその業務を総理している。

学長は、教学の最高責任者として、その権限と責任において、「松山東雲女子大学教授会規程」第 2 条に基づき教授会の意見を参酌して、教学面における最終的な判断を行っている【資料 3-1-4】。平成 27(2015)年度から併設短期大学と合同で「中長期計画」を策定する等、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している【資料 3-1-5】。

また、理事に企業経営経験者と監事に税理士資格者を選定しており、専門的な知識と経験を有する学内外の役員により学園経営の規律と誠実さを担保している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学園の使命と目的は、「寄附行為」第 3 条に「キリスト教の精神により、教育基本法、学校教育法および私立学校法に基づき、学校教育を行うことを目的とする」とあるように、キリスト教精神に基づく学校教育を実践している。平成 27(2015)年度には、建学の精神に基づき、「自立する女性の育成」をミッションに掲げ、「松山東雲学園の継続と発展のために」をビジョンとした「中長期計画」を策定している【資料 3-1-5】。計画策定の部門は、法人・理事会、大学・短期大学・幼稚園、中学・高等学校、学園事務局である。部門ごとの中長期計画の内容は、課題（分野）、改善計画（基本方針・検討の方向性）、行動計画（具体的施策）、年次計画から構成されており、中長期計画の円滑な実行を図り、PDCA サイ

クルによる進捗管理を推し進めていくことにより、使命・目的を継続的に実践している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

大学の設置、運営に関連する法令の遵守については、「寄附行為」、「学則」および各規程とも教育基本法、学校教育法、私立学校法および大学設置基準に適ったものを作成し、適切に実行されている。運営に関連する法令の遵守に関しては、必要に応じて文部科学省の担当部署に確認し、また学園顧問弁護士の指導を仰ぎ、確実に遵守できる体制としている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関しては、空調設備のエネルギーを二酸化炭素の発生の少ない天然ガスとし、また、冷暖房においては教職員の啓発活動を含めたエコ対策を実施しており、学内のみならず地域の環境に配慮した体制を維持している。学生のボランティア活動として、学内外の清掃ボランティアや、地域の桑原地区まちづくり協議会と連携した「淡路ヶ峠」コミュニティハイキング（清掃ボランティア）等を行うなど、教育活動の中でも環境に対する意識を醸成してきている。

人権に対する配慮では、人権侵害を防止するとともに、学生・教職員が健全で快適な学園環境のもとで就学・就労する機会を保障するために「人権問題委員会規程」を設け、「セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」のもと、「セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る相談窓口に関する規則」および「セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る調査委員会に関する規則」等、必要な規程・規則を設け適切に実施している【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】。また、相談に応じる体制として「セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る相談窓口」を開設している【資料 3-1-9】。その他、学生と教職員の心と体の悩み相談に対応する「カウンセリングルーム」も設けている。

さらに、教職員がより働きやすい職場環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、実施している【資料 3-1-10】。また、育児休業や介護休業に係る「育児休業等に関する規程」および「介護休業等に関する規程」により、安心して働くことができる環境を実現している【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】。

また、安全に対する配慮では、年に防火訓練、防災訓練を各 1 回ずつ行い、学生の安全対策として、交通安全のためのバイク・自転車講習会と、愛媛県警察本部生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室の警察担当者による講話を実施している。個人情報保護については、「個人情報保護方針」および「松山東雲学園個人情報の保護に関する規程」ならびに「特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針」、および「松山東雲学園特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーを含めた個人情報を適切に保護、管理している【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報については、大学のホームページ上に、教育の目的、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、研究者情報等を公開している。また、教育研究上の基礎的な情報として、教育研究上の目的、教育研究環境、大学が徴収する費用を、

修学上の情報等として各教員が有する学位および業績、入学者に関する受入方針、入学者数、在学者数、卒業（修了）者数、進学就職状況、授業科目、授業計画、学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準、心身の健康等に係る支援等を公開している【資料 3-1-17】。

財務情報等については、松山東雲学園財務情報として業務報告書、決算書（資金収支・消費収支計算書・貸借対照表）、財産目録および監事監査報告書を公開している。また、経年比較、財務推移表、公開する内容を分かりやすくする工夫を行っている【資料 3-1-18】。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神に基づき、「自立する女性の育成」をミッションに掲げた中長期計画の円滑な実行を図り、PDCA サイクルによる進捗管理を推し進めていくことにより、経営や教育の使命、目的の実現への取り組みを継続していく。

法令の遵守は、現行の遵守体制を維持し、法改正等の情報を遅延なく学内に反映し、対応をしていく。また環境保全、人権や安全への配慮という点では、環境に配慮した施設・設備の整備を進め、関連規程を遵守していく。

- 【資料 3-1-1】 学校法人松山東雲学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 3-1-2】 学校法人松山東雲学園寄附行為施行細則
- 【資料 3-1-3】 学校法人松山東雲学園経営企画委員会規程
- 【資料 3-1-4】 松山東雲女子大学教授会規程
- 【資料 3-1-5】 学校法人松山東雲学園中長期計画一覧表
- 【資料 3-1-6】 松山東雲学園人権問題委員会規程 【資料 2-7-3】 と同じ
- 【資料 3-1-7】 松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針
- 【資料 3-1-8】 松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る調査委員会に関する規則
- 【資料 3-1-9】 松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る相談窓口に関する規則 【資料 2-7-3】 と同じ
- 【資料 3-1-10】 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について
- 【資料 3-1-11】 育児休業等に関する規程
- 【資料 3-1-12】 介護休業等に関する規程
- 【資料 3-1-13】 松山東雲学園個人情報保護基本方針
- 【資料 3-1-14】 松山東雲学園個人情報の保護に関する規程
- 【資料 3-1-15】 特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針
- 【資料 3-1-16】 学校法人松山東雲学園特定個人情報取扱規程
- 【資料 3-1-17】 松山東雲女子大学ホームページ「情報公開」
- 【資料 3-1-18】 松山東雲学園ホームページ「財務情報」

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

1. 理事会の運営・戦略的意思決定

理事会は、私立学校法に基づき、「寄附行為」第 12 条第 2 項に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており学園の最高決定機関として位置付けている【資料 3-2-1】。

理事会の運営は「寄附行為」第 12 条に規定しており、次の通り適切に運営している。

理事会は、理事長が招集し、会議開催の場所、日時および会議に付議すべき事項を書面により会議の 7 日前までに発している【資料 3-2-1】。

理事会の議長は理事長をもって充て、理事総数の過半数の理事の出席で成立、議事の決議は出席した理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決することとしている。

なお、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者およびこの学園の理事を受任者とした委任状を提出した者は、出席者とみなすこととしている【資料 3-2-1】。

また、理事会機能の補佐体制として、理事会に、理事長および教職員の理事をもって構成する学内理事会を置いている。理事会の包括的授権に基づき、この法人の日常の業務を決定する機関として学内理事会を毎月 1 回開催してきたが、戦略的意思決定のためには学外理事の意見が必要であることから、平成 21(2009)年度以降は、理事会を毎月 1 回以上開催し、学内理事会は必要に応じて開催するものとしている【資料 3-2-2】。

理事会の開催状況は、平成 21(2009)年度 21 回、平成 22(2010)年度 18 回、平成 23(2011)年度 19 回、平成 24(2012)年度 20 回、平成 25(2013)年度 19 回、平成 26(2014)年度 19 回、平成 27(2015)年度 17 回となっている。

加えて、平成 27(2015)年度から理事長を委員長とする経営企画委員会を設置し、法人・理事会における中長期計画案を策定し、理事会において決定している【資料 3-2-4】。

2. 理事の選考に関する規定

理事の選考に関する規定は、「寄附行為」および「寄附行為施行細則」に次の通り定めている。

大学長（短期大学長を兼務）、高等学校長（中学校長を兼務）、副学長および事務局長については、「寄附行為」に基づいたそれぞれの選任規定により選任している【資料 3-2-5】

【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】。評議員理事は、「寄附行為」第 7 条第 1 項 5 号および「寄附行為施行細則」第 4 条により、理事会において評議員会に諮問する評議員理事候補者を確認し、評議員会に諮問後、理事会にて選任している【資料 3-2-1】【資料 3-2-3】。

なお、理事の選任の際には、「寄附行為」第 7 条第 2 項に理事資格を「理事は、キリスト教徒又はこの法人のキリスト教の精神による教育に理解を持つ者であり、かつ、この「寄附行為」第 3 条の目的を遂行する者とする。ただし、2 人以上のキリスト教徒を含むものとする。」と定め、学園の目的を完遂できるものを選任資格としている【資料 3-2-1】。

理事の職務分担としては、教学担当理事として短期大学副学長、財務担当理事として事

務局長を充てている【資料 3-2-8】。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、大学を取り巻く状況の変化に迅速に対応すべく、理事定数を 9 人以上 12 人以上に対し平成 28 年(2016)年度は 9 人の理事体制で少数精鋭化を図り、理事会の機動力を確保しつつ、戦略的意思決定をしていく。

- 【資料 3-2-1】 学校法人松山東雲学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 3-2-2】 学校法人松山東雲学園学内理事会規程
- 【資料 3-2-3】 学校法人松山東雲学園寄附行為施行細則 【資料 3-1-2】 と同じ
- 【資料 3-2-4】 学校法人松山東雲学園経営企画委員会規程 【資料 3-1-3】 と同じ
- 【資料 3-2-5】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学学長選考規程
- 【資料 3-2-6】 松山東雲女子大学教育職員役職規程
- 【資料 3-2-7】 学校法人松山東雲学園事務組織規程
- 【資料 3-2-8】 理事、監事、評議員名簿 【資料 F-10】 と同じ

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学は「学則」第 35 条に基づき、教授会ならびに人事教授会を置いている【資料 3-3-1】。教授会は「松山東雲女子大学教授会規程」に基づき運営されている。構成員は、学長、教授、准教授、講師および助教である。教授会は、「学生の入学および卒業に関すること」、「学位の授与に関すること」、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長がさだめるもの」について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとして位置付けられている。会議は原則として月 1 回開催される【資料 3-3-2】。人事教授会は、人事に関する案件を審議し、学長に意見を述べるものとして「松山東雲女子大学人事教授会規程」により運営されている。学長および教授をもって構成され、会議は必要に応じて開催される【資料 3-3-3】。

また、「学則」第 36 条に基づき、運営委員会、学科長・専攻主任会、学科会が置かれている。それぞれ「松山東雲女子大学運営委員会規程」、「松山東雲女子大学学科長・専攻主任会規程」、「松山東雲女子大学学科会規程」に基づき運営されている。運営委員会は学長、学長補佐（平成 28(2016)年度より副学長）、宗教主事、学科長・専攻主任、教務部長、入試部長、学生支援部長または副部長、キャリア支援部長または副部長および事務部長により構成され、学長の諮問に応じて教授会への提案事項等について審議する【資料 3-3-4】。

学科長・専攻主任会は、教員人事等の重要事項について協議する【資料 3-3-5】。学科会は、学科所属の専任教員で構成され、「学科内の教育・研究に関すること」、「学長または教授会より諮問されたこと」、「学科として学長または教授会に建議すること」などを審議する。必要に応じて専攻所属の教員を構成員とする専攻会を設けることができる【資料 3-3-6】。

その他、執行部ごとに部会が設けられており、所管の案件について審議された事項は、教授会に上程あるいは報告されている。

なお、本学は現在、併設短期大学との間で、意思決定手続きや学務などの適度な一体化を進めている。建学の精神を共にし、施設・設備、事務機構を共有し、教育活動や学生生活が一体的、連続的であることに鑑みて、両大学の人材や教育資源を最大限に活用して使命・目的を達成すること、業務の効率化を実現することを図ったものである。平成 27(2015)年度は、試行的に、両大学の教授会、人事教授会、学科長・専攻主任会および運営委員会の同時開催を行ったが、規程を改正して合同開催が可能であることを明記し、平成 28(2016)年度より、必要に応じて、合同教授会、合同学科長・専攻主任会および合同運営委員会として開催し、議事録管理を行うこととした。同様に、執行部においてもすでに合同化が進められている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

「松山東雲女子大学教育職員役職規程」において学長は、学務を総理し、本学を代表すると規定されており、大学を統括・運営にあたる学長の権限と責任が明確に定められている【資料3-3-7】。

平成26(2014)年度末には、学校教育法の改正に基づき、「松山東雲女子大学教授会規程」をはじめとする諸規程の改正を行ってガバナンス改革を進め、学長が適切なリーダーシップを発揮できる組織体制を整備した。また、平成28(2016)年度からは、それまでの学長補佐に代えて副学長を置くこととし、副学長は理事、経営企画委員会の構成員となるものと定めて、学長のリーダーシップの強化を図った。

本学の教学上の意思決定については、教授会が中核的機能を担っている。学長は教授会を招集し、集約された意見をふまえて意思決定を行い、業務を指揮・執行する。

また、運営委員会においては、教授会事案の事前調整や教学に係る諸課題などを横断的に協議・調整し、学長のリーダーシップのもとに、学務を実行している。運営委員会は、学科長・専攻主任および執行部長によって構成されているため、学科・専攻および執行部の意見・情報等を運営委員会に適切に反映・伝達することができ、また学長のリーダーシップのもとで協議・調整された事項が、速やかに学科・専攻および執行部に伝達され実行される仕組みが確立している。

本学学長は、併設短期大学学長を兼務している。学長のリーダーシップのより円滑な遂行を担保するため、上述したように、平成28(2016)年度より両大学の意思決定機関の合同化を導入することとしている。また、併設短期大学との調整が必要な案件に関しては、必要に応じて、学長と、本学ならびに併設短期大学の学長補佐(平成28(2016)年度より副学長)からなる学長補佐会を開いて協議してきた。さらに学園レベルにおいては、平成27(2015)年度から経営企画委員会が設置され、学園レベルでの情報交換・意思統一が図られた。これらのことも、学長のリーダーシップと円滑な業務遂行を支える仕組みとなっている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

組織改革、意思決定過程の整備、大学・短大の一体化などの取り組みなどにより、学長がリーダーシップを発揮するための整備が進んだところである。今後は、学長がリーダーシップを発揮できるよう、運営体制を維持し、適正にこれを運用していく。

- 【資料 3-3-1】 松山東雲女子大学学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 3-3-2】 松山東雲女子大学教授会規程 【資料 3-1-4】 と同じ
- 【資料 3-3-3】 松山東雲女子大学人事教授会規程 【資料 2-8-10】 と同じ
- 【資料 3-3-4】 松山東雲女子大学運営委員会規程
- 【資料 3-3-5】 松山東雲女子大学学科長・専攻主任会規程
- 【資料 3-3-6】 松山東雲女子大学学科会規程
- 【資料 3-3-7】 松山東雲女子大学教育職員役職規程 【資料 3-2-6】 と同じ

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関ならびに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関ならびに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人の代表である理事長、大学の代表である学長および事務局の代表である事務局長が、法人と大学間のコミュニケーションを図り、理事会における意思決定の円滑化を図るために定期的な協議を行っている。

また、経営企画委員会において、理事長・学長・校長・事務局長に加え学長補佐（平成28(2016)年度より副学長）も構成員となり、各管理運営機関および各部門間のコミュニケーションを図る役割を担い、各委員は所属する部門において連絡調整を行っている【資料 3-4-1】。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

1. 法人および大学の相互チェックによるガバナンス

大学から理事会への提出議案は、まず教授会で審議され、学長から理事長に進達され、理事会に上程される。理事会では改めて学長より説明が行われ、審議の後、決議される。理事会には学長のほか副学長が理事として出席する。法人と大学の各管理運営部門は情報を共有し、相互にチェックする体制となっている。

2. 監事

監事の選任は、「寄附行為」第 8 条に基づき、理事、教職員または評議員以外の者から理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が 2 人の監事を選任している【資料 3-4-2】。

監事は理事会・評議員会に毎回出席し、理事、評議員の職務遂行について適宜チェックを行っている。また、監事は、監査実施要領に基づき、定例として年 2 回、理事長に対して意見具申を行い、年 2 回の会計監査に加え、学園担当公認会計士から学園の財務状況等について事情聴取している【資料 3-4-3】【資料 3-4-4】【資料 3-4-5】。

3. 評議員会

評議員会定数は 19 人以上 25 人以内であり、現員は現理事総数 9 人の 2 倍を上回る 22 人としている。構成は教職員の他に、同窓生、学生の父母、松山教会の会員および学識経験者の評議員をもって組織している。

理事会は、「寄附行為」に定められた事項について評議員会に諮問し、評議員会は諮問事項に対し適正な意見を述べ、理事会の諮問機関としての機能を果たしている【資料 3-4-2】。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

学園には、理事長、学長、校長、事務局長および本学副学長 1 人、併設短期大学副学長 1 人の常勤の理事がおり、理事会においても、教授会においても大学運営に関する事柄について迅速かつ丁寧に情報交換し、情報の共有化を図って、円滑に運営を行っている。

また理事長・学長定例会により両者の意思疎通と連携を保ち、それを受けた事務部次長会（事務局長、事務部部長、次長で構成）によって、事務局内の円滑な運営を行っている。

併せて、理事会のガバナンスを明確にしていくことが重要であるため、教授会において副学長から理事会・評議員会の報告等を行い、理解、納得を得て、理事会のリーダーシップを機能させるとともに、現場の意見も理事会に反映させる体制を整えている。

大学においては、運営委員会および教授会において学長の方針が伝達され、同時に各執行部の意見が交わされる。また教授会、学科・専攻主任会および各種委員会等においては、教員の意見が、管理職者会議においては職員の意見が、適切にくみ上げられている。

したがって、リーダーシップとボトムアップがバランスよく発揮される体制が構築されている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

学園は、大学および短期大学を設置しており、学長は大学および短期大学の学長を兼務している。学園のリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を図るためには、法人と大学間のみならず大学と短期大学との連携が重要であり、大学と短期大学の組織運営についても合理化・効率化をより進めていく必要がある。今後は、更なる効果的な業務推進を図るため教職員の意識変革を進めていく。

【資料 3-4-1】 学校法人松山東雲学園経営企画委員会規程 【資料 3-1-3】 と同じ

【資料 3-4-2】 学校法人松山東雲学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-4-3】 理事会、評議員会の前年度開催状況 【資料 F-10】 と同じ

【資料 3-4-4】 学園監事の監査実施要領

【資料 3-4-5】 平成 27(2015)年度学園監事監査実績

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

学園の事務組織および分担業務については「松山東雲学園組織規程」および「事務組織図」に定め、適切に運営している【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】。

学園および大学の使命・目的の実現のために、法人組織として、理事会・学内理事会・経営企画委員会を設置しており、いずれの会議も教員のみならず、職員も構成員あるいは事務局として出席し、教職員協働体制を整えている。また、大学組織としては教授会、人事教授会、学科長・専攻主任会、運営委員会および各執行部があり、これらについても教職員協働体制が整えられ、教職員が一体となって重要な機能を果たしている。特に各執行部は、事務組織における各課とリンクさせ、業務の効果的な執行体制の確保を実現している。また、法人組織と大学組織の両方の側面を持つ組織として、学内理事会および経営企画委員会があり、大学と法人間のコミュニケーションは円滑に行われ、適切に運営されている。職員の配置については、業務内容および業務量の変化と、職員一人ひとりのキャリアと能力に応じ、適切な人員を配置している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

学園の業務は、「中長期計画」の PDCA サイクルによる進捗管理を部門ごとに行い、半年ごとの進捗状況は、理事長を委員長とする経営企画委員会で確認し、理事会に報告している【資料 3-5-3】【資料 3-5-4】。CA 段階での結果を踏まえ、必要に応じ当該年度の計画の修正・補正等を行い、具体的な行動計画へ繋げていき、常に 6 年先までを見据えた計画を策定している。

法人の業務執行体制および大学の教育研究支援体制としては、教学担当理事として本学副学長および短期大学副学長、財務担当理事として事務局長を充て業務執行の管理体制を明確化し適切に機能させている。

事務部門においても、「中長期計画」の PDCA サイクルによる進捗管理を行い、業務執行の管理体制を整えている【資料 3-5-4】。

事務部では、各課単位で業務の目標・業務方針を設定し、業務分掌および年間スケジュールを定めている。また個人に対しては、自己申告書をもとに人事考課を実施することで、適正な業務執行管理等を行っている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

1. 学内研修

「職員研修規程」に基づき、年2回SD研修を行い、職員の資質・能力向上の機会を確保している【資料3-5-5】。

平成27(2015)年度は、平成27(2015)年7月30日に「事例から考えるハラスメント」のテーマでFD・SDの合同研修として、愛媛大学から講師を迎え、教職員がハラスメントに関して理解を深め、ハラスメント防止に努めることを目的に実施した。

また、SD研修として、平成28(2016)年3月17日に事務部長を講師とし、「自校学習のすすめ」をテーマとし、創立130周年を迎える学園の建学の精神や、各時代における努力を知ることにより、今後の学園発展のために必要な施策等に係る考え方等について学んだ。

その他、OJTやOff-JTを活性化し事務職員の仕事力アップに取り組むとともに、より効率的な業務を行う為の自己研鑽に役立てるよう、オンデマンド研修等を奨励している。

2. 学外研修

SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）が企画している研修に年1回参加をすることを義務付けている。また私立大学連盟や日本私立学校振興・共済事業団等の研修についても計画的に参加している。

職員が外部研修で学んだ内容については、発表、あるいは報告書により、他の職員との共有を図っている。これらの発表、報告等は、発表を行う側にとっても、聞く側にとっても、有意義なSDの機会となっており、職員の資質・能力の向上に役立っている。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上の面において、規程に定めた機会を保障しているが、実際には日常業務の処理に追われて、学外の研修に参加する機会を利用できていない職員もいるため、日々のOJTの中で研修成果を共有し、自己研鑽を評価し、職員の意識改革を推進し、更に職員の資質・能力向上を促す計画である。

【資料3-5-1】 学校法人松山東雲学園事務組織規程 【資料3-2-7】と同じ

【資料3-5-2】 松山東雲学園事務組織図

【資料3-5-3】 学校法人松山東雲学園中長期計画一覧表 【資料3-1-5】と同じ

【資料3-5-4】 学校法人松山東雲学園中長期計画 平成27(2015)年度進捗状況報告書

【資料3-5-5】 松山東雲学園職員研修会規程

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

基準 3-1 で述べたように、中長期的計画としては、平成 27(2015)年 8 月に法人・理事会、大学・短期大学・幼稚園、中学校・高等学校および事務局の「中長期計画」および 6 年間の財務計画を作成し、理事会で議決した後、教職員に説明を行っている【資料 3-6-3】。

毎年度の事業計画等は、この「中長期計画」および財務計画をふまえた予算編成方針および予算概要に基づいて、事業計画および予算を作成している【資料 3-6-1】【資料 3-6-2】。事業計画および予算は、前年度 3 月の評議員会、理事会の議決により最終決定している。

予算編成方針については、日本私立学校振興・共済事業団の「私立学校運営の手引き・第 1 巻」の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」（以下「経営判断指標」という）の判定が A3（経常収支差額が 3 カ年のうち 2 カ年以上黒字）を必達目標としている。通常事業については、総額で前年度ベースとし、重点事業については、重要性・緊急性を考慮し効果を見極めて、通常事業とは別枠で予算措置を図っている。また、教育研究施設の改修等については、当面、現在進行中の耐震対応計画に沿ったものとしている。

中長期の財務計画において、平成 32(2020)年度まで教育活動資金収支差額、基本金組入前当年度収支差額は毎年度黒字となる見通しである。経常収支差額は平成 30(2018)年度を除き黒字となる見通しである。平成 28(2016)年度以降は、黒字幅（経常収支差額比率）が 10%未滿で推移する見通しである。したがって、学園の経営判断指標の判定は、平成 27(2015)年度は A2（黒字幅〔帰属収支差額比率〕が 10%以上）となるが、平成 32(2020)年度まで A3 となる見通しである。平成 27(2015)年度より耐震対応工事が始まり、今後数年間は大幅な支出増加が予想されるが、これは計画に沿ったものであり今後も大学の存続を可能とする財政となっている。耐震対応工事に伴い、当年度収支差額は基本金組入額が増加するため、平成 31(2019)年度までは赤字となり、積立率は落ち込む見通しであるが、工事終了後は再び増加に転じる見通しである【資料 3-6-3】。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学園の基本金組入前当年度収支差額は、平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度まで、毎年度黒字であり、平成 27(2015)年度の経営判断指標の判定は A2 となっている【資料 3-6-4】。この主な要因は、収入については例年に比べ採択制補助金を多く獲得したこと、支出については人件費施策の実施による人件費の抑制、光熱水費等の経費節約等が行われた結果であると考えている。安定した財務基盤の確立のためには、安定した収入の確保が不可欠であり、そのために、本学では学生数の定員確保を最重要課題としている。また収支バランスを確保するために、賞与に関しては当該年度の入学者数および前年度決算状況を考慮し労使協定により賞与支給額を決定する人件費施策を行っている。その結果、平成 24(2012)年度以降、本学の経営状況は A 段階となっている。前述の通り、今後も経常収支は黒字を目指し、A3 を必達とする計画である。

補助金獲得状況については、私立大学等経常費補助金の他に、平成 24(2012)年度から 3 年間、高知大学が行う産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業の連携校として大学改革推進等補助金の交付を受けている。平成 26(2014)年度は、私立大学等改革総合支援事業の採択を受け、平成 27(2015)年度は、私立大学等改革総合支援事業に加え、私立大学等経営強化集中支援事業の採択を受けるとともに、愛媛大学が行う地（知）の拠点大学による地方創生推進事業の連携校として大学改革推進等補助金の交付を受けている。また、平成 26(2014)年度には、学生ポートフォリオの環境整備に対して、平成 27(2015)年にはアクティブ・ラーニングの環境整備に対して私立大学等教育活性化設備整備事業補助金を獲得している【資料 3-6-5】。このように、近年獲得している特別補助金が増加しており、教育活動や教育設備充実の際の経費負担を軽減している。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

入学者数は定員 110 人を充足できていないが僅かずつながら入学者数は増加しており、今後定員確保を続けた場合、経営判断指標の判定は A3 となる見通しである。より安定した財務基盤の確立のためには、最も大きな収入となる学生生徒等納付金収入を安定して確保することが課題である。そのためには、教育力の向上、教育環境の整備、学生募集力の強化を図り、学生定員を充足させる必要がある。また、平成 26(2014)年度、平成 27(2015)年度は新規の特別補助金を獲得できており財政に大きく貢献しているため、今後も引き続き特別補助金の獲得に尽力し、併せて新規の補助金獲得にも取り組んでいきたい。また、経営改善に関わる経費削減目標については人件費、奨学費、光熱水費等の削減について具体的な数値目標を設定している【資料 3-6-6】。

【資料 3-6-1】 平成 28(2016)年度予算編成方針

【資料 3-6-2】 平成 28(2016)年度事業計画書 【資料 F-6】 と同じ

【資料 3-6-3】 財務計画について

【資料 3-6-4】 学園帰属収支について

【資料 3-6-5】 松山東雲女子大学 採択制補助金一覧

【資料 3-6-6】 経営改善に関わる経費削減数値目標について

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

予算については、編成方針に基づいた予算申請をもとに予算案を作成し、毎年 3 月の評議員会、理事会の議決を受けている。平成 28(2016)年度予算については、平成 27(2015)

年 10 月に予算編成方針を理事会で承認後、平成 27(2015)年 10 月～11 月に関係部署が事業計画に基づいた予算申請を行っている【資料 3-7-4】。その後、平成 27(2015)年 12 月～平成 28(2016)年 1 月に予算折衝を行い、平成 28(2016)年 2 月の理事会で予算編成概要について議決した後、平成 28(2016)年 3 月の評議員会、理事会の議決により平成 28(2016)年度予算を最終決定している【資料 3-7-5】【資料 3-7-6】。

日常的な出納業務は、学校法人会計基準、「学校法人松山東雲学園経理規程」、「学校法人松山東雲学園固定資産および物品調達規程」等に則り、円滑に実施されている【資料 3-7-7】【資料 3-7-8】。通常は、既に承認されている予算に基づき、請求書等必要書類が各部署より経理課に提出され、所定の支払日ごとに経理責任者の決裁を経て支払いを執行している。また、100 万円以上または予算化されていない 50 万円以上の支払いについては、事前に理事長の決裁を受けた上で支払いを執行している。予算執行状況については、経理課において財務会計システムにより管理するとともに、課単位の予算については各課においても管理している。当初予算に計上していない重要事項となる案件の執行については、稟議手続きにより理事長決済後に執行し、補正予算編成による対応を行っている。補正予算編成は、毎年度 1～2 回行い、評議員会、理事会の議決により決定している【資料 3-7-9】。

決算は、会計年度終了後 2 か月以内に計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表および付属明細表）、財産目録を作成し、公認会計士および学園監事による監査を受けている【資料 3-7-2】【資料 3-7-10】。計算書類は監事の意見を付して事業報告書とともに 5 月の理事会で議決後、評議員会への報告を経て決算確定となる【資料 3-7-1】。また、計算書類、財産目録、事業報告書は閲覧に供するとともに、これらの書類に基づいて財務情報公開資料を作成し、ホームページ上での公開を行っている【資料 3-7-3】。

資産運用については、「学校法人松山東雲学園資金運用規程」に基づき、理事会決議あるいは稟議決議後、銀行大口定期預金あるいは有価証券等により資産運用を行っている【資料 3-7-11】。なお、保有する有価証券については、国、地方公共団体および学園が規定する格付機関による A 格以上の格付を有するものとしている。毎月開催する理事会において、資金運用状況および資金量、外国債については毎月末の時価等を報告している。なお、株式の年度末の時価が 30%以上下落し、一定の基準に達した場合、「有価証券の減損処理に関する基準について」により減損処理を行うようルール化している【資料 3-7-12】。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

学園では、学園監事による監査と公認会計士による会計監査および内部監査を行っている。私立学校法第 37 条第 3 項の規定に基づく学園監事による監査は、「寄附行為」第 8 条第 2 項（監事の職務）および学園監事の監査実施要領に基づき、本法人の業務および財産の状況について、毎年度 11 月および 5 月に行っている【資料 3-7-13】【資料 3-7-14】。また、理事会および評議員会に毎回出席し、理事長から業務執行の報告の聴取や、重要な決裁書類等の閲覧を行い、学校法人の業務や財産の状況についての監査を行っている。学園監事の監査報告書は、毎年度 5 月の監査の後に作成され、理事会および評議員会に提出し報告されている。また、監事は監査実施要領に基づき、公認会計士から学園の財務状況および計算書類の監査状況について、年 2 回事情聴取を行っている。

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく公認会計士による会計監査は、毎年

度 11～12 月および 4～5 月に行われ、平成 27(2015)年度は 4 人体制で延べ 32 日行われている【資料 3-7-16】。会計監査の最終日には、理事長、学園監事等に対して、監査結果の概要報告があり、その後、独立監査人の監査報告書が提出される【資料 3-7-17】。

内部監査としては、会計および財務に関する業務についての監査および有価証券や小口現金の管理方法等についての監査を毎年度 10 月および 5 月に行っている【資料 3-7-15】。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準、「学校法人松山東雲学園経理規程」等に基づき、引き続き適正に会計処理を行うとともに、事務職員の規律や会計知識の向上を図る。また、監事監査、公認会計士監査、内部監査の各々の連携を強化することにより監査の有効性を高め、より適正な会計処理が行われるように努める。

- 【資料 3-7-1】 平成 27(2015)年度事業報告書 【資料 F-7】 と同じ
- 【資料 3-7-2】 学校法人松山東雲学園 決算等の計算書、学校法人松山東雲学園 監事監査報告書（平成 23(2011)～平成 27(2015)年度） 【資料 F-11】 と同じ
- 【資料 3-7-3】 松山東雲学園ホームページ「財務情報」【資料 3-1-18】 と同じ
- 【資料 3-7-4】 平成 28(2016)年度予算編成方針 【資料 3-6-1】 と同じ
- 【資料 3-7-5】 平成 28(2016)年度予算編成概要について
- 【資料 3-7-6】 平成 28(2016)年度当初予算書
- 【資料 3-7-7】 学校法人松山東雲学園経理規程
- 【資料 3-7-8】 学校法人松山東雲学園固定資産および物品調達規程
- 【資料 3-7-9】 平成 27(2015)年度補正予算書
- 【資料 3-7-10】 平成 27(2015)年度財産目録
- 【資料 3-7-11】 学校法人松山東雲学園資金運用規程
- 【資料 3-7-12】 有価証券の減損処理に関する基準について
- 【資料 3-7-13】 学校法人松山東雲学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 3-7-14】 学園監事の監査実施要領 【資料 3-4-4】 と同じ
- 【資料 3-7-15】 学校法人松山東雲学園業務監査規程
- 【資料 3-7-16】 公認会計士監査日程表
- 【資料 3-7-17】 独立監査人の監査報告書

【基準 3 の自己評価】

本学は、整備された規程等に基づく学内の管理運営体制により、適正な学校運営を執行している。また、大学を取り巻く状況の変化に迅速に対応すべく、理事体制を少数精鋭化し理事会の機動力を確保しつつ、戦略的意思決定を行っている。また、理事長・学長のリーダーシップとボトムアップのバランスが図られている。法人・理事会、大学・短期大学・幼稚園、中学校・高等学校および事務局の「中長期計画」および 6 年間の財務計画を作成し、PDCA サイクルにより進捗管理を推し進めていくことで、安定した財務基盤を確立し、適正な経営が可能となっていると自己評価するものである。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、「松山東雲女子大学学則」（以下「学則」という。）第1条の2第1項に「目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う」として、自主的・自律的な自己点検・評価を行う旨を明記している【資料 4-1-1】。

また、「学則」第1条の2第2項に、学校教育法に基づき外部認証評価機関による評価を受ける旨も明記している。平成 21(2009)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審している。

さらに、全学科・専攻、執行部、委員会等は、毎年度、業務実施状況を点検の上「業務実施報告書」を学長に提出し、その結果をふまえた次年度の「業務実施計画書」とともに、「業務計画・実施報告会」において内容を報告・共有している。これも年次ごとの自主的・自律的な自己点検・評価活動と位置付けることができる【資料 4-1-2】。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価を実施するための体制として、「松山東雲女子大学自己点検・評価実行委員会」を設置している。自己点検・評価実行委員会は、自己点検・評価の実施、自己点検・評価結果の活用、報告書作成・公表、第三者評価受審に関する業務などを行う。自己点検・評価実行委員会は、学長を中心とし、学科・専攻等の長および執行部長（または副部長）で組織することにより、全学的な視座に立ち、かつ機動的に自己点検・評価を推進することができる【資料 4-1-3】。

また、具体的に自己点検・評価活動を実施するにあたっては、教授会、学科会等を通じて自己点検・評価実行委員会での検討状況を全教員に報告することにより意識・情報を共有できる。また各執行部を通じて全教員が自己点検・評価活動に参画することによって、全学的・組織的活動として推進することができている【資料 4-1-4】。

「業務実施計画」および「業務実施報告」については、学科・専攻会、執行部会等によって審議・承認されたものが学長に提出され、併設短期大学も含めて全構成員に公表・共有されている。

以上により、自己点検・評価活動を適切に推進する体制が整備され、適切に実施されている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学ではこれまで、平成 9(1997)年、平成 14(2002)年、平成 21(2009)年に自己点検・評価を実施して、その結果を報告書として学内外に公表している【資料 4-1-5】。

また、大学機関別認証評価の周期は「学校教育法」に 7 年以内と定められている。本学では、平成 21(2009)年に日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、その結果を自己点検・評価報告書とともにホームページに掲載して、学内外に公表している。また第 2 回目の認証評価は、平成 28(2016)年度に受審する予定である。

自己点検・評価活動を通じて立案された改善・向上方策等の反映については、自己点検・評価実行委員会において定期的に進捗状況を点検している。

全学科・専攻、執行部、委員会等の「業務実施計画書」と「業務実施報告書」の提出は、毎年度当初に行われ、5 月ごろに教職員出席による「業務実施計画・報告会」を実施している。さらに、学科・専攻および主要執行部については、半期の計画進捗状況を「中間報告」として集約の上学長に提出することとしている。前述したように、この「業務実施計画」「業務実施報告」が、本学における自己点検・評価活動の機能を持ち、適切な周期性をもって実施されている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、「自己点検・評価実行委員会」を中心とした組織的な自己点検・評価活動と、年度ごとの「業務実施計画・報告」による恒常的な点検・評価活動を行っている。これは、本学が小規模大学である実状に照らし、効果的・効率的なかたちで点検・評価を実施していく方法として適切である。ただし平成 27(2015)年までは、「学則」第 1 条 2 項に基づく自己点検・評価活動と、日常的な点検活動として実施される「業務実施計画・報告」とが、組織的、制度的に十分関連付けられているとはいえなかった。そこで、組織体制や運用方法の見直しを行い、より整合的な自己点検・評価の仕組みを整備する。

また、自己点検・評価活動の質を高め、全教職員および執行部等が引き続き主体的に活動に携わっていくために、自己点検・評価実行委員会と学科・専攻および執行部等との連携を強め、また研修会などを実施して、意識の向上や情報共有に努める。

【資料 4-1-1】 松山東雲女子大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 4-1-2】 「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 業務計画・実施報告会」資料

【資料 4-1-3】 松山東雲女子大学自己点検・評価実行委員会規程

【資料 4-1-4】 松山東雲女子大学心理子ども学科会議事録

【資料 4-1-5】 平成 21(2009)年度「松山東雲女子大学 自己評価報告書・本編〔日本高等教育評価機構〕」

掲載先 松山東雲女子大学ホームページ

<http://www.shinonome.ac.jp/uploaded/attachment/150.pdf>

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価活動においては、「寄附行為」、「学則」から細則・内規にわたる規程類、会議議事録及び資料、各種統計、アンケート結果、印刷物、報告書ほか、確認可能な根拠に基づいて、客観的・実証的に分析・考察を行っている。項目によっては、複数の根拠を用い、多角的な分析を行っている。よって、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が実施できている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

学内の教学組織、執行部等は、その所轄ごとに、その現状を客観的に把握するための資料やデータの収集・蓄積、整理・分析を行い、必要に応じてアンケート調査等を実施している。自己点検・評価活動や、「中長期計画」の策定および進捗評価などは、それらをエビデンスとして行われている。したがって、現状把握のためのデータ収集、分析は十分に行われているといえる。ただ現在のところ、これらのデータ作成・収集や調査等は、所轄ごとに、必要に応じて行われている傾向にあり、大学として蓄積すべき標準的なデータのリストが全学的に確立されているとはいえない。

本学では、所轄ごとに作成・収集・分析されるデータを一元的に把握、集約するために、平成 26(2014)年に併設短期大学と合同で IR 推進委員会を発足させた【資料 4-2-1】。これによって、本学の現状把握のためのデータ収集・分析を統括する組織体制が整ったが、データ作成・収集・分析の計画立案や、その自己点検・評価活動との連携体制の確立については今後の課題となっている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学では、過去に実施した自己点検・評価について、すべて報告書を作成している。また、平成 9(1997)年、平成 14(2002)年の「自己点検・評価報告書」は、各大学に送付することによって公表し、平成 21(2009)年については、学内に配布したほか、ホームページに掲載することによって社会に公表している。

また前述したように、毎年度の「業務実施計画」および「業務実施報告」については、全教職員対象の「業務実施計画・報告会」において書面および口頭での報告がなされ、質疑応答、意見交換も行われている。したがって、年度ごとの自己点検・評価活動は、学内においては透明性をもって十分に共有がなされている。ただし、「業務実施計画・報告」の内容は学外公開されておらず、「学則」第 1 条の 2 に照らしてこの点を改善することが課題である。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、IR 推進委員会を設置しているが、依然として部署ごとのデータ収集・分析・

保管に依存している部分が多いので、今後、一元的なデータ収集・分析の体制を早急に整える。また、それらのデータを閲覧、活用するためのシステム、もしくは手続きの整備を進め、データ活用による現状把握および改善が効率的に行われるよう改善を図る。

また、年度ごとの自己点検・評価活動は、「業務実施計画・報告」として実施しているが、自己点検・評価活動の内容と結果を社会にも公表するものとなるよう、現状の仕組みを改善し、実施する。

【資料 4-2-1】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 IR 推進委員会規程

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学では、自己点検・評価の結果活用のための PDCA サイクルの中軸として機能する自己点検・評価実行委員会が、学長、学科長・専攻主任および執行部長（または副学長）から構成されている。そのため、この委員会を起点として、各学科・専攻や執行部と連携し、自己点検によって発見された問題点の解決、改善・向上方策の実行を、速やかかつ組織的に行うことができ、またその進捗状況を定期的に点検することが可能である。過年度の自己点検・評価においても、このサイクルによって、改善・向上方策を実現することができている。「業務実施計画」「業務実施報告」による PDCA サイクルも定着しており、年度ごとの組織的な振り返りと修正が可能である。

教員個々の PDCA をみると、「授業評価アンケート」の結果の活用についても、基準 2-6 で述べたように、各教員による結果の考察とコメントの提出が定着している。ただし、研究や学務、社会貢献など、総合的な観点からの PDCA サイクルの仕組みについては、まだ十分とはいえず、この点は、本学が注力すべき今後の課題である。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価による改善・向上方策について、実施状況を定期的に点検することにより、着実に改善・向上を進める。また、年次ごとの実施計画・報告のサイクルも引き続き継続する。

さらに今後、組織的な PDCA サイクルだけでなく、教員個々の資質・教育力向上を支援するための PDCA の仕組みを検討の上導入する。

【基準 4 の自己評価】

本学は、おおむね第三者評価受審を周期とする自己点検・評価活動と、年度ごとの「業務実施計画」「業務実施報告」の 2 つが PDCA サイクルの柱として定着している。それぞ

れ、「自己点検・評価実行委員会」、「運営委員会」が実施母体となっており、学長の主導性と執行機関による機動性が結びついた体制によって実効的に機能し、成果を挙げてきている。これは、本学の規模に照らし、効果的・効率的なかたちで継続的に点検・評価を実施していく方法として適切である。

自己点検・評価は、確認可能なエビデンスに基づいて、実証的に行っている。また、自己点検・評価活動によって立案された改善・向上方策については、進捗状況を点検の上実行している。

データの収集、蓄積、分析、活用の仕組みは、今後構築していく必要がある状況であるが、IR 推進委員会を開設し、改善に着手した。

以上のことから、本学は、基準 4 を満たしていると自己評価できる。

今後、2 つの活動の関係を明確化させ、また活動の公開性を高めることは重要な課題である。また、継続的に自己点検・評価活動を行っていくためにも、IR 推進委員会を中心として一元的なデータ収集・管理の仕組みを確立し、分析・活用を促進することが必要であり、さらに、個人的な PDCA 活動支援の仕組みを確立することも課題である。これらの点の改善に取り組み、持続可能で、かつ実効性の高い PDCA 仕組みを構築していく。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1 地域に開かれた大学

《A-1 の視点》

A-1-① 建学の精神の地域社会への発信

A-1-② 教育研究領域にかかわる地域社会への発信

A-1-③ 地域社会に開かれた空間づくり

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神の地域社会への発信

松山東雲女子大学（以下「本学」という。）では、毎週火曜 1 限に行う全学礼拝「チャペルアワー」、11 月下旬から始まる一連のクリスマス行事などを、広く地域住民に開放している。特に、クリスマス・チャペルにおいて附属幼稚園の園児によって演じられるページェント（キリスト生誕劇）、厳粛に営まれるクリスマスツリー点灯式、燭火賛美礼拝等は、地域の定例行事としても親しまれており、毎年多くの地域住民の参加を得ている【資料 A-1-1】。また、キリスト教精神に基づいてテーマ・内容を設定した学術講演会・演奏会等も定期的に開催してきた【資料 A-1-2】。

また、本学のキリスト教センターは、ボランティアセンターの役割を兼ねており、ここを中心として、「東日本被災者支援ボランティア」や桑原まちづくり協議会との共催「淡路ヶ峠コミュニティハイキング」等を含むボランティア活動を実施している【資料 A-1-3】。

A-1-② 教育研究領域にかかわる地域社会への発信

松山東雲学園（以下「本学園」という。）は、「松山東雲エクステンションセンター（SEC）」（平成 13(2001)年開設）に拠って、大学の教育研究を社会に発信してきたが、平成 26(2014)年に、地域連携・国際交流事業を担う機関として「連携交流センター」が開設されたことに伴い、SEC 事業もその事業の一環として行うこととした【資料 A-1-4】。

SEC 事業は、主として「公開授業」（本学および併設短期大学の正課内授業を地域住民に公開するもの）と「社会人講座」（SEC 独自の講座）から成る。本学教員も、これらの SEC 事業を通じて、教育研究の地域発信を行っている【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】。

また、地域の保育・幼児教育関係者や保護者を対象として、本学子ども専攻と併設短期大学の保育科との協働により、毎年「幼児教育講演会」「東雲夏の保育ゼミナール」を開催して、地域への発信を行ってきた【資料 A-1-7】。その他、後述する子育てひろば「たんぼぼ」においても、本学および併設短期大学の教員が、それぞれの専門的立場からの情報提供や子育て講習会などを実施している。

A-1-③ 地域社会に開かれた空間づくり

本学キャンパスは緑が豊かであり、特に中庭はベンチが配置されてくつろげる雰囲気

醸成されている。特に花壇が、本学教職員や関係者の地道な奉仕によって季節の花が美しく保たれていることは特筆できる。本学では、こうした学内施設が地域住民の諸活動に広く活用されるよう図っている。中庭や生協食堂（ピアホール）は、本学学生のみならず、地域住民、短期大学附属幼稚園の園児・保護者などにも憩いの場として親しまれており、またチャペル、体育館、テニスコート等は、週末や休日は、地域のコーラスやスポーツ等のサークル、地域の団体に利用されることが多い【資料 A-1-8】。図書館も、所定の手続きにより学外者も利用可能である【資料 A-1-9】。

平成 20(2008)年には、松山市ひろば型地域子育て支援事業の委託を受け、本館北 1 階にしのみめ広場「たんぽぽ」を開設した。主に 0 歳～3 歳の未就学児とその保護者を対象として、親子が集い、安らげる空間を提供するとともに、スタッフが常駐して相談に乗り、教職員協力によるイベントを開催するなどの支援事業を行っている【資料 A-1-10】。

その他、本学は災害時の緊急避難所として、松山市桑原地区の住民の安全を担保しており、また学生ホールは、県議会議員選挙の投票所として利用される等、地域における公共施設としての役割も果たしている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在進行中の耐震対応工事のため、地域住民の学内諸施設利用にも影響が生じており、特にクレイのテニスコートは、今後数年は使用できない見込みである。また、緊急避難場所としても、場所の提供は可能であるものの、水・食糧ほか物資の備蓄はなされていない。近い将来には南海トラフ級の大地震も想定されているので、耐震化を進めるとともに、地域に求められる本学の役割を果たしていくための方策を検討し、計画的に進めていく。

【資料 A-1-1】 キリスト教センター行事関連資料（平成 27(2015)年度） 【資料 1-3-5】 と同じ

【資料 A-1-2】 講演会・演奏会等広報チラシ（平成 24(2012)～平成 27(2015)年度） 【資料 1-3-7】 と同じ

【資料 A-1-3】 「ボランティアセンター」の企画行事日程（平成 28(2016)年度）

【資料 A-1-4】 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学連携交流センター規程

【資料 A-1-5】 2016 年度松山東雲エクステンションセンター講座案内

【資料 A-1-6】 松山東雲エクステンションセンター活動状況（平成 27(2015)年度）

【資料 A-1-7】 幼児教育講演会および東雲夏の保育ゼミナール開催状況

【資料 A-1-8】 学園バス運行・施設使用等予定表（2013～2015）

【資料 A-1-9】 松山東雲女子大学ホームページ「図書館利用案内」「学外の方へ」

【資料 A-1-10】 「たんぽぽ」活動実績（平成 27(2015)年度）

A-2 教育活動における地域社会との連携

《A-2 の視点》

A-2-① 自治体との連携の教育的活用

A-2-② 企業との連携の教育的活用

A-2-③ 他大学との連携の教育的活用

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 自治体との連携の教育的活用

本学は、自治体との連携協定として、平成 26(2014)年度に愛媛県中予地方局と「連携包括協定」、平成 27(2015)年度に松山市と「連携協定」および「まつやま笑顔の子育て応援連携協定」を締結した【資料 A-2-1】【資料 A-2-2】。

愛媛県中予地方局との協定のもと、久万高原町の地域活性化プロジェクトチームとの連携によって実現した授業科目に、平成 27(2015)年度開講の「PBL 研修 I」がある。本科目の開設にあたっては、開設前年度から町と本学の関係者間で協議を重ね、科目の内容や運営方法を検討した。町および中予地方局担当者からの授業参加は 15 回の授業のうち 5 回、各回 4~6 人に及び、学生への課題提示、講評および評価、授業後の検討などを行った。この授業を通して、学生は、実社会が直面する問題の複雑さや課題解決の難しさを体験的に学ぶことができた。また、授業で受講生が考案した地域の食材を活かしたメニューが久万高原町の「道の駅」で販売されるなどの形で実現している【資料 A-2-3】。

その他、有志の学生による活動も促進された。例として、久万高原町で開催される「かかしコンクール」への出展、久万高原町での農作業・自然体験を通して地域の魅力を発見・発信する学生同好会「地域の魅力発見隊」の結成などがある。

また、「松山笑顔の子育て応援連携協定」に基づいて、平成 27(2015)年に「愛顔あふれる男女共同参画フォトコンテスト 2015」の入賞作品の展示を実施している。

A-2-② 企業との連携の教育的活用

企業との連携として、平成 24(2012)年愛媛銀行との間に連携協力協定を締結した【資料 A-2-4】。この協定に基づいて、平成 27(2015)年度より基盤科目「キャリア論」（1 年次必修）を寄付講座として開講した。本事業では、企業側からの支援が資金面にとどまらず、愛媛銀行行員が講義を行い、グループワークのファシリテータとして行員 4 人が授業に加わるなど、企業と大学の協働体制で授業を運営している【資料 A-2-5】。その他、次項に挙げる他大学との連携を通じて、企業との連携・協力による教育活動を行っている。

A-2-③ 他大学との連携の教育的活用

① 大学コンソーシアムえひめ

本学が参加している「大学コンソーシアムえひめ」（愛媛県内 11 大学・短期大学、平成 20(2008)年発足）では、「共同授業」「国際交流」「インターンシップ」の 3 事業を行っている。本学では、「共同授業」を基盤科目 D 群「ネットワーク共通科目」として正課科目に取り入れている【資料 A-2-6】。また、大学コンソーシアムえひめインターンシップ部会と全国「道の駅」連絡会との間で、平成 27(2015)年に「就労体験型（インターンシップ）学習の実施に関する基本協定」を締結し、本学も提携大学として積極的に参加している。国際交流事業にも本学留学生が参加するなど、各事業の教育的活用を行っている。

② 愛媛大学・放送大学との単位互換制度

平成 14(2002)年 2 月に愛媛大学法文学部と本学の間で協定締結された単位互換制度は、現在、愛媛大学法文学部・教育学部・社会共創学部の 3 学部との単位互換協定となっており、学生の相互交流は継続されている。また、放送大学との間にも平成 20 (2008) 年度に単位互換制度を開設している【資料 A-2-7】。

③大学間連携事業による取り組み

基準 2-5 で述べたように、本学は、平成 24(2012)年度採択の「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業（略称 CoRHD 事業）」および平成 27(2015)年度採択の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に参加している。「CoRHD 事業」においては、基準 2-5 で述べた「ディズニーおもてなし研修」のほか、女性のニーズに特化した「Being インターンシップ」を独自プログラムとして開発・実施した【資料 A-2-8】。また「COC+」においても、本学の独自プロジェクトとして「地方における女性のワークライフバランス」をテーマとした事業を参加大学に提供している【A-2-9】。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

企業との連携は現在愛媛銀行のみであるが、今後拡大を図るとともに、締結した連携の教育的活用を継続して行っていく。また、連携を活用した授業・プログラムへの学生の参加を促進することにより教育効果の向上を図る。

- 【資料 A-2-1】 連携包括協定（愛媛県中予地方局）
- 【資料 A-2-2】 連携協定書、およびまつやま笑顔の子育て応援連携協定（松山市）
- 【資料 A-2-3】 愛媛新聞記事 平成 28(2016)年 4 月 29 日記事
- 【資料 A-2-4】 連携協力協定書（愛媛銀行）
- 【資料 A-2-5】 授業概要「キャリア論」（平成 27(2015)年度）
- 【資料 A-2-6】 授業概要「ネットワーク共通科目」および実施状況（平成 27(2015)年度）
- 【資料 A-2-7】 単位互換開講科目（平成 27(2015)年度）
- 【資料 A-2-8】 2012-2014 年度仕事力玉成プロジェクト報告書 【資料 2-5-7】 と同じ
- 【資料 A-2-9】 COC+キックオフシンポジウム報告書

【基準 A の自己評価】

学びの成果を共同の中で活かす力の育成を教育理念の一つに掲げ、地域密着型の大学であることを個性・特色の一つとしている本学において、地域との強いつながりの維持と活用はきわめて重要である。また、小規模であり、持てる資源が限られている本学にとって、本学ならではの教育研究成果の発信によって貢献しつつ、地域諸機関との連携を教育資源として活用していくことの意義は大きい。

本学は、キリスト教センターを中心とした諸活動を通じて、本学の建学の精神を地域社会に発信する取り組みを継続している。キャンパス空間の開放・利用促進、地域社会と連携したボランティア活動、専攻や SEC 事業による発信などを通じて、地域との繋がりの維持・強化を行い、地域に溶け込む大学づくりを進めることができている。

特に近年、自治体、企業、他の教育機関等との連携協力を精力的に進めており、その成果を、具体的な形で授業科目や正課外プログラムに反映できている。また、大学間連携に

において、女子大学の視点から独自プログラムを開発・提供することによって貢献することができている。

以上のことから、本学は基準 A を満たしているといえる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

松山東雲女子大学

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人松山東雲学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2017 年度大学案内 「松山東雲女子大学 松山東雲短期大学 Campus Guide 2017」	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	松山東雲女子大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	松山東雲女子大学学生募集要項（平成 29(2017)年度）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	「Shinonome キャンパス・ガイド 2016」	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28(2016)年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27(2015)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	松山東雲女子大学アクセスマップ	
	松山東雲女子大学キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	松山東雲学園諸規程（目次）	
	松山東雲女子大学規程（目次）	
	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学共通規程（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 28(2016)年度学校法人松山東雲学園理事、監事、評議員名簿	
	平成 27(2015)年度学校法人松山東雲学園理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人松山東雲学園 決算等の決算書、学校法人松山東雲学園	
	監事監査報告書（平成 23(2011)～平成 27(2015)年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	「履修要覧」（平成 28(2016)年度）	
	授業概要（平成 28(2016)年度）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人松山東雲学園寄附行為 第 3 条、第 4 条	【資料 F-1】該当ページ
【資料 1-1-2】	松山東雲女子大学学則 第 1 条、第 3 条	【資料 F-3】該当ページ
【資料 1-1-3】	「履修要覧」（平成 28(2016)年度）	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-4】	松山東雲女子大学ホームページ「建学の精神」「教育の目的」	

松山東雲女子大学

1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	2017 年度大学案内 「松山東雲女子大学 松山東雲短期大学 Campus Guide 2017」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-2】	松山東雲女子大学学生募集要項（平成 29(2017)年度）	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-3】	「Shinonome キャンパス・ガイド 2016」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-4】	「キャンパスガイド（保護者版）」（平成 28(2016)年度）	
【資料 1-2-5】	教育課程表（平成 28(2016)年度）	【資料 F-12】該当ページ
【資料 1-2-6】	チャペルアワー行事表（平成 27(2015)年度）	
【資料 1-2-7】	教職員研修会次第および配布資料（平成 27(2015)年度）	
【資料 1-2-8】	授業科目受講生数一覧表（平成 27(2015)年度）	
【資料 1-2-9】	「学生支援の手引き」（平成 28(2016)年度）	
【資料 1-2-10】	松山東雲女子大学学則 第 3 条	【資料 F-3】該当ページ
【資料 1-2-11】	松山東雲女子大学履修規程（平成 28(2016)年度）	【資料 F-12】該当ページ
【資料 1-2-12】	松山東雲女子大学学則(平成 23(2011)年度) 第 3 条	
【資料 1-2-13】	松山東雲学園ホームページ「情報公開」	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	教職員研修会次第および配布資料（平成 27(2015)年度）	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 1-3-2】	新任教職員オリエンテーション次第（平成 28(2016)年度）	
【資料 1-3-3】	非常勤講師懇談会案内（平成 27(2015)年度）	
【資料 1-3-4】	「黎明」（平成 27(2015)年度）	
【資料 1-3-5】	キリスト教センター行事関係資料（平成 27(2015)年度）	
【資料 1-3-6】	「入学者選抜説明会」資料（平成 28(2016)年度）	
【資料 1-3-7】	講演会・演奏会等広報チラシ（平成 24(2012)～平成 27(2015)年度）	
【資料 1-3-8】	「教育振興会報告」vol.8	
【資料 1-3-9】	「雪びら」（平成 27(2015)年度）	
【資料 1-3-10】	新聞掲載全面広告（平成 25(2013)～平成 27(2015)年度）	
【資料 1-3-11】	卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査・報告書 (2009～2011)、(2012～2014)	
【資料 1-3-12】	「Vision2020+」最終報告書	
【資料 1-3-13】	松山東雲女子大学ホームページ「アドミッションポリシー」「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」	
【資料 1-3-14】	松山東雲女子大学 教員数	データ編【表 F-6】
【資料 1-3-15】	「教職に関する科目の変更届新旧対照表（幼）」 「教科に関する科目の変更届新旧対照表」	
【資料 1-3-16】	指定保育士養成施設業務報告書 新学年度における職員の状況	
【資料 1-3-17】	社会福祉士養成施設業務報告書 新学年度における職員の状況	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の手入れ		
【資料 2-1-1】	「松山東雲女子大学学生募集要項」（平成 29(2017)年度版）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	松山東雲女子大学ホームページ「アドミッションポリシー」	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 2-1-3】	2017 年度大学案内 「松山東雲女子大学 松山東雲短期大学 Campus Guide 2017」	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-4】	高等学校向け指定校枠説明資料（平成 28(2016)年度）	
【資料 2-1-5】	松山東雲女子大学アドミッションズオフィス(AO)規程	
【資料 2-1-6】	入試区分別募集人数一覧（平成 28(2016)年度）	【資料 F-4】該当ページ

松山東雲女子大学

【資料 2-1-7】	入試区分別の入学者割合（平成 28(2016)年度）	
【資料 2-1-8】	松山東雲女子大学特待生選考規程	
【資料 2-1-9】	学校長推薦特待生募集要項（平成 28(2016)年度）	
【資料 2-1-10】	「入学者選抜説明会」資料（平成 28(2016)年度）	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 2-1-11】	高校訪問記録サンプル（平成 27(2015)年度）	
【資料 2-1-12】	入試実施要領（平成 27(2015)年度）	
【資料 2-1-13】	入学者数推移	
【資料 2-1-14】	平成 23(2011)～平成 28(2016)年度のオープンキャンパス参加者の入学状況	
【資料 2-1-15】	オープンキャンパス資料（平成 27(2015)年度）	
【資料 2-1-16】	入学前準備プログラム案内および資料（平成 28(2016)年度）	
【資料 2-1-17】	「学生名鑑」サンプル（平成 28(2016)年度）	
【資料 2-1-18】	本学への進学ヒートマップ（入試部会資料）	
【資料 2-1-19】	心理福祉専攻サブパンフレット（平成 28(2016)年度）	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	「履修要覧」（平成 28(2016)年度）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-2】	松山東雲女子大学ホームページ「カリキュラムポリシー」	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 2-2-3】	教育課程表（平成 28(2016)年度）	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-2-4】	松山東雲女子大学履修規程 第 7 条、第 8 条	【資料 F-12】該当ページ
【資料 2-2-5】	特講科目希望調査票(学生用・教員用)	
【資料 2-2-6】	履修ガイダンス配布資料（平成 27(2015)年度）	
【資料 2-2-7】	2017 年度大学案内 「松山東雲女子大学 松山東雲短期大学 Campus Guide 2017」	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-8】	「PBL 研修 I」（心理福祉専攻）テキスト（平成 28(2016)年度）	
【資料 2-2-9】	松山東雲女子大学ビジネス能力養成プログラム修了証取得履修細則 松山東雲女子大学通訳・翻訳プログラム修了証取得履修細則 松山東雲女子大学児童英語指導者養成プログラム修了証取得履修細則	
【資料 2-2-10】	履修系統図（平成 28(2016)年度）	
【資料 2-2-11】	松山東雲女子大学教務部会議事録(平成 27(2015)年度第 11 回)	
【資料 2-2-12】	松山東雲女子大学履修規程 第 5 条	【資料 F-12】該当ページ
【資料 2-2-13】	e ポートフォリオ資料	
【資料 2-2-14】	「学びの基礎 I」「学びの基礎 II」受講生アンケート結果（平成 27(2015)年度）	
【資料 2-2-15】	『松山東雲女子大学人文科学部紀要』第 24 巻(抜刷)	
【資料 2-2-16】	「国語テスト」実施要領	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	「学生支援の手引き」（平成 28(2016)年度）	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 2-3-2】	「Shinonome キャンパス・ガイド 2016」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-3】	「オリエンテーションガイド」（平成 28(2016)年度）	
【資料 2-3-4】	オリエンテーション配布資料（平成 28(2016)年度）	
【資料 2-3-5】	オリエンテーション日程表（平成 27(2015)年度前学期、後学期）	
【資料 2-3-6】	松山東雲女子大学学則 第 14 条	【資料 F-3】該当ページ
【資料 2-3-7】	退学理由から見た各学科・専攻における過去 5 年間の退学者の状況	
【資料 2-3-8】	過去 5 年間の卒業決定状況	
【資料 2-3-9】	「教務の手引」（平成 28(2016)年度）	
【資料 2-3-10】	「キャンパスガイド（保護者版）」（平成 28(2016)年度）	【資料 1-2-4】と同じ

松山東雲女子大学

【資料 2-3-11】	保護者懇談案内、保護者懇談報告書（様式）	
【資料 2-3-12】	「教育振興会報告」vol.8	【資料 1-3-8】と同じ
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	「履修要覧」（平成 28(2016)年度）「ディプロマポリシー」	【資料 F-12】該当ページ
【資料 2-4-2】	松山東雲女子大学ホームページ「ディプロマポリシー」	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 2-4-3】	履修ガイド 「1.単位について」	【資料 F-12】該当ページ
【資料 2-4-4】	「授業概要」（平成 28(2016)年度）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-5】	松山東雲女子大学試験および学業成績判定規程	【資料 F-12】該当ページ
【資料 2-4-6】	履修ガイド「7.学業成績の判定について」	【資料 F-12】該当ページ
【資料 2-4-7】	松山東雲女子大学教授会資料（2015 年度第 15 回）	
【資料 2-4-8】	成績評価状況（平成 27(2015)年度後学期）	
【資料 2-4-9】	成績確認手続資料	
【資料 2-4-10】	松山東雲女子大学学則 第 25 条、第 26 条	【資料 F-3】該当ページ
【資料 2-4-11】	松山東雲女子大学学則 第 6 条～第 7 条	【資料 F-3】該当ページ
【資料 2-4-12】	松山東雲女子大学卒業認定時期の延期に関する内規、および教授会議事録（平成 24(2012)年度第 16 回）	
【資料 2-4-13】	平成 28(2016)年度授業日程表	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	教育課程表（平成 28(2016)年度）	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-5-2】	「PBL 研修 I」（心理福祉専攻）テキスト（平成 28(2016)年度）	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-5-3】	松山東雲女子大学ビジネス能力養成プログラム修了証取得履修細則 松山東雲女子大学通訳・翻訳プログラム修了証取得履修細則 松山東雲女子大学児童英語指導者養成プログラム修了証取得履修細則	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-5-4】	オリエンテーション日程表（平成 27(2015)年度前学期、後学期）	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 2-5-5】	「ディズニーおもてなし研修」資料	
【資料 2-5-6】	「キャリアデザインガイド 2016」	
【資料 2-5-7】	2012-2014 年度仕事力玉成プロジェクト報告書	
【資料 2-5-8】	COC+プログ、学内通信 COCORO+	
【資料 2-5-9】	企業向けリーフレット（平成 27(2015)年度）	
【資料 2-5-10】	外部企業調査結果	
【資料 2-5-11】	玉成プロジェクトによる分析結果	【資料 2-5-7】該当ページ
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	「履修要覧」（平成 28(2016)年度）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-6-2】	学生支援部会議事録(平成 27(2015)年度第 10 回)	
【資料 2-6-3】	「2015 年度卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査」	
【資料 2-6-4】	「学生の学修時間・学修行動調査アンケート」（平成 27(2015)年度）	
【資料 2-6-5】	「学生による授業評価アンケート」質問項目(平成 27(2015)年度)	
【資料 2-6-6】	教授会議事録（平成 27(2015)年度第 15 回）	
【資料 2-6-7】	教授会議事録（平成 27(2015)年度第 1 回・平成 26(2014)年度第 17 回）	
【資料 2-6-8】	学生による授業評価アンケート集計結果表（平成 27(2015)年度後学期）	
【資料 2-6-9】	授業評価教員コメント（平成 27(2015)年度後学期）	

松山東雲女子大学

【資料 2-6-10】	教授会議事録(平成 27(2015)年度第 5 回)	
【資料 2-6-11】	教授会議事録(平成 27(2015)年度第 21 回)	
【資料 2-6-12】	2014 年度「学生の学習時間・学習行動調査」集計結果と集計結果分析(平成 26(2014)年度、平成 27(2015)年度)	
【資料 2-6-13】	卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査・報告書(2009～2011)、(2012～2014)	【資料 1-3-11】と同じ
【資料 2-6-14】	社会福祉、保育園、幼稚園実習反省会次第(平成 27(2015)年度)	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学学生支援部規程	
【資料 2-7-2】	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学キリスト教センター規程	
【資料 2-7-3】	松山東雲学園人権問題委員会規程 松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント等人権問題にかかる相談窓口に関する規則	
【資料 2-7-4】	平成 28(2016)年度入学式・オリエンテーション日程表	
【資料 2-7-5】	「オリエンテーションガイド」(平成 28(2016)年度)	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 2-7-6】	ウェルカムセミナーのしおり、ウェルカムセミナー役割分担表	
【資料 2-7-7】	バイク・自転車講習会実施要領(平成 28(2016)年度)	
【資料 2-7-8】	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学カウンセリングルーム規程	
【資料 2-7-9】	松山東雲女子大学しのめ給付奨学金規程	
【資料 2-7-10】	松山東雲高等学校特別奨学金規程	
【資料 2-7-11】	松山東雲女子大学特待生選考規程	【資料 2-1-8】と同じ
【資料 2-7-12】	松山東雲学園二宮邦次郎賞授与規程、ジレット賞授与規程	
【資料 2-7-13】	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学学生会会則	
【資料 2-7-14】	「クラブ活動ハンドブック」	
【資料 2-7-15】	クラブコーチ懇談会記録	
【資料 2-7-16】	時間割表(平成 28(2016)年度)	
【資料 2-7-17】	学内教職員用ホームページ「学生表彰について」	
【資料 2-7-18】	松山東雲女子大学社会人の学納金等に関する規程	
【資料 2-7-19】	学長への伝言箱(伝言カードおよび返信)	
【資料 2-7-20】	卒業生に対する大学教育に関するアンケート調査・報告書(2009～2011)、(2012～2014)	【資料 1-3-11】と同じ
【資料 2-7-21】	在学生インタビュー結果まとめおよび分析	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	松山東雲女子大学 専任教員数	データ編【表 F-6】
【資料 2-8-2】	年齢別教員数	
【資料 2-8-3】	教科に関する科目の変更届新旧対照表	【資料 1-3-15】と同じ
【資料 2-8-4】	教職に関する科目の変更届新旧対照表(幼)	【資料 1-3-15】と同じ
【資料 2-8-5】	平成 27(2015)年度授業実績表	
【資料 2-8-6】	『松山東雲女子大学自己評価報告書・本編』平成 21(2009)年、61 ページ	
【資料 2-8-7】	松山東雲女子大学教員任用規程	
【資料 2-8-8】	松山東雲女子大学任用資格審査手続き規則	
【資料 2-8-9】	松山東雲女子大学任用資格審査細則	
【資料 2-8-10】	松山東雲女子大学人事教授会規程	
【資料 2-8-11】	松山東雲女子大学及び松山東雲短期大学契約教員に関する規程	
【資料 2-8-12】	学生による授業評価に関する取り扱いについて	
【資料 2-8-13】	契約教員の年次評価に関する資料	
【資料 2-8-14】	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学教員評価規程	
【資料 2-8-15】	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 FD 委員会規程	
【資料 2-8-16】	FD・SD 研修会報告(平成 26(2014)～平成 27(2015)年度)	

松山東雲女子大学

【資料 2-8-17】	SPOD プログラム参加教員数（平成 21(2009)～平成 27(2015)年度）	
【資料 2-8-18】	参観可能授業に関する提出(参加)者一覧表(平成 27(2015)年度)	
【資料 2-8-19】	「学びの基礎担当者打ち合わせ会」（平成 27(2015)年度）	
【資料 2-8-20】	松山東雲女子大学教務部会議事録(平成 27(2015)年度第 11 回)	【資料 2-2-11】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	松山東雲女子大学・短期大学建物配置図（平成 27(2015)年 4 月）	
【資料 2-9-2】	時間割表（平成 28(2016)年度）	【資料 2-7-16】と同じ
【資料 2-9-3】	教室稼働状況（平成 27(2015)年度）	
【資料 2-9-4】	図書館カレンダー等資料およびベストリーダー賞授賞式次第（平成 27(2015)年度）	
【資料 2-9-5】	「学びの基礎 I」図書検索課題	
【資料 2-9-6】	Free Wi-Fi 導入契約書	
【資料 2-9-7】	松山東雲女子大学、松山東雲短期大学及び松山東雲短期大学附属幼稚園消防計画	
【資料 2-9-8】	防災訓練のエビデンス（学生支援部会資料など）	
【資料 2-9-9】	授業科目受講生数一覧表（平成 27(2015)年度）	【資料 1-2-8】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人松山東雲学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人松山東雲学園寄附行為施行細則	
【資料 3-1-3】	学校法人松山東雲学園経営企画委員会規程	
【資料 3-1-4】	松山東雲女子大学教授会規程	
【資料 3-1-5】	学校法人松山東雲学園中長期計画一覧表	
【資料 3-1-6】	松山東雲学園人権問題委員会規程	【資料 2-7-3】と同じ
【資料 3-1-7】	松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針	
【資料 3-1-8】	松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る調査委員会に関する規則	
【資料 3-1-9】	松山東雲学園セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る相談窓口に関する規則	【資料 2-7-3】と同じ
【資料 3-1-10】	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について	
【資料 3-1-11】	育児休業等に関する規程	
【資料 3-1-12】	介護休業等に関する規程	
【資料 3-1-13】	松山東雲学園個人情報保護基本方針	
【資料 3-1-14】	松山東雲学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-15】	特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針	
【資料 3-1-16】	学校法人松山東雲学園 特定個人情報取扱規程	
【資料 3-1-17】	松山東雲女子大学ホームページ 「情報公開」	
【資料 3-1-18】	松山東雲学園ホームページ 「財務情報」	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人松山東雲学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人松山東雲学園学内理事会規程	
【資料 3-2-3】	学校法人松山東雲学園寄附行為施行細則	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-4】	学校法人松山東雲学園経営企画委員会規程	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-2-5】	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学学長選考規程	
【資料 3-2-6】	松山東雲女子大学教育職員役職規程	
【資料 3-2-7】	学校法人松山東雲学園事務組織規程	

松山東雲女子大学

【資料 3-2-8】	理事、監事、評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	松山東雲女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	松山東雲女子大学教授会規程	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-3-3】	松山東雲女子大学人事教授会規程	【資料 2-8-10】と同じ
【資料 3-3-4】	松山東雲女子大学運営委員会規程	
【資料 3-3-5】	松山東雲女子大学学科長・専攻主任会規程	
【資料 3-3-6】	松山東雲女子大学学科会規程	
【資料 3-3-7】	松山東雲女子大学教育職員役職規程	【資料 3-2-6】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人松山東雲学園経営企画委員会規程	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人松山東雲学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-3】	理事会、評議員会の前年度開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-4】	学園監事の監査実施要領	
【資料 3-4-5】	平成 27(2015)年度学園監事監査実績	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人松山東雲学園事務組織規程	【資料 3-2-7】と同じ
【資料 3-5-2】	松山東雲学園事務組織図	
【資料 3-5-3】	学校法人松山東雲学園中長期計画一覧表	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-5-4】	学校法人松山東雲学園中長期計画 平成 27(2015)年度進捗状況報告書	
【資料 3-5-5】	松山東雲学園職員研修会規程	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 28(2016)年度予算編成方針	
【資料 3-6-2】	平成 28(2016)年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-6-3】	財務計画について	
【資料 3-6-4】	学園帰属収支について	
【資料 3-6-5】	松山東雲女子大学 採択制補助金一覧	
【資料 3-6-6】	経営改善に関わる経費削減数値目標について	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	平成 27(2015)年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-7-2】	学校法人松山東雲学園 決算等の計算書、学校法人松山東雲学園監事監査報告書（平成 23(2011)～平成 27(2015)年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-7-3】	松山東雲学園ホームページ「財務情報」	【資料 3-1-18】と同じ
【資料 3-7-4】	平成 28(2016)年度予算編成方針	【資料 3-6-1】と同じ
【資料 3-7-5】	平成 28(2016)年度予算編成概要について	
【資料 3-7-6】	平成 28(2016)年度当初予算書	
【資料 3-7-7】	学校法人松山東雲学園経理規程	
【資料 3-7-8】	学校法人松山東雲学園固定資産および物品調達規程	
【資料 3-7-9】	平成 27(2015)年度補正予算書	
【資料 3-7-10】	平成 27(2015)年度財産目録	
【資料 3-7-11】	学校法人松山東雲学園資金運用規程	
【資料 3-7-12】	有価証券の減損処理に関する基準について	
【資料 3-7-13】	学校法人松山東雲学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-7-14】	学園監事の監査実施要領	【資料 3-4-4】と同じ
【資料 3-7-15】	学校法人松山東雲学園業務監査規程	
【資料 3-7-16】	公認会計士監査日程表	
【資料 3-7-17】	独立監査人の監査報告書	

松山東雲女子大学

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	松山東雲女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 業務計画・実施報告書」資料	
【資料 4-1-3】	松山東雲女子大学自己点検・評価実行委員会規程	
【資料 4-1-4】	松山東雲女子大学心理子ども学科会議事録	
【資料 4-1-5】	平成 21(2009)年度「松山東雲女子大学 自己評価報告書・本編〔日本高等教育評価機構〕」 掲載先 松山東雲女子大学ホームページ http://www.shinonome.ac.jp/uploaded/attachment/150.pdf	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 IR 推進委員会規程	
4-3. 自己点検・評価の有効性		

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域に開かれた大学		
【資料 A-1-1】	キリスト教センター行事関連資料（平成 27(2015)年度）	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 A-1-2】	講演会・演奏会等広報チラシ（平成 24(2012)～平成 27(2015)年度）	【資料 1-3-7】と同じ
【資料 A-1-3】	「ボランティアセンター」の企画行事日程（平成 28(2016)年度）	
【資料 A-1-4】	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学連携交流センター規程	
【資料 A-1-5】	2016 年度松山東雲エクステンションセンター講座案内	
【資料 A-1-6】	松山東雲エクステンションセンター活動状況（平成 27(2015)年度）	
【資料 A-1-7】	幼児教育講演会および東雲夏の保育ゼミナール開催状況	
【資料 A-1-8】	学園バス運行・施設使用等予定表（2013～2015）	
【資料 A-1-9】	松山東雲女子大学ホームページ「図書館利用案内」「学外の方へ」	
【資料 A-1-10】	「たんぼぼ」活動実績（平成 27(2015)年度）	
A-2. 教育活動における地域社会との連携		
【資料 A-2-1】	連携包括協定（愛媛県中予地方局）	
【資料 A-2-2】	連携協定書、およびまつやま笑顔の子育て応援連携協定（松山市）	
【資料 A-2-3】	愛媛新聞記事 平成 28(2016)年 4 月 29 日記事	
【資料 A-2-4】	連携協力協定書（愛媛銀行）	
【資料 A-2-5】	授業概要「キャリア論」（平成 27(2015)年度）	
【資料 A-2-6】	授業概要「ネットワーク共通科目」および実施状況（平成 27(2015)年度）	
【資料 A-2-7】	単位互換開講科目（平成 27(2015)年度）	
【資料 A-2-8】	2012-2014 年度仕事力玉成プロジェクト報告書	【資料 2-5-7】と同じ
【資料 A-2-9】	COC+キックオフシンポジウム報告書	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。